

DIAMパッシブ資産分散ファンド

愛称：三本の矢

追加型投信／内外／資産複合

- この目論見書により行う「DIAMパッシブ資産分散ファンド」の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第5条の規定により、有価証券届出書を2025年2月6日に関東財務局長に提出しており、2025年2月7日にその効力が生じております。
- 「DIAMパッシブ資産分散ファンド」の基準価額は、ファンドに組入れられる有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による損益は全て投資家のみなさまに帰属します。したがって、ファンドは、元本が保証されているものではありません。

アセットマネジメントOne株式会社

本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。
ファンドは、課税上「株式投資信託」として取り扱われます。

■委託会社への照会先

【コールセンター】 **0120-104-694** (受付時間：営業日の午前9時～午後5時)

【ホームページアドレス】 <https://www.am-one.co.jp/>

発行者名	アセットマネジメントOne株式会社
代表者の役職氏名	取締役社長 杉原 規之
本店の所在の場所	東京都千代田区丸の内一丁目8番2号
有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所	該当事項はありません。

目 次

第一部【証券情報】	1
第二部【ファンド情報】	5
第1【ファンドの状況】	5
第2【管理及び運営】	45
第3【ファンドの経理状況】	52
第4【内国投資信託受益証券事務の概要】	116
第三部【委託会社等の情報】	118
第1【委託会社等の概況】	118
約款	165

第一部【証券情報】

(1) 【ファンドの名称】

D I A Mパッシブ資産分散ファンド

また、愛称として「三本の矢」という名称を用いる場合があります。

(以下「ファンド」または「当ファンド」といいます。)

(2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

契約型の追加型証券投資信託の受益権（以下「受益権」といいます。）

信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、「社債、株式等の振替に関する法律」（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けており、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関等（後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含めます。）をいいます。以下同じ。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社であるアセットマネジメントOne株式会社（以下、「委託会社」といいます。）は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3) 【発行（売出）価額の総額】

1兆円を上限とします。

(4) 【発行（売出）価格】

お申込日の翌営業日の基準価額※とします。

なお、「分配金自動けいぞく投資コース」により、収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日の基準価額とします。

※「基準価額」とは、純資産総額（ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額）を計算日の受益権総口数で除した価額をいいます。（ただし、便宜上1万口当りに換算した基準価額で表示することがあります。）

<基準価額の照会方法等>

基準価額は、当ファンドの委託会社の毎営業日において、委託会社により計算され、公表されません。

※当ファンドの基準価額は、以下の方法でご確認ください。

- ・販売会社へのお問い合わせ
- ・委託会社への照会

ホームページ URL <https://www.am-one.co.jp/>

コールセンター:0120-104-694（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

- ・計算日翌日付の日本経済新聞朝刊の「オープン基準価格」の欄をご参照ください。

(5) 【申込手数料】

お申込日の翌営業日の基準価額に、2.2%（税抜2.0%）を上限として、各販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。

※償還乗換え等によるお申込みの場合、販売会社によりお申込手数料が優遇される場合があります。

※「分配金自動けいぞく投資コース」により収益分配金を再投資する場合は、お申込手数料はかかりません。

※詳しくは販売会社にお問い合わせください。

(6) 【申込単位】

各販売会社が定める単位とします。

「分配金受取コース」および「分配金自動けいぞく投資コース」によるお申込みが可能です。お申込みになる販売会社によっては、どちらか一方のコースのみの取扱いとなる場合があります。

※取扱コースおよびお申込単位は販売会社にお問い合わせください。

※「分配金自動けいぞく投資コース」により、収益分配金を再投資する場合は、1口単位となります。

※当初元本は1口当たり1円です。

(7) 【申込期間】

継続申込期間：2025年2月7日から2025年8月7日まで

※ただし、お申込みの取扱いは、原則として販売会社の毎営業日に行われます。お申込みの受付は、原則として午後3時30分までにお申込みが行われ、かつ、お申込みの受付に係る販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込みとします。なお、販売会社によっては異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

※継続申込期間は、上記期間終了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

※ニューヨーク証券取引所、ロンドン証券取引所、オーストラリア証券取引所、ニューヨークの銀行、ロンドンの銀行、オランダの銀行、フランスの銀行のいずれかの休業日に該当する日（以下「海外休業日」という場合があります。）には、お申込みの受付を行いません。

(8) 【申込取扱場所】

当ファンドのお申込みにかかる取扱い等は販売会社が行います。

※販売会社は、以下の方法でご確認ください。

・委託会社への照会

ホームページ URL <https://www.am-one.co.jp/>

コールセンター：0120-104-694（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

(9) 【払込期日】

取得申込者は、お申込みをされた販売会社が定める所定の日までに、買付代金を販売会社に支払うものとします。

各取得申込日の発行価額の総額は、販売会社によって、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して受託会社の指定するファンド口座（受託会社が信託事務の一部について委託を

行っている場合は当該委託先の口座)に払込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

取得申込者は、販売会社の定める方法により、販売会社に買付代金を支払うものとします。

※払込取扱場所についてご不明な点は、以下の方法でご確認ください。

・委託会社への照会

ホームページ URL <https://www.am-one.co.jp/>

コールセンター：0120-104-694（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

(11) 【振替機関に関する事項】

ファンドの受益権にかかる振替機関は以下の通りです。

株式会社証券保管振替機構

(12) 【その他】

お申込みの方法

お申込みに際しては、販売会社所定の方法でお申込みください。

当ファンドは、収益の分配が行われた場合に収益分配金を受領する「分配金受取コース」と、収益分配金を無手数料で再投資する「分配金自動けいぞく投資コース」があり、「分配金自動けいぞく投資コース」を取得申込者が選択した場合には、取得申込者は販売会社との間で「自動けいぞく投資約款」にしたがって分配金再投資に関する契約を締結します。なお、販売会社によっては、当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。

また、受益者と販売会社との間であらかじめ決められた一定の金額を一定期間毎に定時定額購入（積立）をすることができる場合があります。販売会社までお問い合わせください。

当ファンドのお申込みは、販売会社の毎営業日に行われます。お申込みの受付は、原則として午後3時30分までにお申込みが行われ、かつ、お申込みの受付にかかる販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込みとします。なお、販売会社によっては異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

ただし、海外休業日には、お申込みの受付を行いません。

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、お申込みの受付を中止することおよびすでに受付けたお申込みの受付を取り消すことができるものとします。

※受益権の取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたは予め当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。

なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。委託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振

替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

○振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの収益分配金、償還金、解約代金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

(参考)

◆投資信託振替制度

投資信託振替制度とは、ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理するものです。ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

- ①当ファンドは、安定的なインカムゲインの確保に加え、キャピタルゲインの獲得をめざします。
- ②当ファンドの信託金限度額は、4,000億円とします。ただし、委託会社は、受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

<ファンドの特色>

1 3資産のリスク量が等しくなるように分散投資を行います。

資産構成比

2024年11月末現在、ファンドにおける各資産のリスク量が均等となる比率(基本リスクウェイト)に基づき算出された資産構成比は以下の通りです。

各資産の相関関係を考慮したうえでファンドにおける3資産のリスク量が等しくなるように調整するため、相対的にリスクの高い資産の構成比は低くなり、相対的にリスクの低い資産の構成比は高くなります。

外国リート・パッシブ・ファンド・マザーファンド

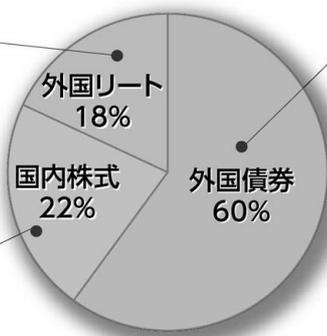
S&P 先進国 REITインデックス
(除く日本、円換算ベース、配当込み、為替ヘッジなし)*への連動をめざします。

*上記指数のドルベースのデータを、基準価額算出に用いる為替レートによって委託会社が計算したものです。

インデックス225 マザーファンド

日経平均トータルリターン・インデックス*への連動をめざします。

*日経平均トータルリターン・インデックスは、配当込みの日経平均株価(日経225)の値動きを示す指数です。



外国債券パッシブ・ファンド・マザーファンド

FTSE世界国債インデックス
(除く日本、円ベース、為替ヘッジなし)への連動をめざします。

基本リスクウェイトに基づき定期的に算出された資産構成比に従い運用を行うため、左記比率は変化します。

(※)外国債券、国内株式、外国リートへの投資は、それぞれ外国債券パッシブ・ファンド・マザーファンド、インデックス225 マザーファンド、外国リート・パッシブ・ファンド・マザーファンドを通じて行います。上記資産構成比は、各マザーファンドの構成比です。

(※)基本リスクウェイトは、当該資産の時価およびボラティリティをもとに、みずほ第一フィナンシャルテクノロジー株式会社が定期的に計測します。計測の結果、原則として基本リスクウェイト(各々約33%)と、当ファンドにおけるいずれかの資産のリスクウェイトが5%以上乖離した場合にはリバランスを行います。純資産総額や市場環境等によって資産構成比を見直す場合もあります。

(※)2024年11月末現在の資産構成比は、2019年12月~2024年11月のヒストリカルデータから計測した各資産のリスク量に基づいて算出された比率です。各資産のリスク量は、外国債券はFTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース、為替ヘッジなし)、国内株式は日経平均トータルリターン・インデックス、外国リートはS&P 先進国 REITインデックス(除く日本、円換算ベース、配当込み、為替ヘッジなし)で計測したものです。

(出所:みずほ第一フィナンシャルテクノロジー株式会社)

2 海外投資の活用で通貨分散が図れます。

世界主要通貨である米ドル、ユーロ、日本円などに通貨分散が図れます。

資産分散に加え、通貨分散が図れることで、より一層の分散投資効果が期待できます。

※実質組入外貨建資産について為替ヘッジは行いません。

3 年6回の決算

奇数月の各6日(休業日の場合は翌営業日。)に決算を行い、原則として利子・配当等収益(経費控除後)の範囲内で安定的な分配を行うことを基本とします。また、5月および11月には原則として利子・配当等収益に売買益(評価益を含みます。)等を加えた額から分配を行うこととします。



- 上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。
- 分配金額は、分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

収益分配金に関する留意事項

◆投資信託の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。なお、分配金の有無や金額は確定したものではありません。

投資信託から分配金が支払われるイメージ



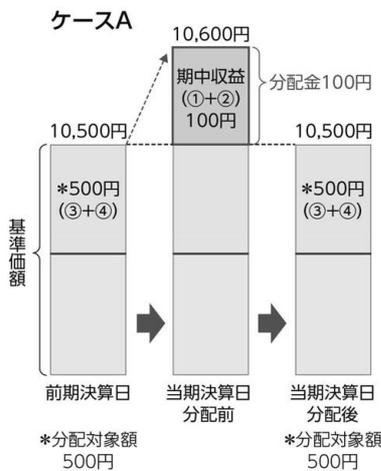
◆分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

分配金額と基準価額の関係(イメージ)

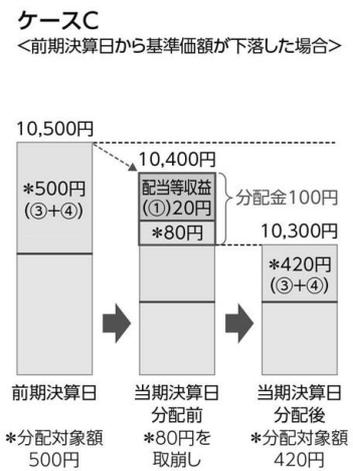
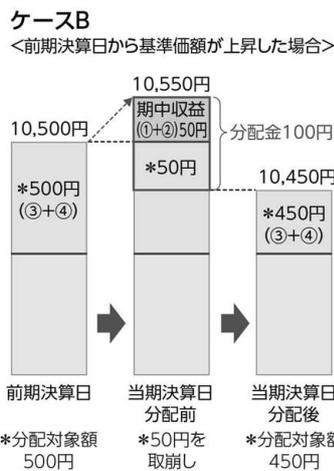
分配金は、分配方針に基づき、以下の分配対象額から支払われます。

- ①配当等収益(経費控除後)、②有価証券売買益・評価益(経費控除後)、③分配準備積立金、④収益調整金

計算期間中に発生した収益の中から支払われる場合



計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合



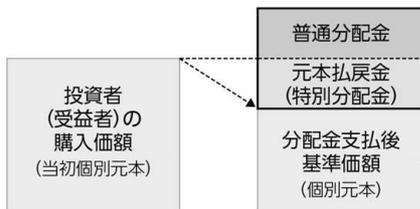
上図のそれぞれのケースにおいて、前期決算日から当期決算日まで保有した場合の損益を見ると、次の通りとなります。

- ケースA: 分配金受取額100円+当期決算日と前期決算日との基準価額の差0円=100円
 ケースB: 分配金受取額100円+当期決算日と前期決算日との基準価額の差▲50円=50円
 ケースC: 分配金受取額100円+当期決算日と前期決算日との基準価額の差▲200円=▲100円

★A、B、Cのケースにおいては、分配金受取額はすべて同額ですが、基準価額の増減により、投資信託の損益状況はそれぞれ異なった結果となっています。このように、投資信託の収益については、分配金だけに注目するのではなく、「分配金の受取額」と「投資信託の基準価額の増減額」の合計額でご判断ください。
 ※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではないのでご注意ください。

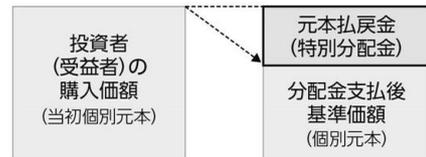
◆投資者(受益者)のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないし全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は、非課税扱いとなります。

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金: 個別元本(投資者(受益者)のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。
 元本払戻金(特別分配金): 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者(受益者)の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

○商品分類表

単位型投信 追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信 追加型投信	国内	株式 債券
	海外	不動産投信
	内外	その他資産 () 資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

○商品分類定義

追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
内外	目論見書または投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
資産複合	目論見書または投資信託約款において、株式、債券、不動産投信およびその他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

○属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般	年1回	グローバル (日本を含む)		
大型株 中小型株	年2回	日本		
債券 一般	年4回	北米	ファミリー ファンド	あり ()
公債 社債	年6回 (隔月)	欧州		
その他債券 クレジット属性 ()	年12回 (毎月)	アジア オセアニア		
不動産投信	日々	中南米	ファンド・ オブ・ファンズ	なし
その他資産 (投資信託証券 (資産複合(株 式、債券、不動産 投信) 資産配分変 更型))	その他 ()	アフリカ 中近東 (中東) エマージング		
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型				

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

○属性区分定義

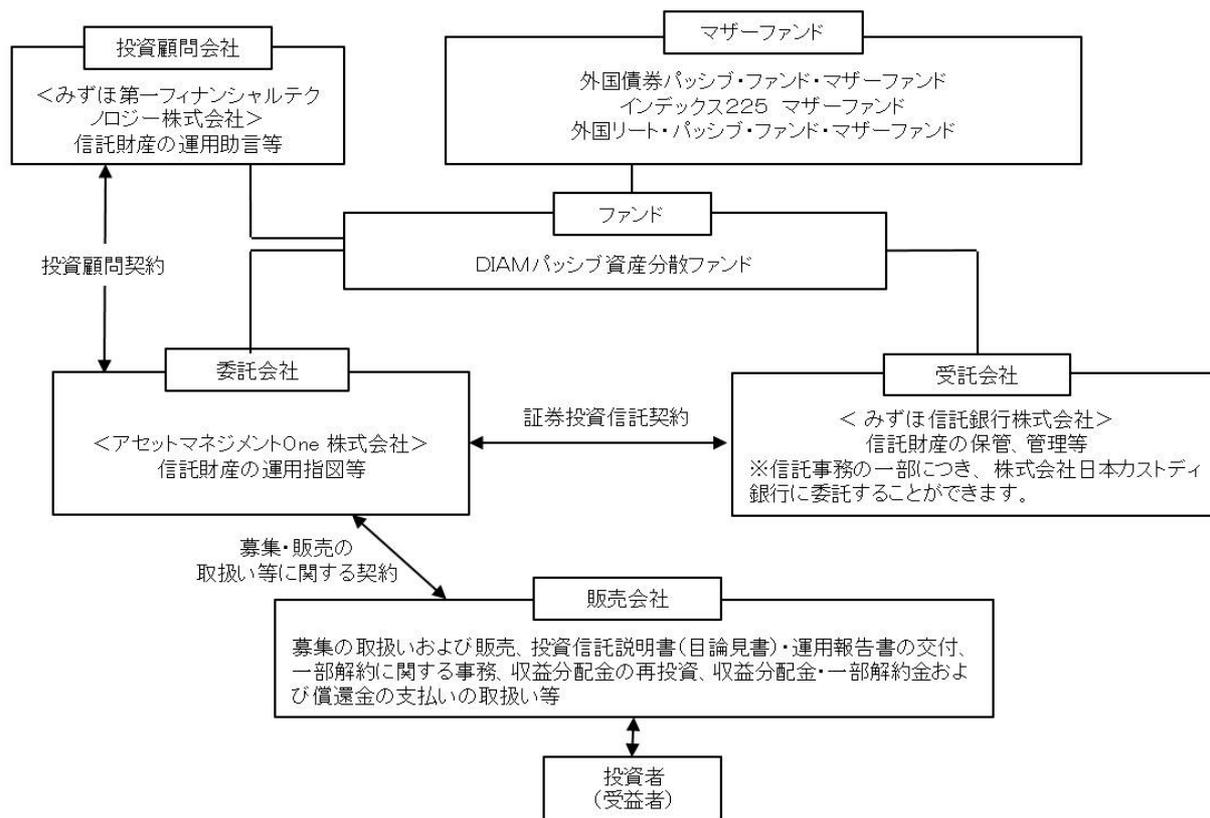
その他資産（投資信託証券（資産複合（株式、債券、不動産投信）資産配分変更型））	目論見書または投資信託約款において、投資信託証券への投資を通じて、主として複数の資産（株式、債券、不動産投信）を実質的な投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行う旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいいます。 （注）商品分類表の投資対象資産は資産複合に分類され、属性区分表の投資対象資産はその他資産（投資信託証券（資産複合（株式、債券、不動産投信）資産配分変更型））に分類されます。
年6回（隔月）	目論見書または投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいいます。
グローバル（日本を含む）	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を含む世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
ファミリーファンド	目論見書または投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいいます。
為替ヘッジなし	目論見書または投資信託約款において、対円での為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは対円での為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

※上記の分類は、一般社団法人投資信託協会の商品分類に関する指針に基づき記載しております。
上記以外の商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会ホームページ（<https://www.toushin.or.jp/>）をご覧ください。

（２）【ファンドの沿革】

- 2005年12月28日 信託契約締結、ファンドの設定、ファンドの運用開始
- 2021年6月2日 ファンドの主要投資対象に「インデックス225 マザーファンド」を追加
- 2021年9月17日 ファンドの主要投資対象から「日経225インデックスファンド・マザーファンド」を削除

(3) 【ファンドの仕組み】



- ・「証券投資信託契約」の概要

委託会社と受託会社との間においては、当ファンドの設定時に証券投資信託契約を締結しております。

当該契約の内容は、運用の基本方針、投資対象、投資制限、受益者の権利等を規定したものです。
- ・「募集・販売の取扱い等に関する契約」の概要

委託会社と販売会社との間においては、募集・販売の取扱い等に関する契約を締結しております。

当該契約の内容は、証券投資信託の募集・販売の取扱い、一部解約に関する事務、収益分配金の再投資、収益分配金・一部解約金及び償還金の受益者への支払い等に関する包括的な規則を定めたものです。
- ・「投資顧問契約」の概要

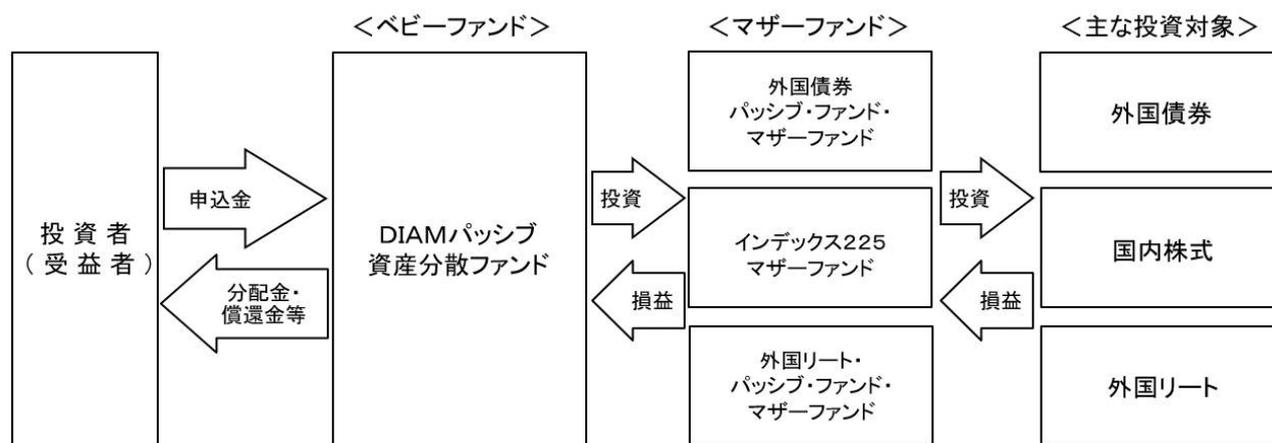
委託会社と投資顧問会社（みずほ第一フィナンシャルテクノロジー株式会社）との間においては、当ファンドの運用にかかる助言契約が締結されております。

当該契約の内容は、投資顧問サービスの内容、助言の基本方針、運用の責任等について規定したものです。

●ファミリーファンド方式とは●

当ファンドは「ファミリーファンド方式」により運用を行います。

「ファミリーファンド方式」とは、複数のファンドを合同運用する仕組みで、投資者からの資金をまとめてベビーファンド（当ファンド）とし、その資金の全部または一部をマザーファンド受益証券に投資して、その実質的な運用をマザーファンドにて行う仕組みです。



※当ファンドはデリバティブ取引や為替予約取引の直接利用は行いません。

○委託会社の概況

名称：アセットマネジメントOne株式会社

本店の所在の場所：東京都千代田区丸の内一丁目8番2号

資本金の額

20億円（2024年11月29日現在）

委託会社の沿革

1985年7月1日	会社設立
1998年3月31日	「証券投資信託法」に基づく証券投資信託の委託会社の免許取得
1998年12月1日	証券投資信託法の改正に伴う証券投資信託委託業のみなし認可
1999年10月1日	第一ライフ投信投資顧問株式会社を存続会社として興銀エヌダブリュ・アセットマネジメント株式会社および日本興業投信株式会社と合併し、社名を興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社とする。
2008年1月1日	「興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社」から「D I A Mアセットマネジメント株式会社」に商号変更
2016年10月1日	D I A Mアセットマネジメント株式会社、みずほ投信投資顧問株式会社、新光投信株式会社、みずほ信託銀行株式会社（資産運用部門）が統合し、商号をアセットマネジメントOne株式会社に変更

大株主の状況

(2024年11月29日現在)

株主名	住所	所有株数	所有比率
株式会社みずほフィナンシャルグループ	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	28,000株※1	70.0%※2
第一生命ホールディングス株式会社	東京都千代田区有楽町一丁目13番1号	12,000株	30.0%※2

※1：A種種類株式（15,510株）を含みます。

※2：普通株式のみの場合の所有比率は、株式会社みずほフィナンシャルグループ51.0%、第一生命ホールディングス株式会社49.0%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

<基本方針>

この投資信託は、安定的なインカムゲインの確保に加え、キャピタルゲインの獲得をめざします。

<投資対象>

外国債券パッシブ・ファンド・マザーファンド受益証券、インデックス225 マザーファンド受益証券および外国リート・パッシブ・ファンド・マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。

<投資態度>

- ①外国債券パッシブ・ファンド・マザーファンド、インデックス225 マザーファンドおよび外国リート・パッシブ・ファンド・マザーファンドの各受益証券を通じて主に外国債券、国内株式および外国不動産投資信託証券に投資し、安定的なインカムゲインの確保に加え、キャピタルゲインの獲得をめざします。
- ②各マザーファンドへの投資に当たっては、各資産の信託財産におけるリスク量が均等となる比率に基づき算出された投資比率に従い、配分します。
- ③基本リスクウェイトは、各資産の時価およびボラティリティをもとに、みずほ第一フィナンシャルテクノロジー株式会社が定期的に計測します。計測の結果、原則として、基本リスクウェイトから信託財産におけるいずれかの資産のリスクウェイトが5%以上乖離した場合にはリバランスを行います。
- ④上記規定にかかわらず、信託財産の純資産総額の水準や市場環境等によって、各資産の投資割合を見直す場合があります。
- ⑤実質組入外貨建資産については、為替ヘッジは行いません。

(2)【投資対象】

①投資の対象とする資産の種類（約款第15条）

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）とします。

1. 有価証券
2. 金銭債権

3. 約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除く。）

②有価証券の指図範囲（約款第16条第1項）

委託会社は、信託金を、主としてアセットマネジメントOne株式会社を委託会社とし、みずほ信託銀行株式会社を受託会社として締結された、外国債券パッシブ・ファンド・マザーファンド、外国リート・パッシブ・ファンド・マザーファンドおよびインデックス225 マザーファンドの各受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1.の証券の性質を有するもの。
3. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

③金融商品の指図範囲（約款第16条第2項）

上記②の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認める場合、委託会社は、信託金を、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

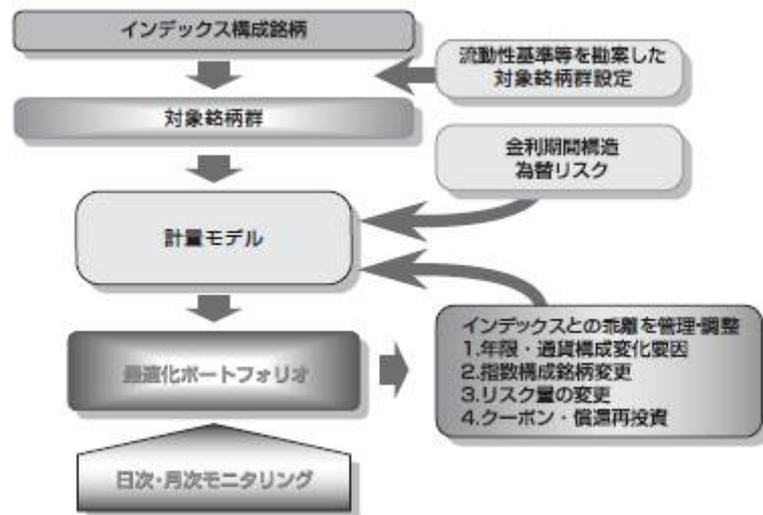
1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

（参考）当ファンドが投資対象とするマザーファンドの概要

ファンド名	外国債券パッシブ・ファンド・マザーファンド
基本方針	この投資信託は、信託財産の中長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。
主な投資対象	海外の公社債を主要投資対象とします。
投資態度	<p>①主に日本を除く世界主要国の公社債に投資し、「FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース、為替ヘッジなし）」^(注1)に連動する投資成果をめざして運用を行います。</p> <p>(注1)FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。</p> <p>このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。</p> <p>②外国債券への投資は原則として高位を維持します。ただし、市況動向等により弾力的に変更を行う場合があります。</p>

③外貨建資産については原則為替ヘッジは行いませんが、金利・為替状況によってはヘッジを実施する可能性があります。

運用プロセス



①流動性基準等による対象銘柄群設定

FTSE世界国債インデックス構成銘柄のうち、流動性基準等を勘案して投資対象銘柄群を設定します。

②最適化法によるポートフォリオの構築

金利の期間構造、通貨エクスポージャーから発生するベンチマーク乖離要因が最小となるポートフォリオを構築します。

③インデックスとの乖離を管理

日次・月次レベルでインデックスとの乖離を管理して、必要な場合には速やかに銘柄入替や組入比率の調整を行います。

インデックスとの乖離要因には以下のものがあります。

- ・年限・通貨構成変化要因
- ・指数構成銘柄変更
- ・リスク量の変更
- ・クーポン・償還再投資

主な投資制限

①株式への投資は、転換社債の転換、新株予約権の行使および社債権者割当等により取得するものに限りします。

株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

②同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

③同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

④外貨建資産への投資には、制限を設けません。

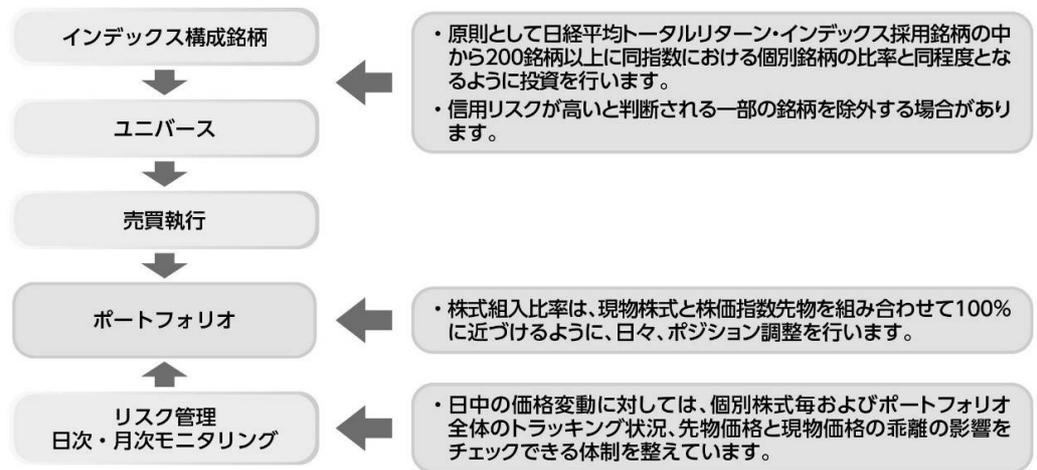
⑤デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動、金利変動および為替変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対

象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

⑥外国為替予約取引は、為替相場の変動により生じるリスクを減じる目的以外には利用しません。

⑦一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

ファンド名	インデックス225 マザーファンド
基本方針	<p>この投資信託は、日経平均トータルリターン・インデックス^(注2)の動きに連動する投資成果をめざした運用を行ないます。</p> <p>(注2)</p> <p>①「日経平均株価」および「日経平均トータルリターン・インデックス」(以下、「日経平均株価」といいます。)は、株式会社日本経済新聞社によって独自に開発された手法によって算出される著作物であり、株式会社日本経済新聞社は、「日経平均株価」自体および「日経平均株価」を算出する手法に対して、著作権その他一切の知的財産権を有しています。</p> <p>②「日経」および「日経平均株価」を示す標章に関する商標権その他の知的財産権は、すべて株式会社日本経済新聞社に帰属しています。</p> <p>③インデックス225 マザーファンドは、投資信託委託業者等の責任のもとで運用されるものであり、株式会社日本経済新聞社は、その運用およびインデックス225 マザーファンドの取引に関して、一切の責任を負いません。</p> <p>④株式会社日本経済新聞社は、「日経平均株価」を継続的に公表する義務を負うものではなく、公表の誤謬、遅延または中断に関して、責任を負いません。</p> <p>⑤株式会社日本経済新聞社は、「日経平均株価」の構成銘柄、計算方法、その他「日経平均株価」の内容を変える権利および公表を停止する権利を有しています。</p>
主な投資対象	わが国の金融商品取引所上場株式のうち、日経平均トータルリターン・インデックスに採用されている(または採用予定の)銘柄を主要投資対象とします。
投資態度	<p>①主としてわが国の金融商品取引所上場株式のうち、原則として、日経平均トータルリターン・インデックスに採用された銘柄の中から200銘柄以上に同指数における個別銘柄の比率と同程度となるように投資を行ないます。</p> <p>②株式の組入比率は原則として高位を保ちます。</p> <p>③株価指数先物取引等を利用する場合があります。</p> <p>④株式以外の資産への投資は、原則として投資信託財産総額の50%以下とします。</p> <p>⑤当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、日経平均トータルリターン・インデックスが改廃されたとき</p>

	<p>き、償還の準備に入ったとき等ならびに残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。</p>
運用プロセス	<p>①原則として、日経平均トータルリターン・インデックス採用銘柄の中から200銘柄以上※に同指数における個別銘柄の比率と同程度となるように投資を行います。 ※計量モデルなども活用することで、一部信用リスクが高いと思われる銘柄は投資対象から除外する場合があります。</p> <p>②株式の組入比率は、高位を保ちます。</p> <p>③資金の流出入に伴って発生する取引コスト等の影響を軽減するために取引コストの低い株価指数先物取引等を積極的に活用して、日経平均トータルリターン・インデックスとの連動性の向上を図ります。 ※当ファンドの基準価額は、株式売買時における売買委託手数料の負担や先物価格と理論価格との乖離などによる影響により、日経平均トータルリターン・インデックスとの間に若干の乖離を生じることがあります。</p>  <p>The flowchart illustrates the investment process. It starts with 'インデックス構成銘柄' (Index Constituent Stocks), which leads to 'ユニバース' (Universe), then '売買執行' (Execution of Buy/Sell), and finally 'ポートフォリオ' (Portfolio). A 'リスク管理 日次・月次モニタリング' (Risk Management Daily/Monthly Monitoring) step feeds back into the 'ポートフォリオ' stage. Three callout boxes provide additional details: 1) The first box explains the selection of 200+ stocks from the index constituents based on their ratio to the index and credit risk. 2) The second box states that the stock allocation ratio is adjusted daily to be close to 100% by combining physical stocks and stock index futures. 3) The third box notes that individual stock prices and the overall portfolio's tracking status, along with the impact of price deviations, are monitored to maintain a checkable system.</p>
主な投資制限	<p>①株式への投資割合には制限を設けません。</p> <p>②外貨建資産への投資は行ないません。</p> <p>③デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動および金利変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。</p> <p>④一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。</p>

ファンド名	外国リート・パッシブ・ファンド・マザーファンド
基本方針	この投資信託は、S & P 先進国 REIT インデックス（除く日本、円換算ベース、配当込み、為替ヘッジなし）（注 ³ ）に連動する投資成果をめざして運用を行います。

す。

(注3) S & P 先進国 REIT インデックスは S&P Dow Jones Indices LLC またはその関連会社（「SPDJI」）の商品であり、これの使用ライセンスがアセットマネジメントOne株式会社（以下「アセットマネジメントOne」）に付与されています。S&P[®]、S&P 500[®]、US 500、The 500、iBoxx[®]、iTraxx[®] および CDX[®] は、S&P Global, Inc. またはその関連会社（「S&P」）の商標です。Dow Jones[®] は、Dow Jones Trademark Holdings LLC（「Dow Jones」）の登録商標です。これらの商標の使用ライセンスは SPDJI に付与されており、アセットマネジメントOneにより一定の目的でサブライセンスされています。指数に直接投資することはできません。本商品は、SPDJI、Dow Jones、S&P、それらの各関連会社（総称して「S&P Dow Jones Indices」）がスポンサーとなっておらず、推奨、販売、または販売促進されているものではありません。S&P Dow Jones Indices は、本商品の所有者またはいかなる一般人に対して、証券全般または具体的に本商品への投資の妥当性、あるいは全般的な市場のパフォーマンスを追跡する S & P 先進国 REIT インデックスの能力に関して、明示または黙示を問わず、いかなる表明または保証もしません。指数の過去のパフォーマンスは、将来の成績を示唆または保証するものでもありません。S & P 先進国 REIT インデックスに関する、S&P Dow Jones Indices とアセットマネジメントOne との間における唯一の関係は、当インデックスと S&P Dow Jones Indices および／またはそのライセンサーの一定の商標、サービスマーク、および／または商号をライセンス供与していることです。S & P 先進国 REIT インデックスは、アセットマネジメントOne または本商品を考慮することなく、S&P Dow Jones Indices によって決定、構成、計算されます。S&P Dow Jones Indices は、S & P 先進国 REIT インデックスの決定、構成または計算に際して、アセットマネジメントOne または本商品の所有者のニーズを考慮する義務を負いません。S&P Dow Jones Indices は、本商品の管理、マーケティング、または取引に関して、いかなる義務または責任も負いません。S & P 先進国 REIT インデックスに基づく投資商品が、指数のパフォーマンスを正確に追跡する、またはプラスの投資リターンを提供する保証はありません。S&P Dow Jones Indices は、（改正米国1940年投資会社法に定義する）投資顧問、商品取引顧問、コモディティ・プール・オペレーター、ブローカー・ディーラー、受認者、プロモーターでも、合衆国法典第15巻第77条k項(a)に列記する「専門家」でも、税務顧問でもありません。S&P Dow Jones Indices が、証券、商品、暗号通貨又はその他の資産を指数に採用した場合にも、それは、S&P Dow Jones Indices がかかる証券、商品、暗号通貨またはその他の資産を購入、売却または保有するよう推奨したことにはならず、また投資助言もしくは商品取引の助言とはみなされません。

S&P DOW JONES INDICES または第三者ライセンサーは、S & P 先進国 REIT インデックス またはその関連データ、あるいは口頭または書面の通信（電子通信も含む）を含むがこれに限定されないあらゆる通信について、そ

の妥当性、正確性、適時性、または完全性を保証しません。S&P DOW JONES INDICESは、これに含まれる過誤、遺漏または中断に対して、いかなる義務または責任も負わないものとします。S&P DOW JONES INDICESは、明示的または黙示的を問わず、いかなる保証もせず、商品性、特定の目的または使用への適合性、もしくはS&P 先進国 REITインデックスを使用することによって、またはそれに関連するデータに関して、アセットマネジメントOne、本商品の所有者、またはその他の人物や組織が得られるべき結果について、一切の保証を明示的に否認します。上記を制限することなく、いかなる場合においても、S&P DOW JONES INDICESは、利益の逸失、営業損失、時間または信用の喪失を含むがこれらに限定されない、間接的、特別、懲罰的、または派生的損害に対して、たとえその可能性について知らされていたとしても、契約の記述、不法行為、または厳格責任の有無を問わず、一切の責任を負わないものとします。S&P DOW JONES INDICESは、ライセンシーの商品の有価証券届出書、目論見書またはその他の募集資料を審査しておらず、いかなる部分も作成および／または証明しておらず、またS&P DOW JONES INDICESはそれらを管理していません。S&P DOW JONES INDICESのライセンサーを除き、S&P DOW JONES INDICESとアセットマネジメントOneとの間の契約または取り決めの第三者受益者は存在しません。

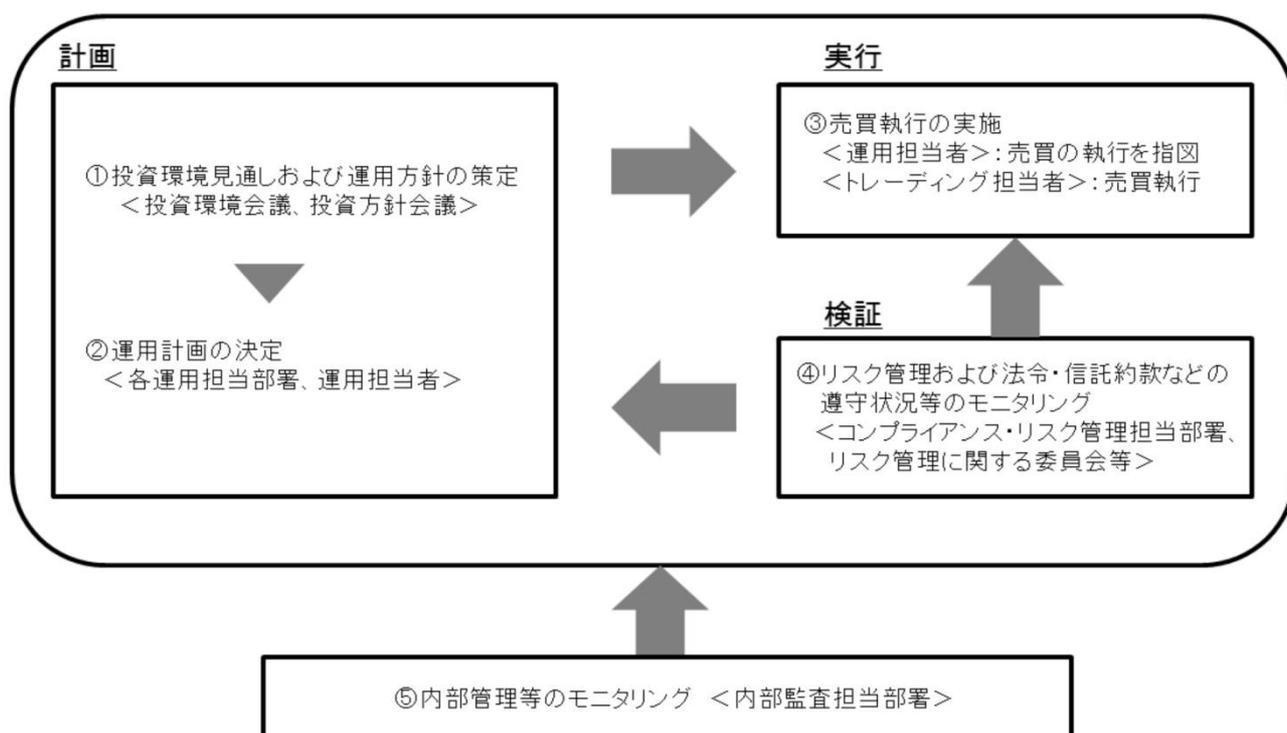
<p>主な投資対象</p>	<p>日本を除く世界各国の不動産投資信託証券※を主要投資対象とします。 ※海外の証券取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されている不動産投資信託証券とします。</p>
<p>投資態度</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 主に日本を除く世界各国の不動産投資信託証券を主要投資対象とし、S & P 先進国 REITインデックス（除く日本、円換算ベース、配当込み、為替ヘッジなし）に連動する投資成果をめざして運用を行います。 2. 不動産投資信託証券への投資割合は、原則として高位を維持します。ただし、市況動向等により弾力的に変更を行う場合があります。 3. 外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。ただし、金利・為替状況によってはヘッジを行う場合があります。
<p>運用プロセス</p>	<p>ポートフォリオの構築にあたっては、原則としてインデックスである「S&P先進国REITインデックス(除く日本)」を構成する全ての銘柄を、その時価構成比で組み入れることをめざします。インデックスに対する運動性を随時確認し、必要に応じてポートフォリオのリバランスを実施します。</p> <pre> graph TD A[インデックス構成銘柄] --> B[完全法をベースとして 組入銘柄および株数を決定] B --> C[ポートフォリオ] C --> D[日次・月次モニタリング] D --> E[インデックスとの乖離を管理・調整 1. インデックス構成銘柄および株数の変更 2. 配当金再投資 3. 資本異動 4. 設定/解約] E --> B </pre>
<p>主な投資制限</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。 2. 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

3. 株式への直接投資は行いません。
4. 同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、原則として信託財産の純資産総額の30%以内とします。ただし、S & P 先進国 REITインデックス（除く日本、円換算ベース、配当込み、為替ヘッジなし）における時価の構成割合が30%を超える不動産投資信託証券がある場合には、指数との連動性を維持するために当該不動産投資信託証券をS & P 先進国 REITインデックス（除く日本、円換算ベース、配当込み、為替ヘッジなし）の構成割合の範囲で組入れることができるものとします。
5. デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動、金利変動および為替変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
6. 外国為替予約取引は、為替相場の変動により生じるリスクを減じる目的以外には利用しません。
7. 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

資金動向、市況動向等によっては、上記の運用ができない場合があります。

(3) 【運用体制】

a. ファンドの運用体制



① 投資環境見直しおよび運用方針の策定

経済環境見直し、資産別市場見直し、資産配分方針および資産別運用方針は月次で開催する「投資環境会議」および「投資方針会議」にて協議、策定致します。これらの会議は運用本部長・副本部長、運用グループ長等で構成されます。

② 運用計画の決定

各ファンドの運用は「投資環境会議」および「投資方針会議」における協議の内容を踏まえて、ファンド毎に個別に任命された運用担当者が行います。運用担当者は月次で運用計画書を作成し、運用本部長の承認を受けます。運用担当者は承認を受けた運用計画に基づき、運用を行います。

③ 売買執行の実施

運用担当者は、売買計画に基づいて売買の執行を指図します。トレーディング担当者は、最良執行をめざして売買の執行を行います。

④ モニタリング

運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署（人数60～70人程度）は、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施し、必要に応じて対応を指示します。

定期的で開催されるリスク管理に関する委員会等において運用リスク管理状況、運用実績、法令・信託約款などの遵守状況等について検証・報告を行います。

⑤ 内部管理等のモニタリング

内部監査担当部署（人数10～20人程度）が運用、管理等に関する業務執行の適正性・妥当性・効率性等の観点からモニタリングを実施します。

b. ファンドの関係法人に関する管理

ファンドの関係法人である受託会社に対して、その業務に関する委託会社の管理担当部署は、内部統制に関する外部監査人による報告書等の定期的な提出を求め、必要に応じて具体的な事項に関するヒアリングを行う等の方法により、適切な業務執行体制にあることを確認します。

c. 運用体制に関する社内規則

運用体制に関する社内規則として運用管理規程および職務責任権限規程等を設けており、運用担当者の任務と権限の範囲を明示するほか、各投資対象の取り扱いに関して基準を設け、ファンドの商品性に則った適切な運用の実現を図ります。

また、売買執行、投資信託財産管理および法令遵守チェック等に関する各々の規程・内規を定めています。

※運用体制は2024年11月29日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

※上記体制は、マザーファンドを通じた実質的な運用体制を記載しております。

(4) 【分配方針】

1. 収益分配方針

毎決算時（原則として奇数月の各6日。休業日の場合は翌営業日。）に、以下の方針に基づき、収益分配を行います。

(1) 分配対象額の範囲

分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

(2) 分配対象額についての分配方針

収益分配は、分配対象額の範囲のうち、原則として利子・配当等収益の範囲内で行います。また、毎年5月および11月の決算時には、原則として利子・配当等収益に売買益（評価益を含みます。）等を加えた額から分配を行います。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わない場合があります。

(3) 留保益の運用方針

留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

2. 収益の分配方式

(1) 信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理するものとします。

1) 信託財産に属する配当等収益（利子およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額をいいます。以下同じ。）から、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額、監査報酬および当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2) 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額、監査報酬及び当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金があるときは、その全額を売買益をもって補填した後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

(2) 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

3. 収益分配金の支払い

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として決算日から起算して5営業日までにお支払いを開始します。

「分配金自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、収益分配金は、税引後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(5) 【投資制限】

- (1) マザーファンドへの投資割合（約款 運用の基本方針2. 運用方法 (3) 投資制限）
マザーファンド受益証券への投資割合には制限を設けません。
- (2) 株式への投資割合（約款 運用の基本方針2. 運用方法 (3) 投資制限）
株式への直接投資は行いません。
- (3) 外貨建資産の実質投資割合（約款 運用の基本方針2. 運用方法 (3) 投資制限）
外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- (4) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。（約款 運用の基本方針2. 運用方法 (3) 投資制限）
- (5) 有価証券先物取引等のデリバティブ取引は行いません。
- (6) 特別の場合の外貨建資産への投資制限（約款第19条）
外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。
- (7) 資金の借入れ（約款第26条）
 - (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
 - (b) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は、借入れ指図を行う日の信託財産の純資産総額の10%以内における、当該有価証券等の売却代金または解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。
 - (c) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
 - (d) 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

3 【投資リスク】

< 基準価額の主な変動要因 >

当ファンドは、値動きのある有価証券等（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。これらの運用による損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金と異なります。

○資産配分リスク

資産配分比率が高い資産の価値が下落した場合や、複数または全ての資産の価値が同時に下落した場合等は、基準価額の下落要因となります。

各資産（外国債券、国内株式、外国リート）の実質資産配分比率は基本リスクウェイトに基づいた比率とします。収益率の悪い資産への配分が大きい場合、複数またはすべての資産価値が下落する場合には、当ファンドの基準価額の下落要因となる場合があります。

○金利リスク

金利の上昇は、基準価額の下落要因となります。

金利リスクとは、金利変動により債券およびリートの価格が変動するリスクをいいます。一般に、金利が上昇した場合には、債券の価格は下落します。また金利の変動に伴い、リートの価格も変動する傾向があり、当ファンドの基準価額の下落要因となる場合があります。

○株価変動リスク

投資する企業の株価の下落は、基準価額の下落要因となります。

当ファンドは株式に実質的に投資します。株式の価格は一般に大きく変動します。株式市場全体の価格変動あるいは個別銘柄の価格変動により当ファンドの基準価額が下がる要因となる可能性があります。

○リートの価格変動リスク

リートの価格の下落は、基準価額の下落要因となります。

リートの価格は、リートが投資対象とする不動産等の価値、当該不動産等による賃貸収入の増減、不動産市況の変動、景気や株式市況等の動向などによって変動します。

当ファンドは、実質的にリートに投資をしますので、これらの影響を受け、基準価額が上下します。

○為替リスク

為替相場の円高は、基準価額の下落要因となります。

当ファンドは実質組入外貨建資産の為替リスクに対して為替ヘッジを行わないため、為替相場が円高になった場合には、当ファンドの基準価額の下落要因となります。

また実質組入外貨建資産への投資は、その国の政治経済情勢、通貨規制、資本規制等の要因による影響を受けて損失を被る可能性もあります。

○信用リスク

投資する有価証券の発行者の財政難・経営不安・倒産等の発生は、基準価額の下落要因となります。

当ファンドが実質的に投資する株式・債券の発行者が経営不安・倒産に陥った場合、当ファンドが実質的に投資するリートが収益性の悪化や資金繰り悪化等により清算される場合、またこうした状況に陥ると予想される場合等には、投資した資産の価格が下落したりその価値がなくなることがあり、基準価額が下がる要因となります。

○流動性リスク

投資資産の市場規模が小さいことなどで希望する価格で売買できない場合は、基準価額の下落要因となります。

当ファンドにおいて有価証券等を実質的に売却または取得する際に、市場規模、取引量、取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない場合には、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないことや、値動きが大きくなることもあり、基準価額に影響をおよぼす可能性があります。

○カントリーリスク

投資する国・地域の政治・経済の不安定化等は、基準価額の下落要因となります。

実質的な投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等によって市場に混乱が生じた場合、もしくは取引に対して規制が変更となる場合または新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落する要因となる場合があります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

<その他の留意点>

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響をおよぼす可能性や、換金のお申込みの受付が中止となる可能性、すでに受付けた換金のお申込みの受付が取り消しとなる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。
- 有価証券の貸付等においては、取引相手先の倒産等による決済不履行リスクを伴います。
- 当ファンドはファミリーファンド方式で運用を行います。そのため、当ファンドが投資対象とするマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・解約等があった場合、資金変動が起こり、その結果、当該マザーファンドにおいて売買等が生じた場合等には、当ファンドの基準価額に影響をおよぼす場合があります。
- 資金動向、市況動向等によっては、投資態度にしたがった運用ができない場合があります。
- 委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、お申込みの受付または解約の受付を中止することおよびすでに受付けたお申込みの受付または解約の受付を取り消すことができます。
- 当ファンドは、信託財産の純資産総額が50億円を下回ることとなった場合、受益者のため有利と認められる場合、その他やむを得ない事情がある場合は、当初定められていた信託期間の途中でも信託を終了（繰上償還）する場合があります。

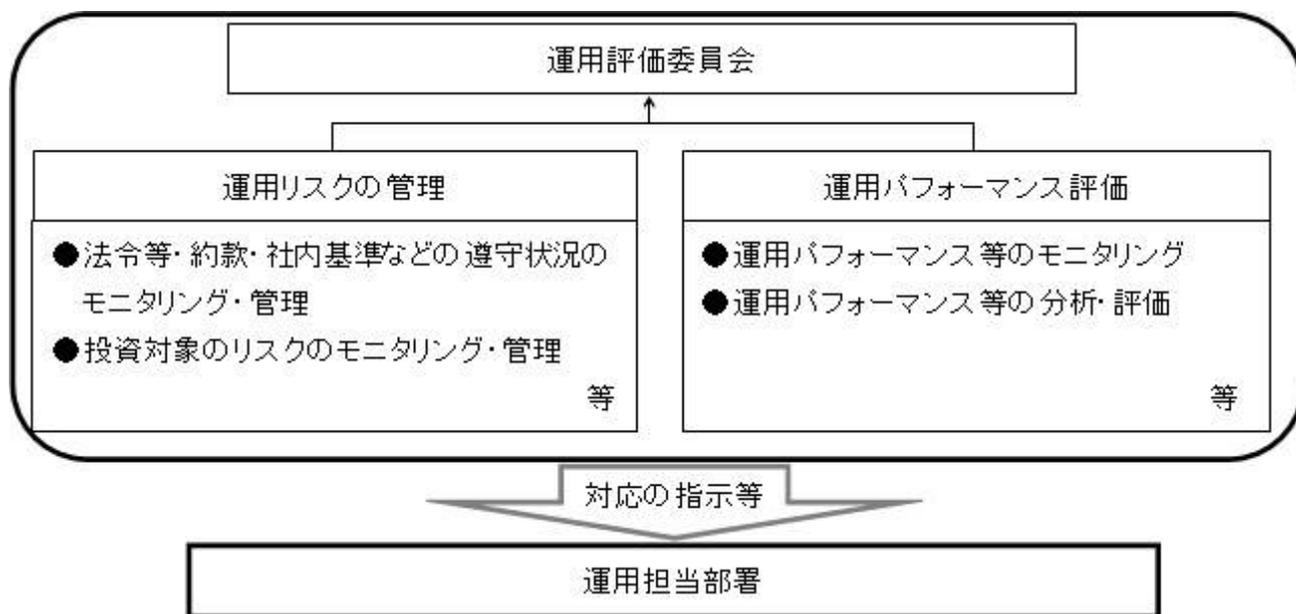
○注意事項

- イ. 当ファンドは、実質的に債券、株式、不動産投資信託証券など値動きのある有価証券（外貨建資産には為替リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は変動します。
- ロ. 投資信託は、預金等や保険契約ではありません。また、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。加えて、証券会社を通して購入していない場合には投資者保護基金の対象にもなりません。
- ハ. 投資信託は、購入金額について元本保証および利回り保証のいずれもありません。
- ニ. 投資信託は、投資した資産の価値が減少して購入金額を下回る場合があります、これによる損失は購入者が負担することとなります。

<リスク管理体制>

委託会社におけるファンドの投資リスクに対する管理体制については、以下のとおりです。

- ・運用リスクの管理：運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。
- ・運用パフォーマンス評価：運用担当部署から独立したリスク管理担当部署が、ファンドの運用パフォーマンスについて定期的に分析を行い、結果の評価を行います。
- ・運用評価委員会：上記のとおり運用リスクの管理状況、運用パフォーマンス評価等の報告を受け、運用評価委員会は総合的な見地から運用状況全般の管理・評価を行います。



- ・流動性リスク管理：委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリング等を実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証等を行います。運用評価委員会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

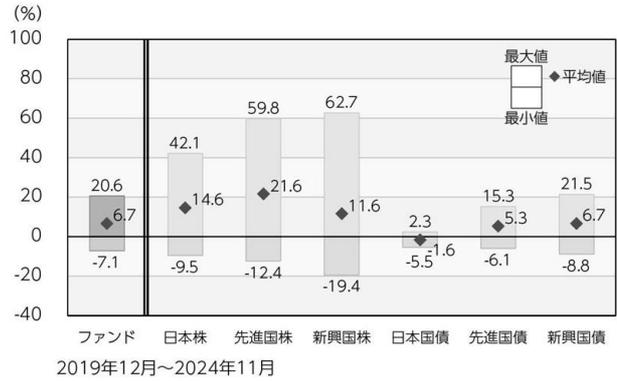
※リスク管理体制は2024年11月29日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

<参考情報>

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較



*ファンドの分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額が記載されていますので、実際の基準価額とは異なる場合があります。

*ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されていますので、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

*上記期間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を、ファンドおよび代表的な資産クラスについて表示し、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

*すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

各資産クラスの指数

日本株	東証株価指数(TOPIX) (配当込み)	「東証株価指数(TOPIX)」は、日本の株式市場を広範に網羅し、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークです。同指数の指数値および同指数にかかる標準または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」という。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウおよび同指数にかかる標準または商標に関するすべての権利はJPXが有しています。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス (配当込み、円ベース)	「MSCIコクサイ・インデックス」は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の主要先進国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)	「MSCIエマージング・マーケット・インデックス」は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、新興国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
日本国債	NOMURA-BPI国債	「NOMURA-BPI国債」は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表すために開発した投資収益指数です。同指数の知的財産権その他一切の権利は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、同指数の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。
先進国債	FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)	「FTSE世界国債インデックス(除く日本)」は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイド(円ベース)	「JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイド」は、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが公表している新興国の現地通貨建ての国債で構成されている時価総額加重平均指数です。同指数に関する著作権等の知的財産その他一切の権利はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。また、同社は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

(注) 海外の指数は為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

お申込時に、お申込日の翌営業日の基準価額に、2.2%（税抜2.0%）を上限として、各販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。

※償還乗換え等によるお申込みの場合、販売会社によりお申込手数料が優遇される場合があります。

※「分配金自動けいぞく投資コース」により収益分配金を再投資する場合は、お申込手数料はかかりません。

※詳しくは販売会社にお問い合わせください。

お申込手数料は、商品や投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務手続き等にかかる費用の対価として、販売会社に支払われます。

(2) 【換金（解約）手数料】

ありません。

(3) 【信託報酬等】

ファンドの日々の純資産総額に対して年率1.1%（税抜1.0%）

※信託報酬の配分は各販売会社の取扱純資産額に応じて以下の通りとします。

信託報酬の配分（税抜）			
各販売会社の 取扱純資産額	委託会社	販売会社	受託会社
100億円以下の部分	年率0.44%	年率0.50%	年率0.06%
100億円超 300億円以下の部分	年率0.39%	年率0.55%	年率0.06%
300億円超の部分	年率0.34%	年率0.60%	年率0.06%
主な役務	信託財産の運用、目論見書等各種書類の作成、基準価額の算出等の対価	購入後の情報提供、交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価	運用財産の保管・管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価

※信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率

※信託報酬は、毎日計上（ファンドの基準価額に反映）され、毎計算期末または信託終了のときに信託報酬にかかる消費税等相当額とともに信託財産から支払われます。

※委託会社の信託報酬には、当ファンドの投資顧問会社（みずほ第一フィナンシャルテクノロジー株式会社）に対する投資顧問報酬が含まれます。

※税法が改正された場合等には、上記内容が変更になることがあります。

(4) 【その他の手数料等】

①信託財産留保額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額に0.3%の率を乗じて得た額とします。

②その他の費用

その他費用・手数料として、お客様の保有期間中、以下の費用等を信託財産からご負担いただきます。

- 1) 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用ならびに受託会社の立替えた立替金の利息および借入金の利息等は、受益者の負担とし、信託財産から支払われます。
- 2) 監査法人等に支払うファンドの監査にかかる費用は、受益者の負担とし、毎日計上（ファンドの基準価額に反映）され、毎計算期末または信託終了のとき当該監査に要する費用にかかる消費税等相当額とともに信託財産から支払われます。
- 3) 有価証券の売買時の売買委託手数料および有価証券取引にかかる手数料・税金、当該手数料にかかる消費税等相当額および外貨建資産の保管等に要する費用は、受益者の負担とし、信託財産から支払われます。
- 4) マザーファンドで負担する有価証券の売買時の売買委託手数料および有価証券取引にかかる手数料・税金、先物・オプション取引に要する費用、当該手数料にかかる消費税等相当額および外貨建資産の保管等に要する費用は、間接的に当ファンドで負担することになります。

※上記の「その他の費用」については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。

※上場不動産投資信託（リート）は市場の需給により価格形成されるため、上場不動産投資信託（リート）の費用は表示しておりません。

※税法が改正された場合等には、上記内容が変更となる場合があります。

(5) 【課税上の取扱い】

◇当ファンドは、課税上「株式投資信託」として取扱われます。

○個人の受益者に対する課税

①収益分配時

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として、20.315%（所得税15.315%（復興特別所得税を含みます。）および地方税5%）の税率で源泉徴収による申告不要制度が適用されます。なお、確定申告により、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用なし）のいずれかを選択することもできます。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

②解約時および償還時

解約時および償還時の差益（譲渡益）※については、譲渡所得として、20.315%（所得税15.315%（復興特別所得税を含みます。）および地方税5%）の税率での申告分離課税が適用されます。

原則として確定申告が必要ですが、特定口座（源泉徴収口座）を利用する場合、20.315%（所得税15.315%（復興特別所得税を含みます。）および地方税5%）の税率による源泉徴収が行われます。

※解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を含みます。）を控除した利益。

買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

③損益通算について

解約（換金）時および償還時の差損（譲渡損）については、確定申告を行うことにより上場株式等（上場株式、上場投資信託（ETF）、上場不動産投資信託（REIT）、公募株式投資信託および特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）など。以下同じ。）の譲渡益ならびに上場株式等の配当所得および利子所得の金額（配当所得については申告分離課税を選択したものに限り、）との損益通算ならびに3年間の繰越控除の対象とすることができます。また、特定口座（源泉徴収口座）をご利用の場合、その口座内において損益通算を行います（確定申告不要）。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

※少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」は、少額上場株式等に関する非課税制度であり、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。なお、他の口座の上場株式等の譲渡益および上場株式等の配当所得等の金額との損益通算を行うことはできません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

当ファンドは、NISAの「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

○法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税15.315%（復興特別所得税を含みます。））の税率による源泉徴収が行われます。なお、地方税の源泉徴収は行われません。

買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

なお、益金不算入制度の適用はありません。

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※上記は、2024年11月末現在のものです。税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になる場合があります。

※課税上の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

◇個別元本方式について

受益者毎の信託時の受益権の価額等を当該受益者の元本とする個別元本方式は次のとおりです。

<個別元本について>

- ①受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- ②受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、同一ファンドの受益権を複数の販売会社で取得する場合には販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドの受益権を取得する場合は当該支店等毎に、「分配金受取コース」と「分配金自動けいぞく投資コース」の両コースで同一ファンドの受益権を取得する場合はコース別に個別元本の算出が行われる場合があります。

- ③収益分配金に元本払戻金（特別分配金）が含まれる場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については、下記の＜収益分配金の課税について＞を参照。）

＜収益分配金の課税について＞

収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

収益分配の際、①当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、②当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、収益分配金に元本払戻金（特別分配金）が含まれる場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

※税法が改正された場合等は、上記内容が変更になることがあります。

… (参考情報) ファンドの総経費率 ……………

総経費率(①+②)	運用管理費用の比率①	その他費用の比率②
1.12%	1.10%	0.02%

(表示桁数未満を四捨五入)

※対象期間:2024年5月8日～2024年11月6日

※対象期間の運用・管理にかかった費用の総額(原則として購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税は含みません。消費税等のかかるものは消費税等を含みます。)を対象期間の平均受益権口数に平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除した総経費率(年率)です。

※総経費率には、ファンドにより購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税以外にも計算に含まれない費用が存在する場合があります。

※なお、当ファンドについては、入手し得る情報において計算に含まれていない費用はありません。

※費用の詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

2024年11月29日現在

資産の種類	時価合計 (円)	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	3,374,885,568	99.27
内 日本	3,374,885,568	99.27
コール・ローン、その他の資産 (負債控除後)	24,944,341	0.73
純資産総額	3,399,829,909	100.00

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 資産の種類の内書は、当該資産の発行体又は上場金融商品取引所の国/地域別に表示しています。

(参考)

外国債券パッシブ・ファンド・マザーファンド

2024年11月29日現在

資産の種類	時価合計 (円)	投資比率 (%)
国債証券	265,141,107,095	98.56
内 アメリカ	124,486,139,339	46.28
内 中国	29,483,417,540	10.96
内 フランス	19,746,545,760	7.34
内 イタリア	18,466,310,441	6.86
内 ドイツ	15,499,544,616	5.76
内 イギリス	13,665,257,898	5.08
内 スペイン	11,931,184,903	4.44
内 カナダ	5,117,972,436	1.90
内 ベルギー	4,156,706,860	1.55
内 オランダ	3,536,100,443	1.31
内 オーストラリア	3,384,300,253	1.26
内 オーストリア	2,946,872,120	1.10
内 メキシコ	1,883,538,830	0.70
内 ポルトガル	1,559,007,492	0.58
内 ポーランド	1,329,077,602	0.49
内 マレーシア	1,320,952,461	0.49
内 フィンランド	1,320,743,025	0.49
内 アイルランド	1,244,420,687	0.46
内 シンガポール	1,059,319,275	0.39
内 イスラエル	797,134,893	0.30
内 ニュージーランド	700,515,237	0.26
内 デンマーク	696,709,982	0.26
内 スウェーデン	413,256,065	0.15
内 ノルウェー	396,078,937	0.15
コール・ローン、その他の資産 (負債控除後)	3,867,247,236	1.44
純資産総額	269,008,354,331	100.00

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 資産の種類の内書は、当該資産の発行体又は上場金融商品取引所の国/地域別に表示しています。

インデックス225 マザーファンド

2024年11月29日現在

資産の種類	時価合計 (円)	投資比率 (%)
株式	213,807,442,480	97.66
内 日本	213,807,442,480	97.66

コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	5,133,310,134	2.34
純資産総額	218,940,752,614	100.00

その他資産の投資状況

2024年11月29日現在

資産の種類	時価合計（円）	投資比率（％）
株価指数先物取引（買建）	5,038,440,000	2.30
内 日本	5,038,440,000	2.30

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

（注2）資産の種類の内書は、当該資産の発行体又は上場金融商品取引所の国/地域別に表示しています。

（注3）先物取引の時価は、原則として計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所等の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

外国リート・パッシブ・ファンド・マザーファンド

2024年11月29日現在

資産の種類	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	11,214,146,117	9.88
内 オーストラリア	8,012,716,278	7.06
内 シンガポール	3,144,636,999	2.77
内 香港	56,792,840	0.05
投資証券	101,418,554,465	89.39
内 アメリカ	90,393,521,698	79.68
内 イギリス	4,593,964,186	4.05
内 フランス	1,904,732,797	1.68
内 カナダ	1,411,301,870	1.24
内 ベルギー	933,912,610	0.82
内 香港	869,676,007	0.77
内 スペイン	488,336,778	0.43
内 韓国	184,163,569	0.16
内 ガーンジィ	183,648,584	0.16
内 オランダ	142,923,962	0.13
内 イスラエル	140,295,476	0.12
内 ニュージーランド	91,818,316	0.08
内 アイルランド	36,723,136	0.03
内 ドイツ	35,779,993	0.03
内 イタリア	7,755,483	0.01
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	817,252,996	0.72
純資産総額	113,449,953,578	100.00

その他資産の投資状況

2024年11月29日現在

資産の種類	時価合計（円）	投資比率（％）
不動産投信指数先物取引（買建）	789,506,779	0.70
内 アメリカ	789,506,779	0.70

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

（注2）資産の種類の内書は、当該資産の発行体又は上場金融商品取引所の国/地域別に表示しています。

（注3）先物取引の時価は、原則として計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所等の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

（2）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

2024年11月29日現在

順位	銘柄名 発行体の国/地域	種類	数量	簿価単価 簿価金額 (円)	評価単価 評価金額 (円)	利率 (%) 償還日	投資 比率 (%)
1	外国債券パッシブ・ファン ド・マザーファンド 日本	親投資 信託受 益証券	846,010,552	2.4375 2,062,235,321	2.4007 2,031,017,532	— —	59.74
2	インデックス225マ ザーファンド 日本	親投資 信託受 益証券	225,479,718	3.4012 766,918,742	3.2916 742,189,039	— —	21.83
3	外国リート・パッシブ・ ファンド・マザーファンド 日本	親投資 信託受 益証券	265,243,783	2.2432 595,012,640	2.2684 601,678,997	— —	17.70

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資有価証券の種類別投資比率

2024年11月29日現在

種類	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	99.27
合計	99.27

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

(参考)

外国債券パッシブ・ファンド・マザーファンド

2024年11月29日現在

順位	銘柄名 発行体の国/地域	種類	数量	簿価単価 簿価金額 (円)	評価単価 評価金額 (円)	利率 (%) 償還日	投資 比率 (%)
1	US T N/B 4.375 05/15/34 アメリカ	国債証 券	1,281,290,000	101.77 1,304,053,422	100.96 1,293,602,402	4.375 2034/5/15	0.48
2	US T N/B 3.875 08/15/34 アメリカ	国債証 券	1,205,920,000	99.80 1,203,622,045	97.02 1,170,025,042	3.875 2034/8/15	0.43
3	US T N/B 4.0 02/15/34 アメリカ	国債証 券	1,130,550,000	97.94 1,107,368,274	98.10 1,109,153,459	4 2034/2/15	0.41
4	US T N/B 1.875 02/15/32 アメリカ	国債証 券	1,293,349,200	83.76 1,083,406,346	85.65 1,107,758,645	1.875 2032/2/15	0.41
5	US T N/B 4.5 11/15/33 アメリカ	国債証 券	1,055,180,000	100.86 1,064,285,968	101.92 1,075,500,455	4.5 2033/11/15	0.40
6	US T N/B 2.75 08/15/32 アメリカ	国債証 券	1,181,801,600	89.86 1,062,015,403	90.44 1,068,930,315	2.75 2032/8/15	0.40
7	CHINA GOVERNMENT BOND 2.18 08/15/26 中国	国債証 券	1,039,885,000	100.02 1,040,143,807	101.30 1,053,452,691	2.18 2026/8/15	0.39
8	US T N/B 1.25 08/15/31 アメリカ	国債証 券	1,260,186,400	80.82 1,018,541,957	82.96 1,045,462,456	1.25 2031/8/15	0.39
9	CHINA GOVERNMENT BOND 2.3 05/15/26 中国	国債証 券	1,029,486,150	100.31 1,032,716,033	101.29 1,042,839,203	2.3 2026/5/15	0.39

10	US T N/B 3.5 02/15/33 アメリカ	国債証券	1,092,865,000	94.12 1,028,682,294	95.02 1,038,499,235	3.5 2033/2/15	0.39
11	US T N/B 3.875 08/15/33 アメリカ	国債証券	1,055,180,000	96.78 1,021,216,016	97.38 1,027,543,347	3.875 2033/8/15	0.38
12	CHINA GOVERNMENT BOND 2.69 08/12/26 中国	国債証券	969,172,820	101.31 981,940,407	102.19 990,417,088	2.69 2026/8/12	0.37
13	US T N/B 2.875 05/15/32 アメリカ	国債証券	1,062,717,000	90.28 959,502,679	91.54 972,863,448	2.875 2032/5/15	0.36
14	US T N/B 1.125 02/29/28 アメリカ	国債証券	1,055,180,000	91.41 964,572,220	90.80 958,173,514	1.125 2028/2/29	0.36
15	US T N/B 3.375 05/15/33 アメリカ	国債証券	1,009,958,000	93.91 948,467,074	93.96 949,005,454	3.375 2033/5/15	0.35
16	US T N/B 1.625 05/15/31 アメリカ	国債証券	1,106,431,600	83.71 926,268,672	85.66 947,792,640	1.625 2031/5/15	0.35
17	US T N/B 4.0 02/29/28 アメリカ	国債証券	934,588,000	98.88 924,210,615	99.47 929,696,010	4 2028/2/29	0.35
18	US T N/B 3.75 04/15/26 アメリカ	国債証券	904,440,000	98.40 890,025,487	99.24 897,639,036	3.75 2026/4/15	0.33
19	CHINA GOVERNMENT BOND 1.91 07/15/29 中国	国債証券	873,503,400	100.31 876,229,437	101.03 882,562,154	1.91 2029/7/15	0.33
20	US T N/B 6.25 05/15/30 アメリカ	国債証券	792,741,660	111.82 886,507,143	110.17 873,378,349	6.25 2030/5/15	0.32
21	US T N/B 0.75 04/30/26 アメリカ	国債証券	904,440,000	92.22 834,098,588	95.14 860,489,867	0.75 2026/4/30	0.32
22	CHINA GOVERNMENT BOND 3.01 05/13/28 中国	国債証券	811,110,300	103.05 835,926,757	104.91 851,000,136	3.01 2028/5/13	0.32
23	US T N/B 1.125 02/15/31 アメリカ	国債証券	1,008,450,600	81.48 821,768,691	83.74 844,537,984	1.125 2031/2/15	0.31
24	US T N/B 4.125 11/15/32 アメリカ	国債証券	844,144,000	98.74 833,528,706	99.51 840,071,662	4.125 2032/11/15	0.31
25	CHINA GOVERNMENT BOND 3.03 03/11/26 中国	国債証券	811,110,300	101.94 826,894,783	102.19 828,895,028	3.03 2026/3/11	0.31
26	US T N/B 0.75 03/31/26 アメリカ	国債証券	862,232,800	92.49 797,531,660	95.39 822,556,621	0.75 2026/3/31	0.31
27	US T N/B 0.375 01/31/26 アメリカ	国債証券	859,218,000	92.22 792,410,438	95.48 820,418,934	0.375 2026/1/31	0.30
28	US T N/B 0.75 05/31/26 アメリカ	国債証券	848,666,200	91.97 780,524,268	94.87 805,172,057	0.75 2026/5/31	0.30
29	US T N/B 2.875 05/15/52 アメリカ	国債証券	1,056,687,400	73.04 771,866,560	74.42 786,447,848	2.875 2052/5/15	0.29
30	US T N/B 1.25 04/30/28 アメリカ	国債証券	859,218,000	88.38 759,446,409	90.75 779,807,454	1.25 2028/4/30	0.29

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資有価証券の種類別投資比率

2024年11月29日現在

種類	投資比率 (%)
国債証券	98.56
合計	98.56

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資株式の業種別投資比率
該当事項はありません。

インデックス225 マザーファンド

2024年11月29日現在

順位	銘柄名 発行体の国/地域	種類 業種	数量	簿価単価 簿価金額 (円)	評価単価 評価金額 (円)	利率 (%) 償還日	投資 比率 (%)
1	ファーストリテイリング 日本	株式 小売業	496,800	42,200.57 20,965,244,453	51,110.00 25,391,448,000	— —	11.60
2	東京エレクトロン 日本	株式 電気機器	552,000	33,236.65 18,346,632,688	23,310.00 12,867,120,000	— —	5.88
3	アドバンテスト 日本	株式 電気機器	1,472,000	6,636.31 9,768,662,185	8,240.00 12,129,280,000	— —	5.54
4	ソフトバンクグループ 日本	株式 情報・通 信業	1,104,000	8,553.01 9,442,530,922	8,936.00 9,865,344,000	— —	4.51
5	リクルートホールディング ス 日本	株式 サービス 業	552,000	6,481.23 3,577,642,831	10,385.00 5,732,520,000	— —	2.62
6	KDDI 日本	株式 情報・通 信業	1,104,000	4,601.66 5,080,238,504	4,950.00 5,464,800,000	— —	2.50
7	TDK 日本	株式 電気機器	2,760,000	1,614.46 4,455,915,996	1,929.00 5,324,040,000	— —	2.43
8	信越化学工業 日本	株式 化学	920,000	6,106.88 5,618,330,399	5,554.00 5,109,680,000	— —	2.33
9	テルモ 日本	株式 精密機器	1,472,000	2,775.14 4,085,007,371	3,051.00 4,491,072,000	— —	2.05
10	中外製薬 日本	株式 医薬品	552,000	5,899.93 3,256,763,131	6,598.00 3,642,096,000	— —	1.66
11	ファナック 日本	株式 電気機器	920,000	4,203.38 3,867,112,282	3,887.00 3,576,040,000	— —	1.63
12	ダイキン工業 日本	株式 機械	184,000	21,032.11 3,869,908,334	18,095.00 3,329,480,000	— —	1.52
13	ソニーグループ 日本	株式 電気機器	920,000	2,654.72 2,442,349,328	3,007.00 2,766,440,000	— —	1.26
14	コナミグループ 日本	株式 情報・通 信業	184,000	10,195.15 1,875,909,346	14,775.00 2,718,600,000	— —	1.24
15	NTTデータグループ 日本	株式 情報・通 信業	920,000	2,340.64 2,153,390,150	2,898.00 2,666,160,000	— —	1.22
16	第一三共 日本	株式 医薬品	552,000	4,995.98 2,757,785,561	4,749.00 2,621,448,000	— —	1.20
17	トヨタ自動車 日本	株式 輸送用機 器	920,000	3,291.34 3,028,036,997	2,551.50 2,347,380,000	— —	1.07

18	日東電工	日本	株式 化学	920,000	2,690.16 2,474,955,782	2,388.00 2,196,960,000	— —	1.00
19	京セラ	日本	株式 電気機器	1,472,000	2,096.84 3,086,553,490	1,473.50 2,168,992,000	— —	0.99
20	セコム	日本	株式 サービス業	368,000	5,410.19 1,990,950,581	5,223.00 1,922,064,000	— —	0.88
21	富士フイルムホールディングス	日本	株式 化学	552,000	3,225.18 1,780,304,027	3,374.00 1,862,448,000	— —	0.85
22	HOYA	日本	株式 精密機器	92,000	18,606.79 1,711,824,774	19,260.00 1,771,920,000	— —	0.81
23	ニトリホールディングス	日本	株式 小売業	92,000	21,788.21 2,004,515,861	19,225.00 1,768,700,000	— —	0.81
24	バンダイナムコホールディングス	日本	株式 その他製品	552,000	2,957.78 1,632,699,235	3,160.00 1,744,320,000	— —	0.80
25	オリンパス	日本	株式 精密機器	736,000	2,251.62 1,657,197,388	2,360.00 1,736,960,000	— —	0.79
26	任天堂	日本	株式 その他製品	184,000	8,195.90 1,508,046,642	8,810.00 1,621,040,000	— —	0.74
27	大塚ホールディングス	日本	株式 医薬品	184,000	6,064.19 1,115,811,900	8,685.00 1,598,040,000	— —	0.73
28	デンソー	日本	株式 輸送用機器	736,000	2,615.33 1,924,885,032	2,129.00 1,566,944,000	— —	0.72
29	東京海上ホールディングス	日本	株式 保険業	276,000	4,624.90 1,276,474,658	5,564.00 1,535,664,000	— —	0.70
30	トレンドマイクロ	日本	株式 情報・通信業	184,000	7,387.23 1,359,251,062	8,229.00 1,514,136,000	— —	0.69

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資有価証券の種類別投資比率

2024年11月29日現在

種類	投資比率 (%)
株式	97.66
合計	97.66

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資株式の業種別投資比率

2024年11月29日現在

業種	国内／外国	投資比率 (%)
電気機器	国内	24.54
小売業		14.58
情報・通信業		11.41
化学		6.02
医薬品		5.77
サービス業		4.74

機械	4.52
精密機器	3.88
輸送用機器	3.72
食料品	2.97
卸売業	2.91
その他製品	2.17
建設業	1.61
保険業	1.23
不動産業	1.08
非鉄金属	1.03
陸運業	0.90
その他金融業	0.89
銀行業	0.73
ガラス・土石製品	0.61
ゴム製品	0.58
海運業	0.40
石油・石炭製品	0.24
空運業	0.23
倉庫・運輸関連業	0.23
電気・ガス業	0.16
証券、商品先物取引業	0.16
繊維製品	0.10
水産・農林業	0.08
鉱業	0.07
鉄鋼	0.05
パルプ・紙	0.05
金属製品	0.01
合計	97.66

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

外国リート・パッシブ・ファンド・マザーファンド

2024年11月29日現在

順位	銘柄名 発行体の国/地域	種類	数量	簿価単価 簿価金額 (円)	評価単価 評価金額 (円)	利率 (%) 償還日	投資 比率 (%)
1	PROLOGIS INC アメリカ	投資証 券	446,144	16,919.50 7,548,536,641	17,757.17 7,922,255,744	— —	6.98
2	EQUINIX INC アメリカ	投資証 券	45,752	120,050.77 5,492,563,152	147,589.53 6,752,516,359	— —	5.95
3	WELLTOWER INC アメリカ	投資証 券	278,878	16,560.45 4,618,345,820	20,998.08 5,855,903,111	— —	5.16
4	DIGITAL REALTY TRUST INC アメリカ	投資証 券	148,346	23,220.62 3,444,686,578	29,436.50 4,366,788,097	— —	3.85
5	SIMON PROPERTY GROUP INC アメリカ	投資証 券	147,730	23,033.95 3,402,805,469	27,698.47 4,091,895,711	— —	3.61
6	PUBLIC STORAGE アメリカ	投資証 券	75,929	45,603.41 3,462,621,485	52,964.00 4,021,504,041	— —	3.54
7	REALTY INCOME CORP アメリカ	投資証 券	418,811	8,260.55 3,459,610,506	8,791.15 3,681,833,170	— —	3.25
8	GOODMAN GROUP	投資信	842,599	3,508.92	3,748.06	—	2.78

	オーストラリア	託受益 証券		2,956,616,336	3,158,119,359	—	
9	EXTRA SPACE STORAGE INC アメリカ	投資証 券	101,957	24,312.84 2,478,864,843	26,029.78 2,653,918,605	— —	2.34
10	IRON MOUNTAIN INC アメリカ	投資証 券	141,124	14,499.17 2,046,181,211	18,727.93 2,642,961,465	— —	2.33
11	VICI PROPERTIES INC アメリカ	投資証 券	503,819	4,388.29 2,210,907,350	4,914.12 2,475,829,039	— —	2.18
12	AVALONBAY COMMUNITIES INC アメリカ	投資証 券	68,335	31,583.61 2,158,266,070	35,847.47 2,449,637,504	— —	2.16
13	VENTAS INC アメリカ	投資証 券	199,335	8,134.29 1,621,449,713	9,728.75 1,939,282,294	— —	1.71
14	EQUITY RESIDENTIAL アメリカ	投資証 券	164,612	10,487.56 1,726,378,941	11,679.33 1,922,558,725	— —	1.69
15	ESSEX PROPERTY TRUST INC アメリカ	投資証 券	30,997	42,651.44 1,322,066,984	47,157.50 1,461,741,077	— —	1.29
16	INVITATION HOMES INC アメリカ	投資証 券	275,043	5,291.91 1,455,503,885	5,217.11 1,434,929,970	— —	1.26
17	MID AMERICA アメリカ	投資証 券	56,428	21,883.47 1,234,840,489	24,902.24 1,405,184,050	— —	1.24
18	KIMCO REALTY アメリカ	投資証 券	323,155	3,067.54 991,291,425	3,886.07 1,255,805,277	— —	1.11
19	ALEXANDRIA REAL ESTATE EQUIT アメリカ	投資証 券	75,182	17,469.53 1,313,394,567	16,659.78 1,252,515,940	— —	1.10
20	HEALTHPEAK PROPERTIES INC アメリカ	投資証 券	337,446	3,031.74 1,023,049,645	3,352.45 1,131,273,407	— —	1.00
21	SUN COMMUNITIES INC アメリカ	投資証 券	56,199	18,189.48 1,022,230,778	19,379.13 1,089,087,974	— —	0.96
22	GAMING AND LEISURE PROPERTIES INC アメリカ	投資証 券	131,626	6,935.04 912,832,734	7,787.22 1,025,001,725	— —	0.90
23	UDR INC アメリカ	投資証 券	143,982	6,254.92 900,596,621	6,983.78 1,005,539,216	— —	0.89
24	CAMDEN PROPERTY TRUST アメリカ	投資証 券	51,160	16,985.41 868,973,713	19,148.50 979,637,372	— —	0.86
25	EQUITY LIFESTYLE PROPERTIES アメリカ	投資証 券	89,473	9,983.95 893,294,053	10,866.84 972,289,365	— —	0.86
26	SEGRO PLC イギリス	投資証 券	648,726	1,678.85 1,089,117,070	1,494.38 969,448,322	— —	0.85
27	HOST HOTELS & RESORTS INC アメリカ	投資証 券	337,035	2,719.86 916,688,072	2,778.13 936,329,808	— —	0.83
28	WP CAREY INC アメリカ	投資証 券	105,019	8,405.95 882,784,736	8,669.05 910,415,739	— —	0.80
29	SCENTRE GROUP オーストラリア	投資信 託受益 証券	2,493,226	319.76 797,236,922	364.70 909,301,462	— —	0.80
30	REGENCY CENTERS CORP アメリカ	投資証 券	78,389	9,786.95 767,189,882	11,442.67 896,979,725	— —	0.79

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資有価証券の種類別投資比率

2024年11月29日現在

種類	投資比率 (%)
投資信託受益証券	9.88
投資証券	89.39
合計	99.28

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

(参考)

外国債券パッシブ・ファンド・マザーファンド

該当事項はありません。

インデックス225 マザーファンド

該当事項はありません。

外国リート・パッシブ・ファンド・マザーファンド

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(参考)

外国債券パッシブ・ファンド・マザーファンド

該当事項はありません。

インデックス225 マザーファンド

2024年11月29日現在

種類	取引所	資産の名称	買建/ 売建	数量	簿価金額 (円)	評価金額 (円)	投資比率 (%)
株価指数先物 取引	大阪取引所	NK225 先物 0612月	買建	132	5,045,323,560	5,038,440,000	2.30

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 先物取引の時価は、原則として計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所等の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

外国リート・パッシブ・ファンド・マザーファンド

2024年11月29日現在

種類	取引所	資産の名称	買建/ 売建	数量	簿価金額 (円)	評価金額 (円)	投資比率 (%)
不動産投信指 数先物取引	シカゴ商品 取引所	DJ US REAL ESTATE Dec24	買建	133	766,387,785	789,506,779	0.70

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 先物取引の時価は、原則として計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所等の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

直近日（2024年11月末）、同日前1年以内における各月末及び下記計算期間末における純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 (分配落) (百万円)	純資産総額 (分配付) (百万円)	1口当たりの 純資産額 (分配落) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配付) (円)
第19特定期間末 (2015年5月7日)	8,274	8,306	1.0322	1.0362
第20特定期間末 (2015年11月6日)	7,625	7,654	1.0313	1.0353
第21特定期間末 (2016年5月6日)	6,403	6,431	0.9202	0.9242
第22特定期間末 (2016年11月7日)	5,842	5,868	0.8814	0.8854
第23特定期間末 (2017年5月8日)	5,900	5,924	0.9656	0.9696
第24特定期間末 (2017年11月6日)	5,749	5,772	1.0196	1.0236
第25特定期間末 (2018年5月7日)	5,179	5,200	0.9719	0.9759
第26特定期間末 (2018年11月6日)	4,893	4,913	0.9717	0.9757
第27特定期間末 (2019年5月7日)	4,666	4,685	0.9822	0.9862
第28特定期間末 (2019年11月6日)	4,493	4,511	1.0075	1.0115
第29特定期間末 (2020年5月7日)	3,694	3,711	0.8865	0.8905
第30特定期間末 (2020年11月6日)	3,825	3,841	0.9576	0.9616
第31特定期間末 (2021年5月6日)	3,939	3,947	1.0521	1.0541
第32特定期間末 (2021年11月8日)	3,849	3,856	1.0981	1.1001
第33特定期間末 (2022年5月6日)	3,606	3,613	1.0757	1.0777
第34特定期間末 (2022年11月7日)	3,461	3,468	1.0699	1.0719
第35特定期間末 (2023年5月8日)	3,328	3,334	1.0671	1.0691
第36特定期間末 (2023年11月6日)	3,411	3,417	1.1330	1.1350
第37特定期間末 (2024年5月7日)	3,466	3,471	1.2331	1.2351
第38特定期間末 (2024年11月6日)	3,470	3,475	1.2750	1.2770
2023年11月末日	3,440	—	1.1498	—

12月末日	3,458	—	1.1630	—
2024年1月末日	3,518	—	1.1899	—
2月末日	3,474	—	1.2198	—
3月末日	3,515	—	1.2421	—
4月末日	3,491	—	1.2420	—
5月末日	3,482	—	1.2469	—
6月末日	3,574	—	1.2896	—
7月末日	3,478	—	1.2571	—
8月末日	3,373	—	1.2321	—
9月末日	3,362	—	1.2325	—
10月末日	3,489	—	1.2817	—
11月末日	3,399	—	1.2561	—

②【分配の推移】

	1口当たりの分配金（円）
第19特定期間	0.0080
第20特定期間	0.0120
第21特定期間	0.0120
第22特定期間	0.0120
第23特定期間	0.0120
第24特定期間	0.0120
第25特定期間	0.0120
第26特定期間	0.0120
第27特定期間	0.0120
第28特定期間	0.0120
第29特定期間	0.0120
第30特定期間	0.0120
第31特定期間	0.0080
第32特定期間	0.0060
第33特定期間	0.0060
第34特定期間	0.0060
第35特定期間	0.0060
第36特定期間	0.0060
第37特定期間	0.0060
第38特定期間	0.0060

③【収益率の推移】

	収益率（%）
第19特定期間	5.8
第20特定期間	1.1
第21特定期間	△9.6
第22特定期間	△2.9
第23特定期間	10.9
第24特定期間	6.8
第25特定期間	△3.5
第26特定期間	1.2
第27特定期間	2.3
第28特定期間	3.8
第29特定期間	△10.8

第30特定期間	9.4
第31特定期間	10.7
第32特定期間	4.9
第33特定期間	△1.5
第34特定期間	0.0
第35特定期間	0.3
第36特定期間	6.7
第37特定期間	9.4
第38特定期間	3.9

(注1) 収益率は期間騰落率です。

(注2) 各特定期間中の分配金累計額を加算して算出しています。

(4) 【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数
第19特定期間	62,440,438	1,820,305,356
第20特定期間	132,044,731	755,341,197
第21特定期間	32,157,555	466,875,901
第22特定期間	13,732,426	344,121,622
第23特定期間	8,609,544	526,378,270
第24特定期間	34,956,212	506,194,280
第25特定期間	20,175,534	330,388,944
第26特定期間	21,058,344	314,294,301
第27特定期間	8,798,917	293,258,836
第28特定期間	11,299,436	302,462,751
第29特定期間	16,551,738	309,113,564
第30特定期間	9,616,272	183,004,874
第31特定期間	10,023,390	260,042,934
第32特定期間	16,974,756	255,546,156
第33特定期間	6,375,187	159,095,665
第34特定期間	6,582,302	124,019,606
第35特定期間	4,628,156	121,347,188
第36特定期間	16,620,662	124,199,404
第37特定期間	7,753,952	207,937,810
第38特定期間	6,653,128	96,100,558

(注) 本邦外における設定及び解約はありません。

基準価額・純資産の推移 《2014年11月28日～2024年11月29日》



※基準価額は1万口当たり・信託報酬除後の価額です。
 ※分配金再投資基準価額は、グラフの起点における基準価額に合わせて指数化しています。
 ※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額とは異なります。
 (設定日:2005年12月28日)

分配の推移 (税引前)

2024年 3月	20円
2024年 5月	20円
2024年 7月	20円
2024年 9月	20円
2024年11月	20円
直近1年間累計	120円
設定来累計	4,900円

※分配金は1万口当たりです。

主要な資産の状況

■組入銘柄 ※比率(%)は、純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

順位	銘柄名	比率(%)
1	外国債券パッシブ・ファンド・マザーファンド	59.74
2	インデックス225 マザーファンド	21.83
3	外国リート・パッシブ・ファンド・マザーファンド	17.70

■外国債券パッシブ・ファンド・マザーファンド

※比率(%)は、当該マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

組入上位5銘柄

順位	銘柄名	種類	国/地域	利率(%)	償還日	比率(%)
1	US T N/B 4.375 05/15/34	国債証券	アメリカ	4.375	2034/5/15	0.48
2	US T N/B 3.875 08/15/34	国債証券	アメリカ	3.875	2034/8/15	0.43
3	US T N/B 4.0 02/15/34	国債証券	アメリカ	4	2034/2/15	0.41
4	US T N/B 1.875 02/15/32	国債証券	アメリカ	1.875	2032/2/15	0.41
5	US T N/B 4.5 11/15/33	国債証券	アメリカ	4.5	2033/11/15	0.40

■インデックス225 マザーファンド

※比率(%)は、当該マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

組入上位5銘柄

順位	銘柄名	種類	国/地域	業種	比率(%)
1	ファーストリテイリング	株式	日本	小売業	11.60
2	東京エレクトロン	株式	日本	電気機器	5.88
3	アドバンテスト	株式	日本	電気機器	5.54
4	ソフトバンクグループ	株式	日本	情報・通信業	4.51
5	リクルートホールディングス	株式	日本	サービス業	2.62

○掲載データ等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を示唆、保証するものではありません。

○委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

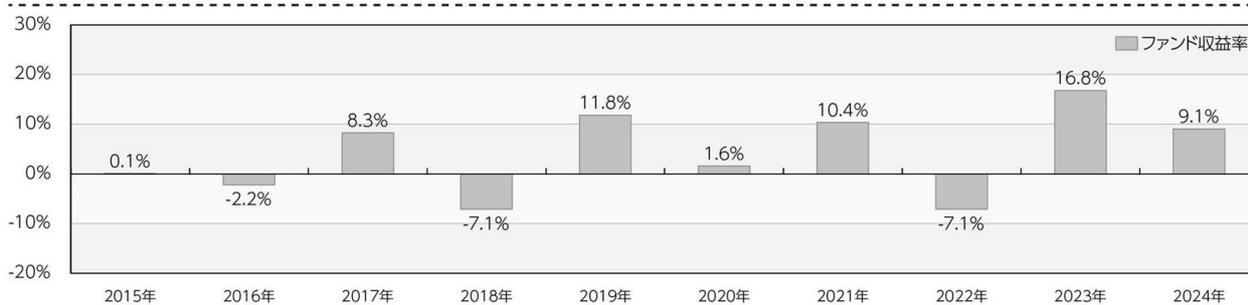
■外国リート・パッシブ・ファンド・マザーファンド

※比率(%)は、当該マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

組入上位5銘柄

順位	銘柄名	種類	国/地域	比率(%)
1	PROLOGIS INC	投資証券	アメリカ	6.98
2	EQUINIX INC	投資証券	アメリカ	5.95
3	WELLTOWER INC	投資証券	アメリカ	5.16
4	DIGITAL REALTY TRUST INC	投資証券	アメリカ	3.85
5	SIMON PROPERTY GROUP INC	投資証券	アメリカ	3.61

年間収益率の推移(暦年ベース)



※年間収益率は、分配金再投資基準価額をもとに計算したものです。
 ※2024年については年初から基準日までの収益率を表示しています。
 ※当ファンドにはベンチマークはありません。

○掲載データ等はいくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を示唆、保証するものではありません。
 ○委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

お申込みに際しては、販売会社所定の方法でお申込みください。

当ファンドは、収益の分配が行われた場合に収益分配金を受領する「分配金受取コース」と、収益分配金を無手数料で再投資する「分配金自動けいぞく投資コース」があり、「分配金自動けいぞく投資コース」を取得申込者が選択した場合には、取得申込者は販売会社との間で「自動けいぞく投資約款」にしたがって分配金再投資に関する契約を締結します。なお、販売会社によっては、当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。

また、受益者と販売会社との間であらかじめ決められた一定の金額を一定期間毎に定時定額購入（積立）をすることができる場合があります。販売会社までお問い合わせください。

当ファンドのお申込みは、原則として、販売会社の毎営業日に行われます。お申込みの受付は、原則として午後3時30分までにお申込みが行われ、かつ、お申込みの受付にかかる販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込みとします。なお、販売会社によっては異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

ただし、ニューヨーク証券取引所、ロンドン証券取引所、オーストラリア証券取引所、ニューヨークの銀行、ロンドンの銀行、オランダの銀行、フランスの銀行のいずれかの休業日に該当する日（以下「海外休業日」という場合があります。）には、お申込みの受付を行いません。

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、お申込みの受付を中止することおよびすでに受付けたお申込みの受付を取り消すことができるものとします。

※受益権の取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。

なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

- ・お申込価額は、お申込日の翌営業日の基準価額※とします。なお、「分配金自動けいぞく投資コース」により、収益分配金を再投資する場合は各計算期間終了日の基準価額とします。

※「基準価額」とは、純資産総額（ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額）を計算日の受益権総口数で除した価額をいいます。（但し、便宜上1万口あたりに換算した基準価額で表示することがあります。）

- ・基準価額は当ファンドの委託会社の毎営業日において、委託会社により計算され、公表されます。
※当ファンドの基準価額は、以下の方法でご確認ください。
 - ・販売会社へのお問い合わせ
 - ・委託会社への照会
ホームページ URL <https://www.am-one.co.jp/>
コールセンター:0120-104-694（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）
- ・お申込単位は、各販売会社が定める単位とします。
「分配金受取コース」および「分配金自動けいぞく投資コース」によるお申込みが可能です。
お申込みになる販売会社によってはどちらか一方のコースのみの取扱いとなる場合があります。
取扱コースおよびお申込単位は、販売会社にお問い合わせください。
※「分配金自動けいぞく投資コース」により、収益分配金を再投資する場合は、1口単位となります。
※当初元本は1口当たり1円です。
- ・お申込手数料は、お申込日の翌営業日の基準価額に、2.2%（税抜2.0%）を上限に各販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。
※償還乗換え等によるお申込みの場合、販売会社によりお申込手数料が優遇される場合があります。
※「分配金自動けいぞく投資コース」により収益分配金を再投資する場合は、お申込手数料はかかりません。
※詳しくは販売会社にお問い合わせください。
- ・お申込者は、お申込みをされた販売会社が定める所定の日までに買付代金を販売会社に支払うものとします。各お申込日の発行価額の総額は、販売会社によって、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して受託会社の指定するファンド口座（受託会社が信託事務の一部について再信託を行っている場合は当該再信託先の口座）に払込まれます。

2【換金（解約）手続等】

- ・受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に対し、各販売会社の定める単位をもって解約の請求をすることができます。受益者が解約の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。委託会社は、解約の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。解約の請求の受付は、原則として販売会社の毎営業日の午後3時30分までに行われ、かつ、解約の受付にかかる販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込みとします。なお、販売会社によっては異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。また、信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求に制限を設ける場合があります。
※海外休業日には、解約の受付を行いません。
※解約の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

- ・委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約の受付を中止することおよびすでに受付けた解約の請求の受付を取り消すことができます。解約の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の解約の請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約の請求を撤回しない場合には、当該受益権の解約価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約の請求を受付けたものとして、下記に準じて計算した価額とします。

- ・解約価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額から、信託財産留保額として当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を控除した価額とします。

$$\text{解約価額} = \text{基準価額} - \text{信託財産留保額}$$

- ・解約代金は、原則として解約請求受付日より起算して5営業日目から販売会社の営業所等において支払います。

- ・解約価額の照会方法等

解約価額は委託会社の毎営業日において、委託会社により計算され、公表されます。

※当ファンドの解約価額は、以下の方法でご確認ください。

- ・販売会社へのお問い合わせ
- ・委託会社への照会

コールセンター：0120-104-694（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

3【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

基準価額とは、純資産総額（信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

<主な投資対象の時価評価方法の原則>

投資対象	評価方法
マザーファンド 受益証券	計算日の基準価額
公社債等	計算日※における以下のいずれかの価額 <ul style="list-style-type: none"> ・日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値） ・金融商品取引業者、銀行などの提示する価額（売り気配相場を除きます。） ・価格情報会社の提供する価額
株式	計算日※における金融商品取引所等の最終相場
不動産投資信託証券	計算日※における金融商品取引所等の最終相場
外貨建資産の円換算	計算日の国内における対顧客電信売買相場の仲値

※外国で取引されているものについては、計算時に知りうる直近の日

基準価額（1万口当たり）は、委託会社の毎営業日において、委託会社により計算され、公表されます。

※当ファンドの基準価額は、以下の方法でご確認ください。

- ・販売会社へのお問い合わせ
- ・委託会社への照会

ホームページ URL <https://www.am-one.co.jp/>

コールセンター：0120-104-694（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

（2）【保管】

該当事項はありません。

（3）【信託期間】

信託期間は2005年12月28日から無期限です。

※下記「(5) その他 イ. 償還規定」の場合には信託終了前に信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

（4）【計算期間】

- 計算期間は原則として1月7日から3月6日まで、3月7日から5月6日まで、5月7日から7月6日まで、7月7日から9月6日まで、9月7日から11月6日まで、11月7日から翌年1月6日までとします。
- 上記a.の規定にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

（5）【その他】

イ. 償還規定

- 委託会社は、信託契約の一部を解約することにより、ファンドの信託財産の純資産総額が50億円を下ることとなった場合には、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
- 委託会社は、信託期間中においてこの信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
- 委託会社は、上記a.およびb.の事項について、あらかじめ解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

- d. 委託会社は上記c. の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- e. 上記d. に定める一定期間内に異議を述べた受益者の受益権口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは信託契約の解約をしません。
- f. 委託会社は、上記e. の規定により、信託契約を解約しないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの内容を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- g. 上記d. からf. の規定は信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記d. の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。
- h. 委託会社は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- i. 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が、この信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、下記「ロ. 信託約款の変更d.」に該当する場合を除き、その投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
- j. 受託会社は委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は下記「ロ. 信託約款の変更」の規定に従い、新受託会社を選任します。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。
- k. 上記 d. に規定する一定の期間内に、委託会社に対し異議を述べた受益者は、受託会社に対し自己に帰属する受益権を信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。当該買取請求権の内容および手続きは、公告または書面に付記します。

ロ. 信託約款の変更

- a. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。
- b. 委託会社は、上記a. の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- c. 委託会社は上記b. の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に異議を述べることができる旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- d. 上記c. に定める一定期間内に異議を述べた受益者の受益権口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは信託約款の変更をしません。

- e. 委託会社は、上記d.の規定により、信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの内容を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- f. 委託会社は、監督官庁より信託約款の変更の命令を受けたときは、上記a. からe. の規定にしたがい信託約款を変更します。
- g. 上記c. に規定する一定の期間内に、委託会社に対し異議を述べた受益者は、受託会社に対し自己に帰属する受益権を信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。当該買取請求権の内容および手続きは、公告または書面に付記します。

ハ. 関係法人との契約の更改

証券投資信託の募集・販売の取扱い等に関する契約について、委託会社と販売会社との間の当該契約は、原則として期間満了の3ヵ月前までに当事者間の別段の意思表示がない限り、1年毎に自動的に更新されます。当該契約は、当事者間の合意により変更することができます。

当ファンドの投資顧問契約について、委託会社とみずほ第一フィナンシャルテクノロジー株式会社（投資顧問会社）の間の当該契約は、原則として期間満了の1ヶ月前までに当事者間の別段の意思表示がない限り、1年毎に自動的に更新されます。当該契約は、当事者間の合意により変更することができます。

ニ. 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、委託会社のホームページに掲載します。

(URL <https://www.am-one.co.jp/>)

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載して行います。

ホ. 運用報告書

- ・委託会社は、毎年5月6日、11月6日（休業日の場合は翌営業日とします。）および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて受益者に対して交付します。
- ・運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページにおいて開示します。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の請求があった場合には、これを交付します。

(URL <https://www.am-one.co.jp/>)

4【受益者の権利等】

①収益分配金請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を、持ち分に応じて請求する権利を有します。

受益者が収益分配金支払開始日から5年間支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に、原則として決算日から起算して5営業日までにお支払いを開始します。

なお、「分配金自動けいぞく投資コース」により収益分配金を再投資する受益者に対しては、委託会社は受託会社から受けた収益分配金を、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に販売会社に交付します。販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行います。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

②償還金請求権

受益者は、持ち分に応じて償還金を請求する権利を有します。

受益者が信託終了による償還金について支払開始日から10年間支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため、販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に、原則として償還日（休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日までにお支払いを開始します。

③一部解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、一部解約の実行の請求をすることができます。

④帳簿書類の閲覧・謄写の請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当該受益者にかかる信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
- (3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当特定期間（2024年5月8日から2024年11月6日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2025年1月10日

アセットマネジメントOne株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 稲葉 宏和
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているD I A Mパッシブ資産分散ファンドの2024年5月8日から2024年11月6日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、D I A Mパッシブ資産分散ファンドの2024年11月6日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、アセットマネジメントOne株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

アセットマネジメントOne株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注1) 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

(注2) XBR Lデータは監査の対象には含まれておりません。

1【財務諸表】

【D I A Mパッシブ資産分散ファンド】

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	前期 2024年5月7日現在	当期 2024年11月6日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	55,617,547	52,528,849
親投資信託受益証券	3,422,878,171	3,429,900,594
流動資産合計	3,478,495,718	3,482,429,443
資産合計	3,478,495,718	3,482,429,443
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	5,622,326	5,443,431
未払解約金	222	617,918
未払受託者報酬	388,539	375,468
未払委託者報酬	6,087,332	5,882,533
その他未払費用	20,688	19,993
流動負債合計	12,119,107	12,339,343
負債合計	12,119,107	12,339,343
純資産の部		
元本等		
元本	2,811,163,198	2,721,715,768
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△)	655,213,413	748,374,332
(分配準備積立金)	651,342,901	825,305,554
元本等合計	3,466,376,611	3,470,090,100
純資産合計	3,466,376,611	3,470,090,100
負債純資産合計	3,478,495,718	3,482,429,443

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	前期 自 2023年11月7日 至 2024年5月7日	当期 自 2024年5月8日 至 2024年11月6日
営業収益		
受取利息	4,132	34,706
有価証券売買等損益	331,139,999	150,022,423
営業収益合計	331,144,131	150,057,129
営業費用		
支払利息	2,040	—
受託者報酬	1,147,777	1,144,374
委託者報酬	17,982,502	17,929,224
その他費用	61,126	60,933
営業費用合計	19,193,445	19,134,531
営業利益又は営業損失(△)	311,950,686	130,922,598
経常利益又は経常損失(△)	311,950,686	130,922,598
当期純利益又は当期純損失(△)	311,950,686	130,922,598
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)	6,476,360	△1,610,141
期首剰余金又は期首欠損金(△)	400,612,792	655,213,413
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,507,381	1,766,478
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	—	—
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	1,507,381	1,766,478
剰余金減少額又は欠損金増加額	35,120,005	24,692,080
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	35,120,005	24,692,080
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	—	—
分配金	17,261,081	16,446,218
期末剰余金又は期末欠損金(△)	655,213,413	748,374,332

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	当期
	自 2024年5月8日 至 2024年11月6日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	特定期間末日の取扱い 当ファンドは、原則として毎年5月6日及び11月6日を特定期間の末日としておりますが、該当日が休業日のため、前特定期間末日を2024年5月7日としております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	前期	当期
	2024年5月7日現在	2024年11月6日現在
1. 期首元本額	3,011,347,056円	2,811,163,198円
期中追加設定元本額	7,753,952円	6,653,128円
期中一部解約元本額	207,937,810円	96,100,558円
2. 受益権の総数	2,811,163,198口	2,721,715,768口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	前期	当期
	自 2023年11月7日 至 2024年5月7日	自 2024年5月8日 至 2024年11月6日
1. 分配金の計算過程	<p>(自2023年11月7日 至2024年1月9日)</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益(13,942,552円)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(60,874,274円)、信託約款に規定される収益調整金(18,261,390円)及び分配準備積立金(409,775,159円)より分配対象収益は502,853,375円(1万口当たり1,691.80円)であり、うち5,944,561円(1万口当たり20円)を分配金額としております。</p> <p>(自2024年1月10日 至2024年3月6日)</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益(10,425,293円)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(185,321,926円)、信託約款に規定される収益調整金(18,021,201円)及び分配準備積立金(457,961,349円)より分配対象収益は671,729,769円(1万口当たり2,359.34円)であり、うち5,694,194</p>	<p>(自2024年5月8日 至2024年7月8日)</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益(14,798,802円)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(179,474,581円)、信託約款に規定される収益調整金(18,462,078円)及び分配準備積立金(641,012,221円)より分配対象収益は853,747,682円(1万口当たり3,084.74円)であり、うち5,535,291円(1万口当たり20円)を分配金額としております。</p> <p>(自2024年7月9日 至2024年9月6日)</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益(5,323,183円)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(19,338,390円)及び分配準備積立金(818,488,693円)より分配対象収益は843,150,266円(1万口当たり3,084.22円)であ</p>

<p>円（1万口当たり20円）を分配金額としております。</p> <p>（自2024年3月7日 至2024年5月7日）</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益（13,258,366円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（4,575,022円）、信託約款に規定される収益調整金（18,500,053円）及び分配準備積立金（639,131,839円）より分配対象収益は675,465,280円（1万口当たり2,402.79円）であり、うち5,622,326円（1万口当たり20円）を分配金額としております。</p>	<p>り、うち5,467,496円（1万口当たり20円）を分配金額としております。</p> <p>（自2024年9月7日 至2024年11月6日）</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益（16,563,327円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（19,813,292円）及び分配準備積立金（814,185,658円）より分配対象収益は850,562,277円（1万口当たり3,125.09円）であり、うち5,443,431円（1万口当たり20円）を分配金額としております。</p>
--	--

（金融商品に関する注記）

1. 金融商品の状況に関する事項

項目	前期 自 2023年11月7日 至 2024年5月7日	当期 自 2024年5月8日 至 2024年11月6日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「附属明細表」に記載しております。これらは、市場リスク（価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク）、信用リスク、及び流動性リスクを有しております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。運用評価委員会等はこれらの運用リスク管理状況の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理を行います。	同左

2. 金融商品の時価等に関する事項

項目	前期	当期
----	----	----

	2024年5月7日現在	2024年11月6日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」にて記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務)は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	前期 2024年5月7日現在	当期 2024年11月6日現在
	最終計算期間の 損益に含まれた 評価差額(円)	最終計算期間の 損益に含まれた 評価差額(円)
親投資信託受益証券	23,871,509	177,664,136
合計	23,871,509	177,664,136

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

	前期 2024年5月7日現在	当期 2024年11月6日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1,2331円 (12,331円)	1,2750円 (12,750円)

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

2024年11月6日現在

種類	銘柄	券面総額 (円)	評価額 (円)	備考
親投資信託受益証券	外国債券パッシブ・ファンド・マザーファンド	899,232,529	2,191,969,212	
	インデックス225 マザーファンド	199,029,356	676,918,742	
	外国リート・パッシブ・ファンド・マザーファンド	250,172,861	561,012,640	
親投資信託受益証券	合計	1,348,434,746	3,429,900,594	
合計			3,429,900,594	

(注) 親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは、「外国債券パッシブ・ファンド・マザーファンド」受益証券、「インデックス225 マザーファンド」受益証券及び「外国リート・パッシブ・ファンド・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券であります。

同親投資信託の状況は以下の通りであります。

なお、以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

外国債券パッシブ・ファンド・マザーファンド
貸借対照表

(単位：円)

2024年11月6日現在

資産の部	
流動資産	
預金	1,356,603,446
コール・ローン	495,404,681
国債証券	263,574,860,235
派生商品評価勘定	6,865
未収入金	2,739,064,065
未収利息	2,017,309,767
前払費用	312,861,015
流動資産合計	270,496,110,074
資産合計	270,496,110,074
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	5,276,528
未払金	267,459,555
未払解約金	2,232,315,000
流動負債合計	2,505,051,083
負債合計	2,505,051,083
純資産の部	
元本等	
元本	109,939,656,177
剰余金	
剰余金又は欠損金(△)	158,051,402,814
元本等合計	267,991,058,991
純資産合計	267,991,058,991
負債純資産合計	270,496,110,074

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	自 2024年5月8日 至 2024年11月6日	
	1. 有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額又は日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）等で評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。	
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建資産及び負債は、計算日の対顧客電信売買相場の仲値により円貨に換算するほか、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条及び同第61条にしたがって換算しております。	

(貸借対照表に関する注記)

項目	2024年11月6日現在
1. 本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	107,116,503,965円
同期中追加設定元本額	24,318,918,126円
同期中一部解約元本額	21,495,765,914円
元本の内訳	
ファンド名	
D I A M外国債券パッシブ・ファンド	6,580,118,097円
M I T O ラップ型ファンド（安定型）	1,442,849円
M I T O ラップ型ファンド（中立型）	10,178,903円
M I T O ラップ型ファンド（積極型）	29,393,532円
グローバル8資産ラップファンド（安定型）	18,834,911円
グローバル8資産ラップファンド（中立型）	28,673,317円
グローバル8資産ラップファンド（積極型）	17,956,082円
たわらノーロード 先進国債券	22,943,285,749円
たわらノーロード バランス（8資産均等型）	3,967,667,687円
たわらノーロード バランス（堅実型）	72,810,218円
たわらノーロード バランス（標準型）	456,536,965円
たわらノーロード バランス（積極型）	114,971,917円
たわらノーロード スマートグローバルバランス（保守型）	22,065,916円
たわらノーロード スマートグローバルバランス（安定型）	1,087,346,129円
たわらノーロード スマートグローバルバランス（安定成長型）	2,081,132,225円
たわらノーロード スマートグローバルバランス（成長型）	1,122,443,892円
たわらノーロード スマートグローバルバランス（積極型）	640,266,595円
たわらノーロード 最適化バランス（保守型）	1,487,270円
たわらノーロード 最適化バランス（安定型）	13,973,537円
たわらノーロード 最適化バランス（安定成長型）	194,219,541円
たわらノーロード 最適化バランス（成長型）	33,585,818円
たわらノーロード 最適化バランス（積極型）	29,926,555円
マスターズ・マルチアセット・ファンド（安定型）	4,297円
マスターズ・マルチアセット・ファンド（バランス型）	4,355円
マスターズ・マルチアセット・ファンド（積極型）	4,058円

D I A M外国債券インデックスファンド<DC年金>	7,010,025,895円
O n e DC 先進国債券インデックスファンド	2,329,881,504円
O n e グローバルバランス	136,686,465円
D I A Mバランス・ファンド<DC年金>1 安定型	772,562,519円
D I A Mバランス・ファンド<DC年金>2 安定・成長型	2,645,985,873円
D I A Mバランス・ファンド<DC年金>3 成長型	3,251,181,357円
D I A M DC バランス30インデックスファンド	361,932,151円
D I A M DC バランス50インデックスファンド	825,839,200円
D I A M DC バランス70インデックスファンド	809,983,026円
マネックス資産設計ファンド<隔月分配型>	24,995,201円
マネックス資産設計ファンド<育成型>	955,746,909円
マネックス資産設計ファンド エボリューション	17,942,671円
D I A M DC 8資産バランスファンド(新興国10)	155,013,865円
D I A M DC 8資産バランスファンド(新興国20)	167,564,257円
D I A M DC 8資産バランスファンド(新興国30)	282,592,662円
クルーズコントロール	439,465,948円
D I A M 8資産バランスファンドN<DC年金>	225,130,824円
4資産分散投資・ハイクラス<DC年金>	1,126,047,080円
4資産分散投資・スタンダード<DC年金>	962,747,670円
9資産分散投資・スタンダード<DC年金>	184,326,782円
4資産分散投資・ミドルクラス<DC年金>	706,706,507円
O n e グローバル最適化バランス(安定型)<ラップ向け>	5,058,120円
O n e グローバル最適化バランス(成長型)<ラップ向け>	53,578,605円
D I A Mパッシブ資産分散ファンド	899,232,529円
インカム重視マルチアセット運用ファンド2019-12(適格機関投資家限定)	312,012,143円
インカム重視マルチアセット運用ファンド2020-06(適格機関投資家限定)	313,342,461円
マルチアセット・インカム戦略ファンド20-08(適格機関投資家限定)	213,763,616円
インカム重視マルチアセット運用ファンド2020-09(適格機関投資家限定)	188,643,891円
インカム重視マルチアセット運用ファンド2021-03(適格機関投資家限定)	544,565円
インカム重視マルチアセット運用ファンドII 2021-04(適格機関投資家限定)	796,151,510円
マルチアセット・インカム戦略ファンド(内外株式債券型・シグナルヘッジ付き)2021-06(適格機関投資家限定)	231,539,207円
インカム重視マルチアセット運用ファンド2021-09(適格機関投資家限定)	217,503,388円
マルチアセット・インカム戦略ファンド(内外株式債券型・シグナルヘッジ付き)2022-05(適格機関投資家限定)	283,735,665円
予兆モデル活用型戦略ファンド2024-01(適格機関投資家限定)	516,856,473円
D I A M為替フルヘッジ型外国債券パッシブ私募ファンド(適格機関投資家向け)	5,828,158,683円
D I A M外国債券パッシブファンド(適格機関投資家向け)	1,361,904,531円
外国債券パッシブファンド(適格機関投資家限定)	2,508,507,510円
A M O n e マルチアセット・インカム戦略ファンド(シグナルヘッジ付き)(適格機関投資家限定)	50,621,605円
D I A Mワールドバランス25VA(適格機関投資家限定)	39,296,350円
インカム重視マルチアセット運用ファンド(適格機関投資家限定)	520,216,787円
D I A Mグローバル・バランスファンド25VA(適格機関投資家限	271,636,665円

定)	
D I A M グローバル・バランスファンド 5 0 V A (適格機関投資家限定)	188, 849, 923円
D I A M 国際分散バランスファンド 3 0 V A (適格機関投資家限定)	11, 402, 689円
D I A M 国際分散バランスファンド 5 0 V A (適格機関投資家限定)	18, 605, 686円
D I A M 国内重視バランスファンド 3 0 V A (適格機関投資家限定)	5, 726, 960円
D I A M 国内重視バランスファンド 5 0 V A (適格機関投資家限定)	51, 369円
D I A M 世界バランスファンド 4 0 V A (適格機関投資家限定)	1, 560, 559円
D I A M 世界バランスファンド 5 0 V A (適格機関投資家限定)	3, 030, 871円
D I A M バランスファンド 2 5 V A (適格機関投資家限定)	1, 014, 947, 444円
D I A M バランスファンド 3 7. 5 V A (適格機関投資家限定)	1, 143, 657, 965円
D I A M バランスファンド 5 0 V A (適格機関投資家限定)	2, 190, 653, 236円
D I A M グローバル・アセット・バランス V A (適格機関投資家限定)	42, 978, 850円
D I A M グローバル・アセット・バランス V A 2 (適格機関投資家限定)	87, 670, 005円
D I A M アクサ グローバル バランスファンド 3 0 V A (適格機関投資家限定)	912, 540, 471円
D I A M 世界アセットバランスファンド V A (適格機関投資家向け)	171, 988, 709円
D I A M 世界バランスファンド 5 5 V A (適格機関投資家限定)	151, 290円
D I A M 世界アセットバランスファンド 2 V A (適格機関投資家限定)	131, 133, 241円
D I A M 世界アセットバランスファンド 3 V A (適格機関投資家限定)	115, 801, 649円
D I A M 世界アセットバランスファンド 4 V A (適格機関投資家限定)	245, 702, 464円
D I A M 世界バランス 2 5 V A (適格機関投資家限定)	30, 824, 077円
動的パッケージファンド<DC年金>	51, 133, 009円
コア資産形成ファンド	23, 202, 611円
たわらノーロード 外国債券(為替ヘッジなし)<ラップ専用>	2, 409, 971, 887円
たわらノーロード 外国債券(為替ヘッジあり)<ラップ専用>	12, 727, 787, 934円
MHAM動的パッケージファンド[適格機関投資家限定]	5, 548, 468, 510円
MHAM外国債券パッシブファンド[適格機関投資家限定]	5, 388, 821, 683円
計	109, 939, 656, 177円
2. 受益権の総数	109, 939, 656, 177口

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

項目	自 2024年5月8日 至 2024年11月6日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「附属明細表」に記載しております。これらは、市場リスク(価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク)、信用リスク、及び流動性リスクを有しております。 また、当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引であります。当該デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資する事を目的とし行っており、為替相場の変動によるリスクを有しております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運

	用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。運用評価委員会等はこれらの運用リスク管理状況の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理を行います。
--	---

2. 金融商品の時価等に関する事項

項目	2024年11月6日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」にて記載しております。 (2)デリバティブ取引 「(デリバティブ取引等に関する注記)」にて記載しております。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務)は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	2024年11月6日現在	
	当期の損益に含まれた評価差額(円)	
国債証券	1,828,822,407	
合計	1,828,822,407	

(注) 「当期の損益に含まれた評価差額」は、当該親投資信託の計算期間開始日から開示対象ファンドの期末日までの期間(2024年2月22日から2024年11月6日まで)に対応する金額であります。

(デリバティブ取引等に関する注記)

通貨関連

種類	2024年11月6日現在				
	契約額等(円)	うち		時価(円)	評価損益(円)
		1年超			
市場取引以外の取引 為替予約取引 売建	3,077,627,000	—		3,082,896,663	△5,269,663
アメリカ・ドル	1,453,556,000	—		1,457,134,815	△3,578,815
イギリス・ポンド	146,626,000	—		147,045,500	△419,500
オフショア・人民元	472,566,000	—		473,083,257	△517,257
カナダ・ドル	40,843,000	—		41,015,467	△172,467
ユーロ	964,036,000	—		964,617,624	△581,624
合計	3,077,627,000	—		3,082,896,663	△5,269,663

(注) 時価の算定方法

為替予約取引

1. 計算日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

①計算日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

②計算日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

・計算日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算しております。

・計算日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。

2. 計算日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

3. 換算において円未満の端数は切捨てております。

※上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものではありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

	2024年11月6日現在
1口当たり純資産額	2,4376円
(1万口当たり純資産額)	(24,376円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

2024年11月6日現在

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	アメリカ・ドル	US T N/B 0.375 01/31/26	5,700,000.000	5,434,148.460	
		US T N/B 0.375 07/31/27	3,780,000.000	3,412,483.600	
		US T N/B 0.375 09/30/27	3,810,000.000	3,418,656.450	
		US T N/B 0.375 11/30/25	3,190,000.000	3,060,126.920	
		US T N/B 0.375 12/31/25	4,000,000.000	3,825,625.000	
		US T N/B 0.5 02/28/26	5,170,000.000	4,921,193.750	
		US T N/B 0.5 04/30/27	2,970,000.000	2,714,997.640	
		US T N/B 0.5 05/31/27	2,980,000.000	2,715,641.390	
		US T N/B 0.5 06/30/27	2,680,000.000	2,435,502.330	
		US T N/B 0.5 08/31/27	3,060,000.000	2,764,399.220	
		US T N/B 0.5 10/31/27	3,660,000.000	3,286,279.660	
		US T N/B 0.625 03/31/27	3,200,000.000	2,943,875.000	
		US T N/B 0.625 05/15/30	4,050,000.000	3,342,357.430	
		US T N/B 0.625 07/31/26	5,100,000.000	4,795,792.950	
		US T N/B 0.625 08/15/30	5,740,000.000	4,694,243.750	
		US T N/B 0.625 11/30/27	3,900,000.000	3,504,896.490	
		US T N/B 0.625 12/31/27	4,020,000.000	3,602,139.830	
		US T N/B 0.75 01/31/28	4,680,000.000	4,198,380.440	
		US T N/B 0.75 03/31/26	5,720,000.000	5,449,528.870	

US T N/B 0.75 04/30/26	6,000,000.000	5,700,234.350	
US T N/B 0.75 05/31/26	5,630,000.000	5,334,205.080	
US T N/B 0.75 08/31/26	4,950,000.000	4,652,613.300	
US T N/B 0.875 06/30/26	4,510,000.000	4,270,758.560	
US T N/B 0.875 09/30/26	4,510,000.000	4,238,254.860	
US T N/B 0.875 11/15/30	4,680,000.000	3,862,462.500	
US T N/B 1.0 07/31/28	5,270,000.000	4,695,137.690	
US T N/B 1.125 02/15/31	6,690,000.000	5,572,822.220	
US T N/B 1.125 02/28/27	3,300,000.000	3,080,085.940	
US T N/B 1.125 02/29/28	7,000,000.000	6,344,160.130	
US T N/B 1.125 05/15/40	1,800,000.000	1,126,335.940	
US T N/B 1.125 08/15/40	3,260,000.000	2,021,582.030	
US T N/B 1.125 08/31/28	4,230,000.000	3,777,505.640	
US T N/B 1.125 10/31/26	4,490,000.000	4,230,071.100	
US T N/B 1.25 03/31/28	4,610,000.000	4,185,825.950	
US T N/B 1.25 04/30/28	5,700,000.000	5,164,400.400	
US T N/B 1.25 05/15/50	2,380,000.000	1,203,805.850	
US T N/B 1.25 05/31/28	4,140,000.000	3,742,171.870	
US T N/B 1.25 08/15/31	8,360,000.000	6,903,204.700	
US T N/B 1.25 09/30/28	4,980,000.000	4,458,072.630	
US T N/B 1.25 11/30/26	4,700,000.000	4,429,015.620	
US T N/B 1.25 12/31/26	4,290,000.000	4,034,610.930	
US T N/B 1.375 08/15/50	4,770,000.000	2,482,729.080	
US T N/B 1.375 08/31/26	2,800,000.000	2,662,843.730	
US T N/B 1.375 10/31/28	4,710,000.000	4,228,604.870	
US T N/B 1.375 11/15/31	5,890,000.000	4,872,134.370	
US T N/B 1.375 11/15/40	1,000,000.000	643,535.160	
US T N/B 1.375 12/31/28	4,600,000.000	4,112,328.130	
US T N/B 1.5 01/31/27	2,940,000.000	2,773,706.250	
US T N/B 1.5 02/15/30	2,830,000.000	2,471,164.810	
US T N/B 1.5 11/30/28	5,000,000.000	4,502,050.800	
US T N/B 1.625 02/15/26	5,290,000.000	5,118,488.240	
US T N/B 1.625 05/15/26	5,170,000.000	4,972,893.750	
US T N/B 1.625 05/15/31	7,340,000.000	6,259,070.330	
US T N/B 1.625 08/15/29	3,460,000.000	3,085,211.720	
US T N/B 1.625 09/30/26	5,050,000.000	4,816,437.500	
US T N/B 1.625 10/31/26	2,410,000.000	2,293,736.310	
US T N/B 1.625 11/15/50	5,280,000.000	2,936,071.870	
US T N/B 1.625 11/30/26	1,810,000.000	1,719,146.480	
US T N/B 1.75 01/31/29	4,500,000.000	4,077,509.760	
US T N/B 1.75 08/15/41	5,310,000.000	3,575,642.000	
US T N/B 1.75 11/15/29	2,250,000.000	2,008,037.090	
US T N/B 1.75 12/31/26	2,110,000.000	2,005,818.750	
US T N/B 1.875 02/15/32	6,580,000.000	5,608,935.960	
US T N/B 1.875 02/15/41	3,100,000.000	2,158,677.730	
US T N/B 1.875 02/15/51	4,780,000.000	2,835,230.840	
US T N/B 1.875 02/28/27	5,210,000.000	4,948,278.860	
US T N/B 1.875 02/28/29	4,700,000.000	4,274,796.860	
US T N/B 1.875 06/30/26	2,880,000.000	2,773,687.500	
US T N/B 1.875 07/31/26	3,200,000.000	3,075,499.990	

US T N/B 1.875 11/15/51	5,370,000.000	3,163,894.920	
US T N/B 2.0 02/15/50	1,300,000.000	801,429.690	
US T N/B 2.0 08/15/51	5,810,000.000	3,539,560.920	
US T N/B 2.0 11/15/26	4,500,000.000	4,311,914.040	
US T N/B 2.0 11/15/41	4,150,000.000	2,898,920.900	
US T N/B 2.125 05/31/26	2,850,000.000	2,760,046.870	
US T N/B 2.25 02/15/27	3,780,000.000	3,622,746.090	
US T N/B 2.25 02/15/52	5,000,000.000	3,229,980.440	
US T N/B 2.25 03/31/26	3,300,000.000	3,210,796.870	
US T N/B 2.25 05/15/41	4,420,000.000	3,259,836.310	
US T N/B 2.25 08/15/27	4,240,000.000	4,028,496.870	
US T N/B 2.25 08/15/46	1,570,000.000	1,063,644.330	
US T N/B 2.25 08/15/49	4,140,000.000	2,713,559.740	
US T N/B 2.25 11/15/27	3,270,000.000	3,093,087.890	
US T N/B 2.375 02/15/42	3,610,000.000	2,669,002.740	
US T N/B 2.375 03/31/29	4,000,000.000	3,711,171.870	
US T N/B 2.375 04/30/26	2,060,000.000	2,005,120.310	
US T N/B 2.375 05/15/27	3,830,000.000	3,666,925.780	
US T N/B 2.375 05/15/29	3,770,000.000	3,492,919.730	
US T N/B 2.375 05/15/51	5,760,000.000	3,850,987.480	
US T N/B 2.375 11/15/49	4,490,000.000	3,022,155.840	
US T N/B 2.5 02/15/45	700,000.000	506,515.620	
US T N/B 2.5 02/15/46	2,870,000.000	2,054,180.070	
US T N/B 2.5 02/28/26	2,280,000.000	2,228,967.180	
US T N/B 2.5 03/31/27	3,000,000.000	2,888,085.910	
US T N/B 2.5 05/15/46	1,730,000.000	1,234,584.750	
US T N/B 2.625 01/31/26	2,460,000.000	2,411,664.830	
US T N/B 2.625 02/15/29	5,330,000.000	5,007,181.010	
US T N/B 2.625 05/31/27	4,910,000.000	4,727,601.150	
US T N/B 2.625 07/31/29	3,070,000.000	2,866,012.890	
US T N/B 2.625 12/31/25	3,000,000.000	2,944,453.140	
US T N/B 2.75 02/15/28	4,540,000.000	4,343,591.790	
US T N/B 2.75 04/30/27	2,500,000.000	2,417,187.500	
US T N/B 2.75 05/31/29	3,300,000.000	3,103,740.220	
US T N/B 2.75 07/31/27	4,120,000.000	3,970,006.250	
US T N/B 2.75 08/15/32	7,840,000.000	7,063,656.230	
US T N/B 2.75 08/15/42	1,240,000.000	968,314.050	
US T N/B 2.75 08/15/47	2,230,000.000	1,648,283.570	
US T N/B 2.75 11/15/42	1,056,000.000	821,328.750	
US T N/B 2.75 11/15/47	2,250,000.000	1,659,990.210	
US T N/B 2.875 04/30/29	4,000,000.000	3,787,421.860	
US T N/B 2.875 05/15/28	4,560,000.000	4,366,289.040	
US T N/B 2.875 05/15/32	5,050,000.000	4,603,982.430	
US T N/B 2.875 05/15/43	2,890,000.000	2,276,665.230	
US T N/B 2.875 05/15/49	3,800,000.000	2,843,246.100	
US T N/B 2.875 05/15/52	7,010,000.000	5,206,157.210	
US T N/B 2.875 08/15/28	3,530,000.000	3,369,908.990	
US T N/B 2.875 08/15/45	1,470,000.000	1,132,301.950	
US T N/B 2.875 11/15/46	1,580,000.000	1,202,898.410	
US T N/B 3.0 02/15/47	1,960,000.000	1,523,555.460	

US T N/B 3.0 02/15/48	2,650,000.000	2,044,847.630	
US T N/B 3.0 02/15/49	2,010,000.000	1,541,850.570	
US T N/B 3.0 05/15/42	1,080,000.000	879,482.810	
US T N/B 3.0 05/15/45	1,290,000.000	1,017,084.370	
US T N/B 3.0 05/15/47	2,620,000.000	2,032,700.370	
US T N/B 3.0 08/15/48	2,510,000.000	1,930,052.720	
US T N/B 3.0 08/15/52	4,740,000.000	3,614,250.000	
US T N/B 3.125 02/15/42	1,360,000.000	1,134,378.120	
US T N/B 3.125 02/15/43	1,540,000.000	1,266,228.890	
US T N/B 3.125 05/15/48	2,830,000.000	2,231,167.580	
US T N/B 3.125 08/15/44	1,590,000.000	1,286,223.020	
US T N/B 3.125 08/31/27	4,540,000.000	4,415,770.700	
US T N/B 3.125 08/31/29	3,110,000.000	2,967,134.370	
US T N/B 3.125 11/15/28	4,180,000.000	4,018,188.260	
US T N/B 3.125 11/15/41	1,020,000.000	855,206.250	
US T N/B 3.25 05/15/42	3,060,000.000	2,583,548.440	
US T N/B 3.25 06/30/27	2,700,000.000	2,639,197.260	
US T N/B 3.25 06/30/29	3,500,000.000	3,361,572.260	
US T N/B 3.375 05/15/33	6,700,000.000	6,273,398.380	
US T N/B 3.375 05/15/44	1,730,000.000	1,460,363.260	
US T N/B 3.375 08/15/42	2,920,000.000	2,503,900.000	
US T N/B 3.375 09/15/27	4,000,000.000	3,917,343.760	
US T N/B 3.375 11/15/48	3,450,000.000	2,836,681.610	
US T N/B 3.5 01/31/28	3,680,000.000	3,606,184.380	
US T N/B 3.5 01/31/30	2,700,000.000	2,612,144.530	
US T N/B 3.5 02/15/33	7,250,000.000	6,864,702.130	
US T N/B 3.5 02/15/39	1,000,000.000	908,945.310	
US T N/B 3.5 04/30/30	3,000,000.000	2,898,281.250	
US T N/B 3.5 09/30/26	4,000,000.000	3,948,750.000	
US T N/B 3.5 09/30/29	3,500,000.000	3,396,093.750	
US T N/B 3.625 02/15/44	1,630,000.000	1,429,942.960	
US T N/B 3.625 02/15/53	4,800,000.000	4,140,187.480	
US T N/B 3.625 03/31/28	3,500,000.000	3,440,664.070	
US T N/B 3.625 03/31/30	2,500,000.000	2,431,347.650	
US T N/B 3.625 05/15/26	3,900,000.000	3,864,351.580	
US T N/B 3.625 05/15/53	3,510,000.000	3,030,254.280	
US T N/B 3.625 05/31/28	2,500,000.000	2,454,785.150	
US T N/B 3.625 08/15/43	1,470,000.000	1,294,863.270	
US T N/B 3.625 08/31/29	1,500,000.000	1,464,960.930	
US T N/B 3.625 09/30/31	2,500,000.000	2,409,375.000	
US T N/B 3.75 04/15/26	6,000,000.000	5,958,046.860	
US T N/B 3.75 05/31/30	3,500,000.000	3,422,070.330	
US T N/B 3.75 06/30/30	3,200,000.000	3,127,375.000	
US T N/B 3.75 08/15/27	3,500,000.000	3,462,470.690	
US T N/B 3.75 08/15/41	3,720,000.000	3,404,962.490	
US T N/B 3.75 08/31/31	1,000,000.000	971,484.380	
US T N/B 3.75 11/15/43	1,460,000.000	1,306,642.960	
US T N/B 3.75 12/31/28	1,500,000.000	1,475,126.950	
US T N/B 3.75 12/31/30	600,000.000	584,917.960	
US T N/B 3.875 01/15/26	4,300,000.000	4,280,347.660	

US T N/B 3.875 02/15/43	3,500,000.000	3,210,498.050	
US T N/B 3.875 05/15/43	1,300,000.000	1,189,525.380	
US T N/B 3.875 08/15/33	7,000,000.000	6,794,101.580	
US T N/B 3.875 08/15/34	8,000,000.000	7,738,124.940	
US T N/B 3.875 08/15/40	1,100,000.000	1,029,853.510	
US T N/B 3.875 09/30/29	2,950,000.000	2,908,918.930	
US T N/B 3.875 11/30/27	3,300,000.000	3,272,542.970	
US T N/B 3.875 11/30/29	2,800,000.000	2,760,023.440	
US T N/B 3.875 12/31/27	3,600,000.000	3,569,695.300	
US T N/B 3.875 12/31/29	2,800,000.000	2,758,820.310	
US T N/B 4.0 01/15/27	4,000,000.000	3,985,000.000	
US T N/B 4.0 01/31/29	1,500,000.000	1,489,248.040	
US T N/B 4.0 01/31/31	2,000,000.000	1,975,820.320	
US T N/B 4.0 02/15/26	4,000,000.000	3,986,874.980	
US T N/B 4.0 02/15/34	7,500,000.000	7,337,695.350	
US T N/B 4.0 02/28/30	3,000,000.000	2,972,343.750	
US T N/B 4.0 02/29/28	6,200,000.000	6,167,667.990	
US T N/B 4.0 06/30/28	3,500,000.000	3,480,039.080	
US T N/B 4.0 07/31/29	1,400,000.000	1,389,500.000	
US T N/B 4.0 07/31/30	3,500,000.000	3,463,837.890	
US T N/B 4.0 10/31/29	1,000,000.000	991,503.910	
US T N/B 4.0 11/15/42	3,120,000.000	2,918,296.860	
US T N/B 4.0 11/15/52	4,760,000.000	4,394,818.730	
US T N/B 4.0 12/15/25	4,140,000.000	4,125,930.450	
US T N/B 4.125 02/15/27	1,000,000.000	998,789.060	
US T N/B 4.125 03/31/29	1,000,000.000	997,617.190	
US T N/B 4.125 03/31/31	1,200,000.000	1,193,273.430	
US T N/B 4.125 06/15/26	4,700,000.000	4,691,462.870	
US T N/B 4.125 07/31/28	2,500,000.000	2,495,068.350	
US T N/B 4.125 07/31/31	1,000,000.000	993,671.880	
US T N/B 4.125 08/15/44	2,000,000.000	1,885,000.000	
US T N/B 4.125 08/15/53	2,600,000.000	2,455,679.690	
US T N/B 4.125 08/31/30	2,500,000.000	2,488,671.870	
US T N/B 4.125 09/30/27	4,000,000.000	3,997,265.640	
US T N/B 4.125 10/31/27	3,340,000.000	3,336,999.200	
US T N/B 4.125 11/15/32	5,600,000.000	5,555,921.870	
US T N/B 4.25 02/15/54	2,000,000.000	1,933,281.240	
US T N/B 4.25 02/28/29	4,930,000.000	4,943,673.050	
US T N/B 4.25 02/28/31	2,000,000.000	2,002,890.620	
US T N/B 4.25 03/15/27	3,850,000.000	3,857,519.510	
US T N/B 4.25 05/15/39	950,000.000	935,564.440	
US T N/B 4.25 06/30/29	1,000,000.000	1,002,929.690	
US T N/B 4.25 06/30/31	1,000,000.000	1,001,015.620	
US T N/B 4.25 08/15/54	3,000,000.000	2,902,734.360	
US T N/B 4.25 11/15/40	2,000,000.000	1,956,523.420	
US T N/B 4.375 02/15/38	1,000,000.000	1,005,390.620	
US T N/B 4.375 05/15/34	8,500,000.000	8,557,773.480	
US T N/B 4.375 05/15/40	500,000.000	497,265.620	
US T N/B 4.375 05/15/41	1,430,000.000	1,417,934.370	
US T N/B 4.375 07/15/27	3,500,000.000	3,518,320.330	

	US T N/B 4.375 08/15/26	4,000,000.000	4,010,703.120	
	US T N/B 4.375 08/15/43	2,000,000.000	1,956,875.000	
	US T N/B 4.375 08/31/28	3,500,000.000	3,522,558.580	
	US T N/B 4.375 11/30/28	4,000,000.000	4,028,281.240	
	US T N/B 4.375 11/30/30	3,000,000.000	3,025,605.480	
	US T N/B 4.375 12/15/26	1,800,000.000	1,806,679.690	
	US T N/B 4.5 02/15/44	1,300,000.000	1,290,453.120	
	US T N/B 4.5 04/15/27	2,800,000.000	2,821,328.130	
	US T N/B 4.5 05/15/27	3,500,000.000	3,527,207.040	
	US T N/B 4.5 05/15/38	500,000.000	508,437.500	
	US T N/B 4.5 05/31/29	2,700,000.000	2,736,544.930	
	US T N/B 4.5 07/15/26	4,100,000.000	4,117,777.350	
	US T N/B 4.5 08/15/39	980,000.000	989,914.830	
	US T N/B 4.5 11/15/33	7,000,000.000	7,114,843.750	
	US T N/B 4.625 02/15/40	1,390,000.000	1,421,329.290	
	US T N/B 4.625 03/15/26	3,630,000.000	3,646,873.830	
	US T N/B 4.625 04/30/29	1,000,000.000	1,018,242.190	
	US T N/B 4.625 04/30/31	3,000,000.000	3,067,031.250	
	US T N/B 4.625 05/15/44	1,000,000.000	1,008,437.500	
	US T N/B 4.625 05/15/54	4,600,000.000	4,731,531.250	
	US T N/B 4.625 05/31/31	2,000,000.000	2,044,335.940	
	US T N/B 4.625 06/15/27	4,500,000.000	4,551,328.120	
	US T N/B 4.625 09/15/26	3,500,000.000	3,525,361.310	
	US T N/B 4.625 09/30/28	2,300,000.000	2,335,757.820	
	US T N/B 4.625 09/30/30	3,000,000.000	3,064,570.320	
	US T N/B 4.625 10/15/26	3,400,000.000	3,426,296.880	
	US T N/B 4.625 11/15/26	3,900,000.000	3,931,992.160	
	US T N/B 4.75 02/15/41	2,230,000.000	2,310,227.720	
	US T N/B 4.75 11/15/43	2,020,000.000	2,074,050.770	
	US T N/B 4.75 11/15/53	3,100,000.000	3,248,218.750	
	US T N/B 4.875 04/30/26	2,000,000.000	2,017,460.940	
	US T N/B 4.875 10/31/28	3,000,000.000	3,075,058.580	
	US T N/B 4.875 10/31/30	4,500,000.000	4,656,533.220	
	US T N/B 5.25 11/15/28	1,350,000.000	1,404,052.730	
	US T N/B 5.375 02/15/31	1,860,000.000	1,982,571.090	
	US T N/B 6.0 02/15/26	2,400,000.000	2,455,218.740	
	US T N/B 6.125 11/15/27	1,200,000.000	1,267,312.500	
	US T N/B 6.25 05/15/30	5,259,000.000	5,788,597.700	
	アメリカ・ドル 小計	880,595,000.000 (134,598,945,750)	803,176,215.810 (122,765,484,585)	
イギリス・ポンド	UK TREASURY 0.125 01/31/28	1,340,000.000	1,176,613.800	
	UK TREASURY 0.25 07/31/31	1,940,000.000	1,485,477.400	
	UK TREASURY 0.375 10/22/26	2,430,000.000	2,253,618.450	
	UK TREASURY 0.375 10/22/30	990,000.000	789,880.900	
	UK TREASURY 0.5 01/31/29	1,880,000.000	1,607,926.400	
	UK TREASURY 0.5 10/22/61	880,000.000	246,840.000	

UK TREASURY 0.625 07/31/35	1,950,000.000	1,309,608.300	
UK TREASURY 0.625 10/22/50	1,640,000.000	624,348.000	
UK TREASURY 0.875 01/31/46	1,250,000.000	591,500.000	
UK TREASURY 0.875 07/31/33	1,400,000.000	1,041,047.420	
UK TREASURY 0.875 10/22/29	1,030,000.000	877,044.480	
UK TREASURY 1.0 01/31/32	2,870,000.000	2,274,776.350	
UK TREASURY 1.125 01/31/39	1,670,000.000	1,057,066.580	
UK TREASURY 1.125 10/22/73	1,540,000.000	526,064.000	
UK TREASURY 1.25 07/22/27	1,900,000.000	1,754,175.000	
UK TREASURY 1.25 07/31/51	1,730,000.000	794,070.000	
UK TREASURY 1.25 10/22/41	2,450,000.000	1,450,645.000	
UK TREASURY 1.5 07/22/26	1,230,000.000	1,172,568.840	
UK TREASURY 1.5 07/22/47	1,200,000.000	643,852.800	
UK TREASURY 1.5 07/31/53	1,410,000.000	674,395.950	
UK TREASURY 1.625 10/22/28	1,030,000.000	932,575.900	
UK TREASURY 1.625 10/22/54	1,270,000.000	622,208.560	
UK TREASURY 1.625 10/22/71	830,000.000	354,202.500	
UK TREASURY 1.75 01/22/49	1,030,000.000	572,369.970	
UK TREASURY 1.75 07/22/57	1,310,000.000	649,367.000	
UK TREASURY 1.75 09/07/37	1,190,000.000	861,230.960	
UK TREASURY 2.5 07/22/65	1,250,000.000	737,375.000	
UK TREASURY 3.25 01/22/44	1,660,000.000	1,319,368.000	
UK TREASURY 3.25 01/31/33	2,600,000.000	2,385,942.000	
UK TREASURY 3.5 01/22/45	1,050,000.000	859,320.000	
UK TREASURY 3.5 07/22/68	880,000.000	671,334.400	
UK TREASURY 3.75 01/29/38	1,150,000.000	1,045,968.700	
UK TREASURY 3.75 03/07/27	1,700,000.000	1,671,345.140	
UK TREASURY 3.75 07/22/52	1,370,000.000	1,125,241.280	
UK TREASURY 3.75 10/22/53	800,000.000	652,800.000	

	UK TREASURY 4.0 01/22/60	1,300,000.000	1,108,250.000	
	UK TREASURY 4.0 10/22/31	1,400,000.000	1,363,793.200	
	UK TREASURY 4.0 10/22/63	820,000.000	694,890.960	
	UK TREASURY 4.125 01/29/27	2,440,000.000	2,420,309.200	
	UK TREASURY 4.125 07/22/29	2,300,000.000	2,271,071.750	
	UK TREASURY 4.25 03/07/36	1,300,000.000	1,262,158.300	
	UK TREASURY 4.25 06/07/32	1,570,000.000	1,557,805.020	
	UK TREASURY 4.25 07/31/34	1,100,000.000	1,076,479.770	
	UK TREASURY 4.25 09/07/39	1,160,000.000	1,097,592.000	
	UK TREASURY 4.25 12/07/27	1,210,000.000	1,207,177.070	
	UK TREASURY 4.25 12/07/40	1,090,000.000	1,022,202.000	
	UK TREASURY 4.25 12/07/46	1,280,000.000	1,161,049.600	
	UK TREASURY 4.25 12/07/49	1,147,000.000	1,033,217.600	
	UK TREASURY 4.25 12/07/55	1,512,000.000	1,349,735.930	
	UK TREASURY 4.375 07/31/54	1,380,000.000	1,255,938.000	
	UK TREASURY 4.5 06/07/28	1,700,000.000	1,702,839.000	
	UK TREASURY 4.5 09/07/34	1,250,000.000	1,249,478.120	
	UK TREASURY 4.5 12/07/42	1,745,000.000	1,667,871.000	
	UK TREASURY 4.625 01/31/34	1,350,000.000	1,361,512.930	
	UK TREASURY 4.75 10/22/43	1,050,000.000	1,029,570.150	
	UK TREASURY 4.75 12/07/30	1,995,000.000	2,039,508.450	
	UK TREASURY 4.75 12/07/38	1,430,000.000	1,436,322.030	
	UK TREASURY 6.0 12/07/28	1,180,000.000	1,254,613.760	
	イギリス・ボンド 小計	84,559,000.000 (16,762,130,570)	68,435,554.920 (13,565,980,052)	
イスラエル・ シュケル	ISRAEL FIXED BOND 0.5 02/27/26	1,430,000.000	1,358,740.240	
	ISRAEL FIXED BOND 02/28/29	700,000.000	674,058.000	
	ISRAEL FIXED BOND 03/30/35	820,000.000	763,781.620	
	ISRAEL FIXED BOND 1.0 03/31/30	3,110,000.000	2,568,004.750	
	ISRAEL FIXED BOND 1.3 04/30/32	2,350,000.000	1,843,191.950	

	ISRAEL FIXED BOND 1.5 05/31/37	2,490,000.000	1,704,940.350	
	ISRAEL FIXED BOND 11/29/52	1,130,000.000	733,808.440	
	ISRAEL FIXED BOND 2.0 03/31/27	1,660,000.000	1,563,338.200	
	ISRAEL FIXED BOND 2.25 09/28/28	3,810,000.000	3,487,510.170	
	ISRAEL FIXED BOND 3.75 03/31/47	1,810,000.000	1,487,248.040	
	ISRAEL FIXED BOND 5.5 01/31/42	1,410,000.000	1,484,346.480	
	ISRAEL FIXED BOND 6.25 10/30/26	1,220,000.000	1,258,797.220	
イスラエル・シケル 小計		21,940,000.000 (894,533,292)	18,927,765.460 (771,719,068)	
オーストラリア・ドル	AUSTRALIAN 0.25 11/21/25	760,000.000	729,881.200	
	AUSTRALIAN 0.5 09/21/26	1,515,000.000	1,418,267.250	
	AUSTRALIAN 1.0 11/21/31	2,470,000.000	1,967,206.800	
	AUSTRALIAN 1.0 12/21/30	1,120,000.000	922,846.400	
	AUSTRALIAN 1.25 05/21/32	2,300,000.000	1,834,940.000	
	AUSTRALIAN 1.5 06/21/31	2,310,000.000	1,934,809.800	
	AUSTRALIAN 1.75 06/21/51	1,420,000.000	741,864.800	
	AUSTRALIAN 1.75 11/21/32	1,850,000.000	1,512,874.500	
	AUSTRALIAN 2.25 05/21/28	1,080,000.000	1,015,081.200	
	AUSTRALIAN 2.5 05/21/30	1,660,000.000	1,518,783.800	
	AUSTRALIAN 2.75 05/21/41	960,000.000	733,084.800	
	AUSTRALIAN 2.75 06/21/35	1,250,000.000	1,058,087.500	
	AUSTRALIAN 2.75 11/21/27	1,130,000.000	1,087,432.900	
	AUSTRALIAN 2.75 11/21/28	1,600,000.000	1,519,936.000	
	AUSTRALIAN 2.75 11/21/29	1,400,000.000	1,309,462.000	
	AUSTRALIAN 3.0 03/21/47	1,090,000.000	800,539.600	
	AUSTRALIAN 3.0 11/21/33	1,820,000.000	1,615,941.600	
	AUSTRALIAN 3.25 04/21/29	1,900,000.000	1,831,543.000	
	AUSTRALIAN 3.25 06/21/39	550,000.000	463,765.500	
	AUSTRALIAN 3.5 12/21/34	1,820,000.000	1,664,608.400	
AUSTRALIAN 3.75 04/21/37	1,080,000.000	988,588.800		
AUSTRALIAN 3.75 05/21/34	1,340,000.000	1,258,876.400		
AUSTRALIAN 4.25 04/21/26	1,600,000.000	1,603,408.000		
AUSTRALIAN 4.5 04/21/33	1,660,000.000	1,662,008.600		
AUSTRALIAN 4.75 04/21/27	1,740,000.000	1,766,900.400		
AUSTRALIAN 4.75 06/21/54	640,000.000	615,155.200		
オーストラリア・ドル 小計		38,065,000.000 (3,839,616,550)	33,575,894.450 (3,386,800,473)	
オフショア・人民元	CHINA GOVERNMENT BOND 1.62 08/15/27	34,440,000.000	34,530,491.100	
	CHINA GOVERNMENT BOND 1.67 06/15/26	4,000,000.000	4,020,224.800	
	CHINA GOVERNMENT BOND	19,000,000.000	19,147,593.900	

1.85 05/15/27			
CHINA GOVERNMENT BOND			
1.87 09/15/31	22,000,000.000	21,827,806.000	
CHINA GOVERNMENT BOND			
1.91 07/15/29	40,000,000.000	40,232,396.000	
CHINA GOVERNMENT BOND			
2.04 02/25/27	35,000,000.000	35,406,756.000	
CHINA GOVERNMENT BOND			
2.05 04/15/29	29,040,000.000	29,386,087.100	
CHINA GOVERNMENT BOND			
2.11 08/25/34	21,000,000.000	20,988,954.000	
CHINA GOVERNMENT BOND			
2.12 06/25/31	18,410,000.000	18,561,116.640	
CHINA GOVERNMENT BOND			
2.18 08/15/26	50,000,000.000	50,611,040.000	
CHINA GOVERNMENT BOND			
2.27 05/25/34	21,590,000.000	21,861,114.260	
CHINA GOVERNMENT BOND			
2.28 03/25/31	23,000,000.000	23,393,265.500	
CHINA GOVERNMENT BOND			
2.3 05/15/26	49,500,000.000	50,120,304.300	
CHINA GOVERNMENT BOND			
2.35 02/25/34	21,000,000.000	21,382,827.900	
CHINA GOVERNMENT BOND			
2.37 01/15/29	29,000,000.000	29,706,213.800	
CHINA GOVERNMENT BOND			
2.39 11/15/26	35,000,000.000	35,612,374.000	
CHINA GOVERNMENT BOND			
2.4 07/15/28	20,000,000.000	20,463,008.000	
CHINA GOVERNMENT BOND			
2.44 10/15/27	21,000,000.000	21,497,807.100	
CHINA GOVERNMENT BOND			
2.48 04/15/27	25,100,000.000	25,651,286.360	
CHINA GOVERNMENT BOND			
2.5 07/25/27	31,410,000.000	32,133,994.210	
CHINA GOVERNMENT BOND			
2.52 08/25/33	15,000,000.000	15,471,253.500	
CHINA GOVERNMENT BOND			
2.54 12/25/30	21,000,000.000	21,695,383.500	
CHINA GOVERNMENT BOND			
2.55 10/15/28	23,000,000.000	23,697,753.300	
CHINA GOVERNMENT BOND			
2.6 09/01/32	19,300,000.000	20,024,533.580	
CHINA GOVERNMENT BOND			
2.6 09/15/30	23,000,000.000	23,850,422.700	
CHINA GOVERNMENT BOND			
2.62 04/15/28	24,000,000.000	24,726,417.600	
CHINA GOVERNMENT BOND			
2.62 06/25/30	18,000,000.000	18,687,065.400	
CHINA GOVERNMENT BOND			
2.62 09/25/29	18,000,000.000	18,684,043.200	

CHINA GOVERNMENT BOND 2. 67 05/25/33	19,500,000.000	20,352,077.850	
CHINA GOVERNMENT BOND 2. 67 11/25/33	27,880,000.000	29,118,161.950	
CHINA GOVERNMENT BOND 2. 68 05/21/30	33,600,000.000	35,069,334.720	
CHINA GOVERNMENT BOND 2. 69 08/12/26	46,600,000.000	47,578,679.220	
CHINA GOVERNMENT BOND 2. 69 08/15/32	16,000,000.000	16,727,313.600	
CHINA GOVERNMENT BOND 2. 75 02/17/32	15,500,000.000	16,254,465.600	
CHINA GOVERNMENT BOND 2. 75 06/15/29	22,000,000.000	22,928,224.000	
CHINA GOVERNMENT BOND 2. 76 05/15/32	9,000,000.000	9,445,399.200	
CHINA GOVERNMENT BOND 2. 79 12/15/29	22,000,000.000	23,026,920.400	
CHINA GOVERNMENT BOND 2. 8 03/24/29	11,000,000.000	11,471,388.500	
CHINA GOVERNMENT BOND 2. 8 03/25/30	10,000,000.000	10,475,737.000	
CHINA GOVERNMENT BOND 2. 8 11/15/32	19,300,000.000	20,334,570.710	
CHINA GOVERNMENT BOND 2. 85 06/04/27	28,000,000.000	28,915,745.600	
CHINA GOVERNMENT BOND 2. 88 02/25/33	11,200,000.000	11,908,074.080	
CHINA GOVERNMENT BOND 2. 89 11/18/31	11,100,000.000	11,739,105.810	
CHINA GOVERNMENT BOND 2. 91 10/14/28	20,100,000.000	20,988,826.020	
CHINA GOVERNMENT BOND 3. 0 10/15/53	14,900,000.000	17,170,463.490	
CHINA GOVERNMENT BOND 3. 01 05/13/28	39,000,000.000	40,773,996.900	
CHINA GOVERNMENT BOND 3. 02 05/27/31	21,000,000.000	22,407,476.700	
CHINA GOVERNMENT BOND 3. 03 03/11/26	39,000,000.000	39,850,508.100	
CHINA GOVERNMENT BOND 3. 12 10/25/52	11,500,000.000	13,378,437.600	
CHINA GOVERNMENT BOND 3. 13 11/21/29	8,000,000.000	8,530,268.000	
CHINA GOVERNMENT BOND 3. 19 04/15/53	8,800,000.000	10,401,801.520	
CHINA GOVERNMENT BOND 3. 25 06/06/26	18,450,000.000	18,978,867.400	
CHINA GOVERNMENT BOND 3. 27 11/19/30	9,000,000.000	9,737,499.600	
CHINA GOVERNMENT BOND	18,500,000.000	19,475,192.350	

	3. 28 12/03/27			
	CHINA GOVERNMENT BOND	11,000,000.000	11,788,194.000	
	3. 29 05/23/29			
	CHINA GOVERNMENT BOND	8,820,000.000	10,606,804.110	
	3. 32 04/15/52			
	CHINA GOVERNMENT BOND	16,100,000.000	19,373,146.100	
	3. 39 03/16/50			
	CHINA GOVERNMENT BOND	10,450,000.000	12,964,277.310	
	3. 53 10/18/51			
	CHINA GOVERNMENT BOND	5,000,000.000	5,301,683.000	
	3. 59 08/03/27			
	CHINA GOVERNMENT BOND	10,600,000.000	13,524,326.940	
	3. 72 04/12/51			
	CHINA GOVERNMENT BOND	14,000,000.000	18,026,181.600	
	3. 81 09/14/50			
	CHINA GOVERNMENT BOND	16,300,000.000	21,001,286.750	
	3. 86 07/22/49			
	CHINA GOVERNMENT BOND	10,300,000.000	13,625,426.070	
	4. 08 10/22/48			
	オフショア・人民元 小計	1,324,290,000.000 (28,365,894,513)	1,386,621,395.550 (29,701,014,306)	
カナダ・ドル	CANADA 0. 25 03/01/26	1,810,000.000	1,741,354.870	
	CANADA 0. 5 12/01/30	2,600,000.000	2,223,765.460	
	CANADA 1. 0 06/01/27	1,150,000.000	1,093,857.760	
	CANADA 1. 0 09/01/26	2,670,000.000	2,571,028.850	
	CANADA 1. 25 03/01/27	2,110,000.000	2,023,833.050	
	CANADA 1. 25 06/01/30	1,940,000.000	1,755,647.890	
	CANADA 1. 5 06/01/26	1,700,000.000	1,658,587.270	
	CANADA 1. 5 06/01/31	2,570,000.000	2,316,414.780	
	CANADA 1. 5 12/01/31	1,140,000.000	1,019,548.110	
	CANADA 1. 75 12/01/53	2,180,000.000	1,560,183.050	
	CANADA 2. 0 06/01/28	930,000.000	898,218.200	
	CANADA 2. 0 06/01/32	1,590,000.000	1,462,327.870	
	CANADA 2. 0 12/01/51	2,910,000.000	2,237,128.240	
	CANADA 2. 25 06/01/29	600,000.000	581,369.400	
	CANADA 2. 25 12/01/29	900,000.000	865,507.650	
	CANADA 2. 5 12/01/32	1,520,000.000	1,443,211.390	
	CANADA 2. 75 06/01/33	1,330,000.000	1,283,190.590	
	CANADA 2. 75 09/01/27	1,050,000.000	1,040,544.480	
	CANADA 2. 75 12/01/48	500,000.000	455,254.370	
	CANADA 2. 75 12/01/55	1,450,000.000	1,302,226.670	
	CANADA 2. 75 12/01/64	140,000.000	126,286.160	
	CANADA 3. 0 04/01/26	1,350,000.000	1,346,239.950	
	CANADA 3. 0 06/01/34	1,700,000.000	1,665,194.450	
	CANADA 3. 25 09/01/28	1,400,000.000	1,409,480.070	
	CANADA 3. 25 12/01/33	1,620,000.000	1,621,224.160	
	CANADA 3. 25 12/01/34	570,000.000	569,622.140	
	CANADA 3. 5 03/01/28	1,030,000.000	1,044,240.280	
	CANADA 3. 5 03/01/34	1,450,000.000	1,479,428.990	
	CANADA 3. 5 09/01/29	1,300,000.000	1,324,244.450	

	CANADA 3.5 12/01/45	900,000.000	929,408.670	
	CANADA 4.0 03/01/29	1,700,000.000	1,763,480.690	
	CANADA 4.0 05/01/26	500,000.000	505,627.930	
	CANADA 4.0 06/01/41	590,000.000	644,989.540	
	CANADA 4.0 08/01/26	500,000.000	506,806.170	
	CANADA 5.0 06/01/37	330,000.000	387,795.190	
	CANADA 5.75 06/01/29	640,000.000	714,270.680	
	CANADA 5.75 06/01/33	1,010,000.000	1,196,741.340	
カナダ・ドル 小計		49,380,000.000 (5,437,725,600)	46,768,280.810 (5,150,123,083)	
シンガポール・ドル	SINGAPORE 0.5 11/01/25	280,000.000	273,896.760	
	SINGAPORE 1.25 11/01/26	510,000.000	495,192.150	
	SINGAPORE 1.625 07/01/31	840,000.000	778,680.000	
	SINGAPORE 1.875 03/01/50	630,000.000	522,900.000	
	SINGAPORE 1.875 10/01/51	570,000.000	469,110.000	
	SINGAPORE 2.125 06/01/26	690,000.000	683,721.000	
	SINGAPORE 2.25 08/01/36	770,000.000	721,721.000	
	SINGAPORE 2.375 07/01/39	240,000.000	224,700.000	
	SINGAPORE 2.625 05/01/28	240,000.000	239,280.000	
	SINGAPORE 2.625 08/01/32	550,000.000	540,925.000	
	SINGAPORE 2.75 03/01/46	660,000.000	648,202.500	
	SINGAPORE 2.75 04/01/42	660,000.000	645,480.000	
	SINGAPORE 2.875 07/01/29	620,000.000	623,013.200	
	SINGAPORE 2.875 09/01/27	200,000.000	200,700.000	
	SINGAPORE 2.875 09/01/30	620,000.000	622,976.000	
	SINGAPORE 3.0 04/01/29	320,000.000	323,456.000	
	SINGAPORE 3.0 08/01/72	125,000.000	130,103.940	
	SINGAPORE 3.25 06/01/54	100,000.000	109,115.000	
	SINGAPORE 3.375 05/01/34	310,000.000	323,378.050	
	SINGAPORE 3.5 03/01/27	800,000.000	812,800.000	
シンガポール・ドル 小計		9,735,000.000 (1,126,631,550)	9,389,350.600 (1,086,629,545)	
スウェーデン・クローナ	SWEDEN 0.125 05/12/31	4,820,000.000	4,253,794.600	
	SWEDEN 0.75 05/12/28	3,390,000.000	3,255,128.850	
	SWEDEN 0.75 11/12/29	3,960,000.000	3,726,439.200	
	SWEDEN 1.0 11/12/26	7,010,000.000	6,888,481.650	
	SWEDEN 1.75 11/11/33	3,200,000.000	3,100,048.000	
	SWEDEN 2.25 06/01/32	4,030,000.000	4,070,090.840	
SWEDEN 3.5 03/30/39	3,740,000.000	4,269,827.100		
スウェーデン・クローナ 小計		30,150,000.000 (427,828,500)	29,563,810.240 (419,510,467)	
デンマーク・クローネ	DENMARK 0.0 11/15/31	5,080,000.000	4,394,131.420	
	DENMARK 0.25 11/15/52	4,560,000.000	2,604,133.920	
	DENMARK 0.5 11/15/27	4,850,000.000	4,646,106.000	
	DENMARK 0.5 11/15/29	5,140,000.000	4,769,443.500	
	DENMARK 1.75 11/15/25	3,440,000.000	3,429,253.440	
	DENMARK 2.25 11/15/26	1,210,000.000	1,217,405.200	

	DENMARK 2.25 11/15/33	1,540,000.000	1,546,672.960	
	DENMARK 4.5 11/15/39	7,330,000.000	9,271,351.940	
デンマーク・クローネ 小計		33,150,000.000 (737,256,000)	31,878,498.380 (708,977,804)	
ニュージーランド・ドル	NEW ZEALAND 0.25 05/15/28	950,000.000	838,958.140	
	NEW ZEALAND 0.5 05/15/26	380,000.000	361,540.220	
	NEW ZEALAND 1.5 05/15/31	880,000.000	743,864.000	
	NEW ZEALAND 1.75 05/15/41	400,000.000	259,307.990	
	NEW ZEALAND 2.0 05/15/32	1,410,000.000	1,202,266.550	
	NEW ZEALAND 2.75 04/15/37	790,000.000	646,511.750	
	NEW ZEALAND 2.75 05/15/51	810,000.000	544,366.530	
	NEW ZEALAND 3.0 04/20/29	750,000.000	720,978.900	
	NEW ZEALAND 3.5 04/14/33	910,000.000	853,008.830	
	NEW ZEALAND 4.25 05/15/34	130,000.000	127,846.000	
	NEW ZEALAND 4.25 05/15/36	100,000.000	96,400.000	
	NEW ZEALAND 4.5 04/15/27	800,000.000	813,338.470	
	NEW ZEALAND 4.5 05/15/30	200,000.000	204,041.080	
	NEW ZEALAND 4.5 05/15/35	450,000.000	448,112.800	
ニュージーランド・ドル 小計		8,960,000.000 (817,868,800)	7,860,541.260 (717,510,206)	
ノルウェー・クローネ	NORWAY 1.25 09/17/31	2,950,000.000	2,492,416.650	
	NORWAY 1.375 08/19/30	4,610,000.000	4,022,407.090	
	NORWAY 1.5 02/19/26	3,510,000.000	3,394,578.030	
	NORWAY 1.75 02/17/27	4,700,000.000	4,472,691.550	
	NORWAY 1.75 09/06/29	2,920,000.000	2,650,155.490	
	NORWAY 2.0 04/26/28	2,420,000.000	2,272,864.000	
	NORWAY 2.125 05/18/32	2,530,000.000	2,247,059.980	
	NORWAY 3.0 08/15/33	3,500,000.000	3,272,333.750	
	NORWAY 3.5 10/06/42	2,160,000.000	2,073,848.400	
NORWAY 3.625 04/13/34	1,570,000.000	1,535,216.650		
ノルウェー・クローネ 小計		30,870,000.000 (428,166,900)	28,433,571.590 (394,373,638)	
ポーランド・ズロチ	POLAND 0.25 10/25/26	2,280,000.000	2,082,061.800	
	POLAND 04/25/26	600,000.000	562,050.000	
	POLAND 1.25 10/25/30	5,720,000.000	4,512,312.050	
	POLAND 1.75 04/25/32	4,350,000.000	3,349,856.700	
	POLAND 2.5 07/25/26	1,420,000.000	1,363,189.840	
	POLAND 2.5 07/25/27	5,060,000.000	4,740,891.100	
	POLAND 2.75 04/25/28	2,960,000.000	2,732,777.070	
	POLAND 2.75 10/25/29	2,000,000.000	1,776,367.500	
	POLAND 3.75 05/25/27	2,620,000.000	2,541,272.930	
POLAND 4.75 07/25/29	1,800,000.000	1,750,140.000		

	POLAND 5.0 10/25/34	1,750,000.000	1,659,170.620	
	POLAND 5.75 04/25/29	3,190,000.000	3,236,092.310	
	POLAND 6.0 10/25/33	1,690,000.000	1,729,689.650	
	POLAND 7.5 07/25/28	3,400,000.000	3,650,496.700	
ポーランド・ズロチ 小計		38,840,000.000 (1,478,829,116)	35,686,368.270 (1,358,754,903)	
マレーシア・リンギット	MALAYSIA 2.632 04/15/31	2,000,000.000	1,861,669.090	
	MALAYSIA 3.502 05/31/27	1,250,000.000	1,249,280.460	
	MALAYSIA 3.582 07/15/32	1,400,000.000	1,370,289.950	
	MALAYSIA 3.733 06/15/28	2,000,000.000	2,008,197.000	
	MALAYSIA 3.757 05/22/40	1,400,000.000	1,350,799.210	
	MALAYSIA 3.828 07/05/34	2,270,000.000	2,256,405.870	
	MALAYSIA 3.844 04/15/33	1,660,000.000	1,648,938.170	
	MALAYSIA 3.885 08/15/29	1,100,000.000	1,110,466.170	
	MALAYSIA 3.892 03/15/27	1,000,000.000	1,009,325.900	
	MALAYSIA 3.899 11/16/27	2,030,000.000	2,051,167.210	
	MALAYSIA 3.9 11/30/26	1,660,000.000	1,674,833.420	
	MALAYSIA 3.906 07/15/26	1,220,000.000	1,229,832.590	
	MALAYSIA 4.054 04/18/39	650,000.000	652,213.250	
	MALAYSIA 4.065 06/15/50	1,700,000.000	1,663,821.990	
	MALAYSIA 4.232 06/30/31	670,000.000	684,501.000	
	MALAYSIA 4.254 05/31/35	2,400,000.000	2,460,882.960	
	MALAYSIA 4.392 04/15/26	1,050,000.000	1,064,565.490	
	MALAYSIA 4.457 03/31/53	1,720,000.000	1,787,034.240	
	MALAYSIA 4.498 04/15/30	1,200,000.000	1,245,766.320	
	MALAYSIA 4.504 04/30/29	1,590,000.000	1,646,256.260	
	MALAYSIA 4.696 10/15/42	1,160,000.000	1,248,525.850	
	MALAYSIA 4.736 03/15/46	300,000.000	323,842.050	
MALAYSIA 4.762 04/07/37	1,900,000.000	2,038,854.280		
MALAYSIA 4.893 06/08/38	1,000,000.000	1,089,404.000		
MALAYSIA 4.921 07/06/48	1,990,000.000	2,205,315.010		
MALAYSIA 4.935 09/30/43	1,600,000.000	1,771,953.440		
マレーシア・リンギット 小計		37,920,000.000 (1,328,671,296)	38,704,141.180 (1,356,146,662)	
メキシコ・ペソ	MEXICAN BONDS 03/01/29	17,500,000.000	16,571,450.000	
	MEXICAN BONDS 03/04/27	28,080,000.000	25,540,088.740	
	MEXICAN BONDS 05/24/35	11,500,000.000	9,928,410.000	
	MEXICAN BONDS 05/26/33	19,290,000.000	16,445,882.400	
	MEXICAN BONDS 07/31/53	20,290,000.000	15,986,391.170	
	MEXICAN BONDS 09/03/26	16,850,000.000	15,952,400.500	
	MEXICAN BONDS 10.0 11/20/36	4,805,000.000	4,778,605.500	
	MEXICAN BONDS 5.75 03/05/26	31,672,000.000	29,919,229.700	
	MEXICAN BONDS 7.5 06/03/27	19,146,000.000	18,097,259.650	
	MEXICAN BONDS 7.75 05/29/31	21,148,000.000	18,955,181.620	
	MEXICAN BONDS 7.75	19,707,000.000	15,566,290.660	

	11/13/42			
	MEXICAN BONDS 7.75 11/23/34	13,035,000.000	11,147,872.990	
	MEXICAN BONDS 8.0 11/07/47	17,461,000.000	13,912,813.880	
	MEXICAN BONDS 8.5 05/31/29	18,419,000.000	17,455,657.000	
	MEXICAN BONDS 8.5 11/18/38	21,642,000.000	18,965,350.980	
メキシコ・ペソ 小計		280,545,000.000 (2,111,718,324)	249,222,884.790 (1,875,950,498)	
ユーロ	AUSTRIA 0.0 02/20/30	1,280,000.000	1,115,884.800	
	AUSTRIA 0.0 02/20/31	1,360,000.000	1,149,907.200	
	AUSTRIA 0.0 10/20/40	770,000.000	475,475.000	
	AUSTRIA 0.25 10/20/36	640,000.000	464,064.000	
	AUSTRIA 0.5 02/20/29	1,520,000.000	1,396,367.360	
	AUSTRIA 0.5 04/20/27	1,190,000.000	1,137,088.710	
	AUSTRIA 0.7 04/20/71	360,000.000	163,957.910	
	AUSTRIA 0.75 02/20/28	1,055,000.000	998,384.730	
	AUSTRIA 0.75 03/20/51	590,000.000	346,027.620	
	AUSTRIA 0.75 10/20/26	1,330,000.000	1,289,151.710	
	AUSTRIA 0.85 06/30/20	310,000.000	136,702.640	
	AUSTRIA 0.9 02/20/32	600,000.000	526,870.200	
	AUSTRIA 1.5 11/02/86	190,000.000	114,133.000	
	AUSTRIA 1.85 05/23/49	460,000.000	365,329.000	
	AUSTRIA 2.0 07/15/26	460,000.000	456,831.750	
	AUSTRIA 2.1 09/20/17	390,000.000	297,554.290	
	AUSTRIA 2.4 05/23/34	1,870,000.000	1,797,762.830	
	AUSTRIA 2.9 02/20/33	1,150,000.000	1,155,977.930	
	AUSTRIA 2.9 02/20/34	450,000.000	450,135.000	
	AUSTRIA 2.9 05/23/29	400,000.000	405,830.000	
	AUSTRIA 3.15 06/20/44	550,000.000	554,255.620	
	AUSTRIA 3.15 10/20/53	420,000.000	420,427.350	
	AUSTRIA 3.8 01/26/62	480,000.000	551,940.000	
	AUSTRIA 4.15 03/15/37	1,010,000.000	1,128,569.850	
	AUSTRIA 6.25 07/15/27	615,000.000	676,011.070	
	BELGIUM 0.0 10/22/27	1,030,000.000	958,579.800	
	BELGIUM 0.0 10/22/31	1,040,000.000	859,714.960	
	BELGIUM 0.1 06/22/30	1,100,000.000	954,635.000	
	BELGIUM 0.35 06/22/32	1,050,000.000	872,025.000	
	BELGIUM 0.4 06/22/40	780,000.000	508,764.750	
	BELGIUM 0.65 06/22/71	870,000.000	360,876.000	
	BELGIUM 0.8 06/22/27	960,000.000	920,724.950	
BELGIUM 0.8 06/22/28	940,000.000	881,908.000		
BELGIUM 0.9 06/22/29	1,240,000.000	1,149,436.890		
BELGIUM 1.0 06/22/26	1,340,000.000	1,310,046.980		
BELGIUM 1.0 06/22/31	1,440,000.000	1,289,419.200		
BELGIUM 1.25 04/22/33	1,260,000.000	1,112,293.650		
BELGIUM 1.4 06/22/53	1,540,000.000	967,312.500		
BELGIUM 1.45 06/22/37	560,000.000	462,802.190		

BELGIUM 1.6 06/22/47	920,000.000	661,882.040	
BELGIUM 1.7 06/22/50	1,020,000.000	720,190.380	
BELGIUM 1.9 06/22/38	500,000.000	430,026.620	
BELGIUM 2.15 06/22/66	450,000.000	326,790.000	
BELGIUM 2.25 06/22/57	390,000.000	296,051.260	
BELGIUM 2.7 10/22/29	250,000.000	250,922.800	
BELGIUM 2.75 04/22/39	320,000.000	303,514.400	
BELGIUM 2.85 10/22/34	720,000.000	711,277.560	
BELGIUM 3.0 06/22/33	1,200,000.000	1,210,011.000	
BELGIUM 3.0 06/22/34	580,000.000	582,473.410	
BELGIUM 3.3 06/22/54	420,000.000	403,671.200	
BELGIUM 3.45 06/22/43	240,000.000	243,305.520	
BELGIUM 3.75 06/22/45	640,000.000	674,747.190	
BELGIUM 4.0 03/28/32	740,000.000	797,626.760	
BELGIUM 4.25 03/28/41	1,180,000.000	1,323,998.330	
BELGIUM 4.5 03/28/26	870,000.000	893,895.420	
BELGIUM 5.0 03/28/35	1,170,000.000	1,372,886.760	
BELGIUM 5.5 03/28/28	1,600,000.000	1,752,736.000	
BUNDESOBL 0.0 04/10/26	2,010,000.000	1,946,343.300	
BUNDESOBL 0.0 04/16/27	2,460,000.000	2,332,284.180	
BUNDESOBL 0.0 10/09/26	2,760,000.000	2,646,370.800	
BUNDESOBL 1.3 10/15/27	2,580,000.000	2,516,351.400	
BUNDESOBL 1.3 10/15/27	1,050,000.000	1,024,254.000	
BUNDESOBL 2.1 04/12/29	1,400,000.000	1,389,584.000	
BUNDESOBL 2.2 04/13/28	1,700,000.000	1,698,470.000	
BUNDESOBL 2.4 10/19/28	2,000,000.000	2,011,140.000	
BUNDESOBL 2.5 10/11/29	1,500,000.000	1,513,740.000	
BUNDESSCHAT 2.7 09/17/26	2,100,000.000	2,114,238.000	
DEUTSCHLAND 0.0 02/15/30	2,020,000.000	1,798,224.200	
DEUTSCHLAND 0.0 02/15/31	1,040,000.000	904,696.000	
DEUTSCHLAND 0.0 02/15/32	2,050,000.000	1,740,005.150	
DEUTSCHLAND 0.0 05/15/35	1,460,000.000	1,126,857.200	
DEUTSCHLAND 0.0 05/15/36	1,280,000.000	959,257.600	
DEUTSCHLAND 0.0 08/15/30	1,530,000.000	1,346,950.800	
DEUTSCHLAND 0.0 08/15/30	1,390,000.000	1,221,587.600	
DEUTSCHLAND 0.0 08/15/31	1,490,000.000	1,280,520.900	
DEUTSCHLAND 0.0 08/15/31	1,800,000.000	1,549,172.810	
DEUTSCHLAND 0.0 08/15/50	2,040,000.000	1,060,351.200	
DEUTSCHLAND 0.0 08/15/50	1,140,000.000	589,779.000	
DEUTSCHLAND 0.0 08/15/52	1,290,000.000	634,538.100	
DEUTSCHLAND 0.0 11/15/27	1,620,000.000	1,515,996.000	
DEUTSCHLAND 0.0 11/15/28	1,660,000.000	1,523,214.750	
DEUTSCHLAND 0.25 02/15/27	2,970,000.000	2,844,161.100	
DEUTSCHLAND 0.25 02/15/29	1,630,000.000	1,504,581.280	
DEUTSCHLAND 0.25 08/15/28	1,770,000.000	1,648,241.700	
DEUTSCHLAND 0.5 02/15/28	2,120,000.000	2,009,166.400	
DEUTSCHLAND 0.5 08/15/27	3,110,000.000	2,973,516.850	

DEUTSCHLAND 08/15/26	2, 290, 000. 000	2, 201, 938. 050	
DEUTSCHLAND 08/15/29	1, 390, 000. 000	1, 253, 681. 100	
DEUTSCHLAND 1. 0 05/15/38	2, 160, 000. 000	1, 768, 521. 600	
DEUTSCHLAND 1. 25 08/15/48	2, 420, 000. 000	1, 847, 667. 580	
DEUTSCHLAND 1. 7 08/15/32	1, 880, 000. 000	1, 798, 295. 200	
DEUTSCHLAND 1. 8 08/15/53	2, 400, 000. 000	2, 008, 608. 000	
DEUTSCHLAND 1. 8 08/15/53	900, 000. 000	753, 345. 000	
DEUTSCHLAND 2. 1 11/15/29	1, 800, 000. 000	1, 783, 422. 000	
DEUTSCHLAND 2. 2 02/15/34	1, 700, 000. 000	1, 671, 202. 000	
DEUTSCHLAND 2. 3 02/15/33	1, 950, 000. 000	1, 942, 024. 500	
DEUTSCHLAND 2. 3 02/15/33	2, 100, 000. 000	2, 090, 256. 000	
DEUTSCHLAND 2. 4 11/15/30	1, 300, 000. 000	1, 306, 071. 000	
DEUTSCHLAND 2. 5 07/04/44	1, 720, 000. 000	1, 680, 612. 000	
DEUTSCHLAND 2. 5 08/15/46	2, 240, 000. 000	2, 196, 661. 690	
DEUTSCHLAND 2. 5 08/15/54	1, 460, 000. 000	1, 424, 171. 600	
DEUTSCHLAND 2. 6 05/15/41	700, 000. 000	694, 806. 000	
DEUTSCHLAND 2. 6 08/15/33	1, 900, 000. 000	1, 932, 262. 000	
DEUTSCHLAND 2. 6 08/15/34	1, 200, 000. 000	1, 217, 436. 000	
DEUTSCHLAND 3. 25 07/04/42	1, 080, 000. 000	1, 170, 320. 400	
DEUTSCHLAND 4. 0 01/04/37	2, 030, 000. 000	2, 338, 814. 750	
DEUTSCHLAND 4. 25 07/04/39	1, 280, 000. 000	1, 530, 726. 400	
DEUTSCHLAND 4. 75 07/04/28	1, 180, 000. 000	1, 281, 303. 000	
DEUTSCHLAND 4. 75 07/04/34	1, 720, 000. 000	2, 057, 464. 000	
DEUTSCHLAND 4. 75 07/04/40	1, 610, 000. 000	2, 043, 138. 300	
DEUTSCHLAND 5. 5 01/04/31	1, 720, 000. 000	2, 027, 639. 200	
DEUTSCHLAND 5. 625 01/04/28	1, 140, 000. 000	1, 255, 037. 400	
DEUTSCHLAND 6. 25 01/04/30	840, 000. 000	997, 483. 200	
DEUTSCHLAND 6. 5 07/04/27	1, 250, 000. 000	1, 385, 975. 000	
FINLAND 0. 0 09/15/26	100, 000. 000	95, 630. 000	
FINLAND 0. 0 09/15/30	110, 000. 000	94, 356. 730	
FINLAND 0. 125 04/15/36	180, 000. 000	130, 506. 190	
FINLAND 0. 125 04/15/52	560, 000. 000	263, 118. 830	
FINLAND 0. 125 09/15/31	700, 000. 000	587, 892. 900	
FINLAND 0. 25 09/15/40	290, 000. 000	188, 370. 430	
FINLAND 0. 5 04/15/26	460, 000. 000	447, 632. 540	
FINLAND 0. 5 04/15/43	380, 000. 000	242, 890. 680	
FINLAND 0. 5 09/15/27	400, 000. 000	379, 496. 490	
FINLAND 0. 5 09/15/28	650, 000. 000	602, 593. 290	
FINLAND 0. 5 09/15/29	770, 000. 000	697, 247. 700	
FINLAND 0. 75 04/15/31	700, 000. 000	620, 412. 610	
FINLAND 1. 125 04/15/34	480, 000. 000	411, 151. 200	
FINLAND 1. 375 04/15/27	210, 000. 000	204, 914. 760	

FINLAND 1. 375 04/15/47	280,000.000	204,077.800	
FINLAND 1. 5 09/15/32	450,000.000	409,430.570	
FINLAND 2. 625 07/04/42	400,000.000	376,045.200	
FINLAND 2. 75 04/15/38	370,000.000	358,225.490	
FINLAND 2. 75 07/04/28	320,000.000	323,337.550	
FINLAND 2. 875 04/15/29	400,000.000	404,840.000	
FINLAND 2. 95 04/15/55	60,000.000	57,906.000	
FINLAND 3. 0 09/15/33	1,000,000.000	1,012,121.700	
FRANCE OAT 0. 0 02/25/27	3,700,000.000	3,495,334.500	
FRANCE OAT 0. 0 05/25/32	4,990,000.000	4,004,974.000	
FRANCE OAT 0. 0 11/25/29	3,610,000.000	3,146,772.910	
FRANCE OAT 0. 0 11/25/30	3,980,000.000	3,363,670.110	
FRANCE OAT 0. 0 11/25/31	4,570,000.000	3,735,454.020	
FRANCE OAT 0. 25 11/25/26	3,120,000.000	2,982,359.640	
FRANCE OAT 0. 5 05/25/26	4,660,000.000	4,524,196.500	
FRANCE OAT 0. 5 05/25/29	2,790,000.000	2,527,840.440	
FRANCE OAT 0. 5 05/25/40	1,950,000.000	1,277,435.250	
FRANCE OAT 0. 5 05/25/72	790,000.000	285,157.790	
FRANCE OAT 0. 5 06/25/44	1,490,000.000	875,464.720	
FRANCE OAT 0. 75 02/25/28	4,180,000.000	3,936,080.280	
FRANCE OAT 0. 75 05/25/28	4,690,000.000	4,393,269.540	
FRANCE OAT 0. 75 05/25/52	2,250,000.000	1,162,584.000	
FRANCE OAT 0. 75 05/25/53	2,460,000.000	1,241,469.740	
FRANCE OAT 0. 75 11/25/28	4,000,000.000	3,707,590.000	
FRANCE OAT 1. 0 05/25/27	3,960,000.000	3,812,899.850	
FRANCE OAT 1. 25 05/25/34	2,360,000.000	2,001,657.600	
FRANCE OAT 1. 25 05/25/36	3,590,000.000	2,913,285.000	
FRANCE OAT 1. 25 05/25/38	1,800,000.000	1,393,020.000	
FRANCE OAT 1. 5 05/25/31	4,580,000.000	4,213,874.800	
FRANCE OAT 1. 5 05/25/50	2,420,000.000	1,600,297.600	
FRANCE OAT 1. 75 05/25/66	940,000.000	589,192.000	
FRANCE OAT 1. 75 06/25/39	2,450,000.000	2,012,959.790	
FRANCE OAT 2. 0 05/25/48	1,950,000.000	1,483,884.670	
FRANCE OAT 2. 0 11/25/32	2,650,000.000	2,462,925.900	
FRANCE OAT 2. 5 05/25/30	3,650,000.000	3,596,856.110	
FRANCE OAT 2. 5 05/25/43	1,450,000.000	1,260,539.370	
FRANCE OAT 2. 5 09/24/26	4,320,000.000	4,320,719.710	
FRANCE OAT 2. 5 09/24/27	4,200,000.000	4,191,262.980	
FRANCE OAT 2. 75 02/25/29	3,710,000.000	3,713,517.080	
FRANCE OAT 2. 75 02/25/30	2,300,000.000	2,293,603.420	
FRANCE OAT 2. 75 10/25/27	4,240,000.000	4,261,872.880	
FRANCE OAT 3. 0 05/25/33	2,700,000.000	2,691,229.050	
FRANCE OAT 3. 0 05/25/54	1,550,000.000	1,381,224.660	
FRANCE OAT 3. 0 06/25/49	500,000.000	458,681.750	
FRANCE OAT 3. 0 11/25/34	1,000,000.000	986,849.000	
FRANCE OAT 3. 25 05/25/45	2,340,000.000	2,268,097.640	
FRANCE OAT 3. 25 05/25/55	1,300,000.000	1,210,114.750	
FRANCE OAT 3. 5 04/25/26	1,550,000.000	1,573,028.350	
FRANCE OAT 3. 5 11/25/33	1,000,000.000	1,032,592.700	
FRANCE OAT 4. 0 04/25/55	1,530,000.000	1,638,503.010	

FRANCE OAT 4.0 04/25/60	1,460,000.000	1,575,317.510	
FRANCE OAT 4.0 10/25/38	1,540,000.000	1,657,307.480	
FRANCE OAT 4.5 04/25/41	2,490,000.000	2,835,730.250	
FRANCE OAT 4.75 04/25/35	2,330,000.000	2,656,499.870	
FRANCE OAT 5.5 04/25/29	2,800,000.000	3,121,028.400	
FRANCE OAT 5.75 10/25/32	3,210,000.000	3,833,847.450	
IRISH 0.0 10/18/31	670,000.000	562,113.310	
IRISH 0.2 05/15/27	420,000.000	398,770.180	
IRISH 0.2 10/18/30	350,000.000	306,375.890	
IRISH 0.4 05/15/35	520,000.000	408,079.360	
IRISH 0.55 04/22/41	290,000.000	201,530.410	
IRISH 0.9 05/15/28	710,000.000	675,990.880	
IRISH 1.0 05/15/26	890,000.000	872,395.800	
IRISH 1.1 05/15/29	730,000.000	688,796.040	
IRISH 1.3 05/15/33	290,000.000	260,988.110	
IRISH 1.35 03/18/31	540,000.000	502,844.000	
IRISH 1.5 05/15/50	550,000.000	413,502.360	
IRISH 1.7 05/15/37	780,000.000	684,872.630	
IRISH 2.0 02/18/45	840,000.000	722,853.600	
IRISH 2.4 05/15/30	670,000.000	667,376.950	
IRISH 3.0 10/18/43	280,000.000	283,883.060	
ITALY BTPS 0.0 04/01/26	2,020,000.000	1,945,866.000	
ITALY BTPS 0.0 08/01/26	1,850,000.000	1,767,305.000	
ITALY BTPS 0.25 03/15/28	1,460,000.000	1,340,718.000	
ITALY BTPS 0.45 02/15/29	1,900,000.000	1,711,520.000	
ITALY BTPS 0.5 02/01/26	1,610,000.000	1,566,634.650	
ITALY BTPS 0.6 08/01/31	720,000.000	605,905.200	
ITALY BTPS 0.85 01/15/27	1,710,000.000	1,643,823.000	
ITALY BTPS 0.9 04/01/31	1,510,000.000	1,308,431.980	
ITALY BTPS 0.95 03/01/37	1,180,000.000	859,276.000	
ITALY BTPS 0.95 06/01/32	1,680,000.000	1,416,912.000	
ITALY BTPS 0.95 08/01/30	1,350,000.000	1,195,560.000	
ITALY BTPS 0.95 09/15/27	1,880,000.000	1,787,504.000	
ITALY BTPS 1.1 04/01/27	1,900,000.000	1,828,940.000	
ITALY BTPS 1.25 12/01/26	680,000.000	660,800.530	
ITALY BTPS 1.35 04/01/30	1,850,000.000	1,691,380.070	
ITALY BTPS 1.45 03/01/36	1,320,000.000	1,051,116.000	
ITALY BTPS 1.5 04/30/45	1,210,000.000	797,511.000	
ITALY BTPS 1.65 03/01/32	1,290,000.000	1,154,846.700	
ITALY BTPS 1.65 12/01/30	2,340,000.000	2,141,937.720	
ITALY BTPS 1.7 09/01/51	1,170,000.000	736,904.020	
ITALY BTPS 1.8 03/01/41	1,150,000.000	855,830.000	
ITALY BTPS 2.0 02/01/28	1,160,000.000	1,131,860.910	
ITALY BTPS 2.05 08/01/27	1,700,000.000	1,669,302.250	
ITALY BTPS 2.1 07/15/26	1,840,000.000	1,823,222.380	
ITALY BTPS 2.15 03/01/72	360,000.000	226,368.000	
ITALY BTPS 2.15 09/01/52	960,000.000	659,328.000	
ITALY BTPS 2.2 06/01/27	1,590,000.000	1,570,761.000	
ITALY BTPS 2.25 09/01/36	750,000.000	647,925.000	
ITALY BTPS 2.45 09/01/33	1,080,000.000	1,000,750.130	

ITALY BTPS 2.45 09/01/50	1,480,000.000	1,107,188.000	
ITALY BTPS 2.5 12/01/32	1,340,000.000	1,258,796.000	
ITALY BTPS 2.65 12/01/27	1,520,000.000	1,513,920.000	
ITALY BTPS 2.7 03/01/47	1,270,000.000	1,028,446.000	
ITALY BTPS 2.8 03/01/67	500,000.000	379,500.000	
ITALY BTPS 2.8 06/15/29	1,800,000.000	1,785,960.000	
ITALY BTPS 2.8 12/01/28	1,940,000.000	1,935,247.000	
ITALY BTPS 2.95 02/15/27	1,300,000.000	1,305,200.000	
ITALY BTPS 2.95 09/01/38	720,000.000	647,568.000	
ITALY BTPS 3.0 08/01/29	1,710,000.000	1,711,282.500	
ITALY BTPS 3.0 10/01/29	500,000.000	498,550.000	
ITALY BTPS 3.1 03/01/40	960,000.000	870,425.280	
ITALY BTPS 3.25 03/01/38	600,000.000	564,060.000	
ITALY BTPS 3.25 09/01/46	1,380,000.000	1,226,294.220	
ITALY BTPS 3.35 03/01/35	1,420,000.000	1,392,018.900	
ITALY BTPS 3.35 07/01/29	1,400,000.000	1,418,480.000	
ITALY BTPS 3.4 04/01/28	1,150,000.000	1,169,780.000	
ITALY BTPS 3.45 03/01/48	1,140,000.000	1,037,374.050	
ITALY BTPS 3.45 07/15/27	1,500,000.000	1,525,800.000	
ITALY BTPS 3.45 07/15/31	1,600,000.000	1,615,040.000	
ITALY BTPS 3.5 01/15/26	710,000.000	715,751.000	
ITALY BTPS 3.5 02/15/31	1,400,000.000	1,420,020.000	
ITALY BTPS 3.7 06/15/30	1,000,000.000	1,027,900.000	
ITALY BTPS 3.8 04/15/26	1,500,000.000	1,522,237.050	
ITALY BTPS 3.85 02/01/35	1,000,000.000	1,017,900.000	
ITALY BTPS 3.85 07/01/34	2,180,000.000	2,229,922.000	
ITALY BTPS 3.85 09/01/49	1,100,000.000	1,061,367.440	
ITALY BTPS 3.85 09/15/26	1,600,000.000	1,619,520.000	
ITALY BTPS 3.85 12/15/29	1,700,000.000	1,761,880.000	
ITALY BTPS 4.0 02/01/37	2,040,000.000	2,105,892.000	
ITALY BTPS 4.0 04/30/35	1,560,000.000	1,619,904.000	
ITALY BTPS 4.0 10/30/31	1,500,000.000	1,572,750.000	
ITALY BTPS 4.0 11/15/30	1,000,000.000	1,042,500.000	
ITALY BTPS 4.05 10/30/37	1,300,000.000	1,337,700.000	
ITALY BTPS 4.1 02/01/29	800,000.000	836,480.000	
ITALY BTPS 4.15 10/01/39	560,000.000	573,888.000	
ITALY BTPS 4.2 03/01/34	720,000.000	758,880.000	
ITALY BTPS 4.3 10/01/54	400,000.000	405,282.790	
ITALY BTPS 4.35 11/01/33	2,200,000.000	2,346,080.000	
ITALY BTPS 4.4 05/01/33	1,400,000.000	1,502,200.000	
ITALY BTPS 4.45 09/01/43	1,500,000.000	1,577,400.000	
ITALY BTPS 4.5 03/01/26	2,110,000.000	2,157,264.000	
ITALY BTPS 4.5 10/01/53	770,000.000	813,197.000	
ITALY BTPS 4.75 09/01/28	2,180,000.000	2,326,372.390	
ITALY BTPS 4.75 09/01/44	860,000.000	944,768.480	
ITALY BTPS 5.0 08/01/34	1,860,000.000	2,080,410.000	
ITALY BTPS 5.0 08/01/39	1,090,000.000	1,222,435.000	
ITALY BTPS 5.0 09/01/40	1,650,000.000	1,849,650.000	
ITALY BTPS 5.25 11/01/29	2,640,000.000	2,914,824.000	
ITALY BTPS 5.75 02/01/33	1,160,000.000	1,352,560.000	

ITALY BTPS 6.0 05/01/31	2,260,000.000	2,630,640.000	
ITALY BTPS 6.5 11/01/27	2,010,000.000	2,225,673.000	
ITALY BTPS 7.25 11/01/26	1,250,000.000	1,360,875.000	
NETHERLANDS 0.0 01/15/27	1,280,000.000	1,218,572.160	
NETHERLANDS 0.0 01/15/29	1,240,000.000	1,123,144.250	
NETHERLANDS 0.0 01/15/38	1,240,000.000	859,063.200	
NETHERLANDS 0.0 01/15/52	1,330,000.000	645,096.670	
NETHERLANDS 0.0 07/15/30	1,200,000.000	1,044,674.990	
NETHERLANDS 0.0 07/15/31	1,900,000.000	1,610,547.820	
NETHERLANDS 0.25 07/15/29	760,000.000	688,084.610	
NETHERLANDS 0.5 01/15/40	760,000.000	545,328.940	
NETHERLANDS 0.5 07/15/26	1,560,000.000	1,513,356.000	
NETHERLANDS 0.5 07/15/32	1,400,000.000	1,201,294.440	
NETHERLANDS 0.75 07/15/27	1,000,000.000	959,805.490	
NETHERLANDS 0.75 07/15/28	630,000.000	594,595.090	
NETHERLANDS 2.0 01/15/54	790,000.000	670,114.340	
NETHERLANDS 2.5 01/15/30	380,000.000	380,802.020	
NETHERLANDS 2.5 01/15/33	1,310,000.000	1,301,541.330	
NETHERLANDS 2.5 07/15/33	350,000.000	346,648.570	
NETHERLANDS 2.5 07/15/34	500,000.000	492,100.000	
NETHERLANDS 2.75 01/15/47	1,290,000.000	1,281,871.710	
NETHERLANDS 3.25 01/15/44	590,000.000	627,369.890	
NETHERLANDS 3.75 01/15/42	1,490,000.000	1,676,500.600	
NETHERLANDS 4.0 01/15/37	1,020,000.000	1,152,600.000	
NETHERLANDS 5.5 01/15/28	1,290,000.000	1,418,871.000	
PORTUGUESE 0.3 10/17/31	2,100,000.000	1,803,049.850	
PORTUGUESE 1.0 04/12/52	400,000.000	236,400.000	
PORTUGUESE 1.15 04/11/42	400,000.000	289,638.000	
PORTUGUESE 2.125 10/17/28	1,600,000.000	1,589,197.720	
PORTUGUESE 2.25 04/18/34	1,400,000.000	1,334,776.800	
PORTUGUESE 4.1 02/15/45	400,000.000	446,880.000	
PORTUGUESE 4.1 04/15/37	1,500,000.000	1,665,018.750	
PORTUGUESE 4.125 04/14/27	1,700,000.000	1,776,599.790	
SPAIN 0.0 01/31/26	1,640,000.000	1,589,435.520	
SPAIN 0.0 01/31/27	2,010,000.000	1,900,455.000	
SPAIN 0.0 01/31/28	1,880,000.000	1,731,010.000	
SPAIN 0.1 04/30/31	1,330,000.000	1,118,796.000	
SPAIN 0.5 04/30/30	1,800,000.000	1,598,517.000	
SPAIN 0.5 10/31/31	1,540,000.000	1,314,600.980	
SPAIN 0.6 10/31/29	1,130,000.000	1,020,756.680	
SPAIN 0.7 04/30/32	2,850,000.000	2,436,872.550	
SPAIN 0.8 07/30/27	2,400,000.000	2,289,960.000	

	SPAIN 0.8 07/30/29	1,700,000.000	1,558,220.000	
	SPAIN 0.85 07/30/37	1,600,000.000	1,191,953.170	
	SPAIN 1.0 07/30/42	1,440,000.000	968,976.000	
	SPAIN 1.0 10/31/50	1,290,000.000	728,459.440	
	SPAIN 1.2 10/31/40	1,020,000.000	737,247.320	
	SPAIN 1.25 10/31/30	1,050,000.000	963,742.500	
	SPAIN 1.3 10/31/26	2,130,000.000	2,081,983.410	
	SPAIN 1.4 04/30/28	1,470,000.000	1,412,811.120	
	SPAIN 1.4 07/30/28	1,470,000.000	1,408,921.500	
	SPAIN 1.45 04/30/29	2,050,000.000	1,946,688.200	
	SPAIN 1.45 10/31/27	1,860,000.000	1,801,497.150	
	SPAIN 1.45 10/31/71	660,000.000	334,465.220	
	SPAIN 1.5 04/30/27	2,060,000.000	2,009,942.000	
	SPAIN 1.85 07/30/35	1,640,000.000	1,446,316.000	
	SPAIN 1.9 10/31/52	1,370,000.000	950,336.800	
	SPAIN 1.95 04/30/26	1,530,000.000	1,518,403.140	
	SPAIN 1.95 07/30/30	1,070,000.000	1,025,510.720	
	SPAIN 2.35 07/30/33	1,570,000.000	1,492,285.000	
	SPAIN 2.5 05/31/27	1,500,000.000	1,496,400.000	
	SPAIN 2.55 10/31/32	2,020,000.000	1,965,612.510	
	SPAIN 2.7 10/31/48	460,000.000	393,243.880	
	SPAIN 2.8 05/31/26	1,800,000.000	1,805,760.000	
	SPAIN 2.9 10/31/46	1,600,000.000	1,435,049.600	
	SPAIN 3.1 07/30/31	1,700,000.000	1,726,037.370	
	SPAIN 3.15 04/30/33	2,170,000.000	2,196,705.530	
	SPAIN 3.25 04/30/34	1,270,000.000	1,287,278.350	
	SPAIN 3.45 07/30/43	740,000.000	726,261.900	
	SPAIN 3.45 07/30/66	1,120,000.000	1,044,768.060	
	SPAIN 3.45 10/31/34	1,650,000.000	1,695,589.500	
	SPAIN 3.5 05/31/29	1,300,000.000	1,344,687.890	
	SPAIN 3.55 10/31/33	1,020,000.000	1,059,882.000	
	SPAIN 3.9 07/30/39	260,000.000	273,725.140	
	SPAIN 4.0 10/31/54	600,000.000	626,931.600	
	SPAIN 4.2 01/31/37	1,660,000.000	1,815,988.540	
	SPAIN 4.7 07/30/41	1,080,000.000	1,244,411.100	
	SPAIN 4.9 07/30/40	1,910,000.000	2,237,183.000	
	SPAIN 5.15 10/31/28	1,660,000.000	1,816,870.000	
	SPAIN 5.15 10/31/44	1,210,000.000	1,481,154.950	
	SPAIN 5.75 07/30/32	1,635,000.000	1,954,931.070	
	SPAIN 5.9 07/30/26	830,000.000	877,204.750	
	SPAIN 6.0 01/31/29	1,960,000.000	2,222,848.150	
	ユーロ 小計	516,025,000.000 (85,593,066,750)	484,209,832.670 (80,315,884,945)	
国債証券 合計		283,948,883,511 (283,948,883,511)	263,574,860,235 (263,574,860,235)	
合計			263,574,860,235 (263,574,860,235)	

(注)

1. 各種通貨毎の小計の欄における () 内の金額は、邦貨換算額であります。

2. 合計欄における（ ）内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。

3. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入債券 時価比率 (%)	有価証券の合計金額に 対する比率 (%)
アメリカ・ドル	国債証券 257銘柄	45.81	46.58
イギリス・ポンド	国債証券 58銘柄	5.06	5.15
イスラエル・シェケル	国債証券 12銘柄	0.29	0.29
オーストラリア・ドル	国債証券 26銘柄	1.26	1.28
オフショア・人民元	国債証券 63銘柄	11.08	11.27
カナダ・ドル	国債証券 37銘柄	1.92	1.95
シンガポール・ドル	国債証券 20銘柄	0.41	0.41
スウェーデン・クローナ	国債証券 7銘柄	0.16	0.16
デンマーク・クローネ	国債証券 8銘柄	0.26	0.27
ニュージーランド・ドル	国債証券 14銘柄	0.27	0.27
ノルウェー・クローネ	国債証券 10銘柄	0.15	0.15
ポーランド・ズロチ	国債証券 14銘柄	0.51	0.52
マレーシア・リンギット	国債証券 26銘柄	0.51	0.51
メキシコ・ペソ	国債証券 15銘柄	0.70	0.71
ユーロ	国債証券 361銘柄	29.97	30.47

(注) 「組入時価比率」は、純資産に対する比率であります。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「(デリバティブ取引等に関する注記)」にて記載しております。

インデックス225 マザーファンド
貸借対照表

(単位：円)

2024年11月6日現在

資産の部	
流動資産	
コール・ローン	3,934,301,751
株式	216,126,178,200
派生商品評価勘定	158,121,820
未収配当金	1,588,812,000
差入委託証拠金	377,027,157
流動資産合計	222,184,440,928
資産合計	222,184,440,928
負債の部	
流動負債	
前受金	4,010,000
未払金	2,482,640
未払解約金	169,633,000
流動負債合計	176,125,640
負債合計	176,125,640
純資産の部	
元本等	
元本	65,274,873,714
剰余金	
剰余金又は欠損金(△)	156,733,441,574
元本等合計	222,008,315,288
純資産合計	222,008,315,288
負債純資産合計	222,184,440,928

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	自 2024年5月8日 至 2024年11月6日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所等の発表する清算値段又は最終相場によっております。
3. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	2024年11月6日現在
1. 本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	58,089,976,059円
同期中追加設定元本額	13,975,811,514円
同期中一部解約元本額	6,790,913,859円
元本の内訳	
ファンド名	
(適格機関投資家私募) インデックス225 (3ヵ月決算型)	1,193,613,811円
(適格機関投資家私募) インデックス225	539,673,300円
マルチアセット・アロケーション戦略ファンド (為替ヘッジ比率調整型) (適格機関投資家私募)	123,101,888円
マルチアセット・アロケーション戦略ファンドII (為替バリエーションヘッジ型) (適格機関投資家限定)	47,203,447円
日米資産配分戦略ファンド (為替ヘッジ比率調整型) 2017-03 (適格機関投資家限定)	94,551,777円
たわらノーロード 日経225	55,380,961,497円
DIAMパッシブ資産分散ファンド	199,029,356円
固定比率マルチアセット戦略ファンド (米ドル建日本政府保証債活用型) (適格機関投資家限定)	143,771,453円
低リスク・損失抑制型マルチアセット戦略ファンド (適格機関投資家限定)	5,741,725円
低リスク・損失抑制型マルチアセット戦略ファンド2021-09 (適格機関投資家限定)	5,741,725円
DIAM日経225インデックスファンドVA	589,737,071円
国内株式パッシブ・ファンド-日経225型- (適格機関投資家向け)	1,820,416,621円
DIAM日経225型パッシブ・ファンド (適格機関投資家向け)	954,838,357円
MHAM日経225インデックスファンド [適格機関投資家限定]	4,104,703,961円
MHAMインデックス225 [適格機関投資家限定]	71,787,725円
計	65,274,873,714円
2. 受益権の総数	65,274,873,714口

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

項目	自 2024年5月8日 至 2024年11月6日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「附属明細表」に記載しております。これらは、市場リスク（価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク）、信用リスク、及び流動性リスクを有しております。 また、当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、株価指数先物取引であります。当該デリバティブ取引は、信託財産が運用対象とする資産の価格変動リスクの低減及び信託財産に属する資産の効率的な運用に資する事を目的とし行っており、株価の変動によるリスクを有しております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。運用評価委員会等はこれらの運用リスク管理状況の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理を行います。

2. 金融商品の時価等に関する事項

項目	2024年11月6日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」にて記載しております。 (2)デリバティブ取引 「(デリバティブ取引等に関する注記)」にて記載しております。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務）は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	2024年11月6日現在	
	当期の 損益に含まれた 評価差額 (円)	
株式	6,488,281,698	
合計	6,488,281,698	

(注) 「当期の損益に含まれた評価差額」は、当該親投資信託の計算期間開始日から開示対象ファンドの期末日までの期間（2024年2月21日から2024年11月6日まで）に対応する金額であります。

(デリバティブ取引等に関する注記)

株式関連

種類	2024年11月6日現在			
	契約額等 (円)	うち		時価 (円)
		1年超		
市場取引 先物取引 買建	5,638,030,000	—		5,796,200,000
合計	5,638,030,000	—		5,796,200,000
				158,170,000
				158,170,000

(注) 時価の算定方法

株価指数先物取引

- 原則として計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。
- 先物取引の残高表示は、契約額によっております。
- 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

※上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

2024年11月6日現在	
1口当たり純資産額	3.4011円
(1万口当たり純資産額)	(34,011円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

2024年11月6日現在

銘柄	株式数	評価額 (円)		備考
		単価	金額	
ニッセイ	180,000	913.40	164,412,000	
INPEX	72,000	2,020.00	145,440,000	
コムシスホールディングス	180,000	3,149.00	566,820,000	
大成建設	36,000	6,485.00	233,460,000	
大林組	180,000	1,905.00	342,900,000	
清水建設	180,000	989.10	178,038,000	
長谷工コーポレーション	36,000	1,833.00	65,988,000	
鹿島建設	90,000	2,660.00	239,400,000	
大和ハウス工業	180,000	4,566.00	821,880,000	
積水ハウス	180,000	3,667.00	660,060,000	
日揮ホールディングス	180,000	1,365.50	245,790,000	
日清製粉グループ本社	180,000	1,810.50	325,890,000	
明治ホールディングス	72,000	3,483.00	250,776,000	
日本ハム	90,000	4,760.00	428,400,000	
エムスリー	432,000	1,513.50	653,832,000	
ディー・エヌ・エー	54,000	1,963.00	106,002,000	

サッポロホールディングス	36,000	7,131.00	256,716,000
アサヒグループホールディングス	540,000	1,793.00	968,220,000
麒麟ホールディングス	180,000	2,199.00	395,820,000
双日	18,000	3,177.00	57,186,000
キッコーマン	900,000	1,802.50	1,622,250,000
味の素	180,000	5,839.00	1,051,020,000
ニチレイ	90,000	4,156.00	374,040,000
日本たばこ産業	180,000	4,123.00	742,140,000
J. フロント リテイリング	90,000	1,701.50	153,135,000
ZOZO	180,000	4,896.00	881,280,000
三越伊勢丹ホールディングス	180,000	2,307.00	415,260,000
東急不動産ホールディングス	180,000	982.50	176,850,000
セブン&アイ・ホールディングス	540,000	2,205.00	1,190,700,000
帝人	36,000	1,371.00	49,356,000
東レ	180,000	845.50	152,190,000
クラレ	180,000	2,092.00	376,560,000
旭化成	180,000	1,117.50	201,150,000
SUMCO	18,000	1,495.00	26,910,000
ネクソン	360,000	2,648.50	953,460,000
王子ホールディングス	180,000	572.50	103,050,000
レゾナック・ホールディングス	18,000	3,698.00	66,564,000
住友化学	180,000	399.50	71,910,000
日産化学	180,000	5,287.00	951,660,000
東ソー	90,000	2,083.00	187,470,000
トクヤマ	36,000	2,737.00	98,532,000
デンカ	36,000	2,170.50	78,138,000
信越化学工業	900,000	5,866.00	5,279,400,000
協和キリン	180,000	2,572.00	462,960,000
三井化学	36,000	3,591.00	129,276,000
三菱ケミカルグループ	90,000	848.80	76,392,000
UBE	18,000	2,509.00	45,162,000
野村総合研究所	180,000	4,555.00	819,900,000
電通グループ	180,000	4,838.00	870,840,000
メルカリ	180,000	1,824.00	328,320,000
花王	180,000	6,511.00	1,171,980,000
武田薬品工業	180,000	4,282.00	770,760,000
アステラス製薬	900,000	1,743.00	1,568,700,000
住友ファーマ	180,000	590.00	106,200,000
塩野義製薬	540,000	2,148.00	1,159,920,000
中外製薬	540,000	7,229.00	3,903,660,000
エーザイ	180,000	5,058.00	910,440,000
テルモ	1,440,000	2,970.50	4,277,520,000
第一三共	540,000	4,838.00	2,612,520,000
大塚ホールディングス	180,000	9,611.00	1,729,980,000
オリエンタルランド	180,000	3,751.00	675,180,000
LINEヤフー	72,000	421.10	30,319,200
トレンドマイクロ	180,000	8,189.00	1,474,020,000
サイバーエージェント	144,000	1,030.00	148,320,000
楽天グループ	180,000	933.00	167,940,000
富士フイルムホールディングス	540,000	3,637.00	1,963,980,000

コニカミノルタ	180,000	666.30	119,934,000
資生堂	180,000	3,118.00	561,240,000
出光興産	360,000	1,032.00	371,520,000
E N E O Sホールディングス	180,000	775.20	139,536,000
横浜ゴム	90,000	3,122.00	280,980,000
ブリヂストン	180,000	5,540.00	997,200,000
AGC	36,000	4,783.00	172,188,000
日本電気硝子	54,000	3,418.00	184,572,000
太平洋セメント	18,000	3,386.00	60,948,000
東海カーボン	180,000	883.20	158,976,000
TOTO	90,000	4,382.00	394,380,000
日本碍子	180,000	2,005.00	360,900,000
日本製鉄	18,000	3,108.00	55,944,000
神戸製鋼所	18,000	1,690.50	30,429,000
J F Eホールディングス	18,000	1,862.00	33,516,000
日本製鋼所	36,000	5,483.00	197,388,000
三井金属鉱業	18,000	4,792.00	86,256,000
三菱マテリアル	18,000	2,523.00	45,414,000
住友金属鉱山	90,000	4,335.00	390,150,000
DOWAホールディングス	36,000	5,226.00	188,136,000
古河電気工業	18,000	3,825.00	68,850,000
住友電気工業	180,000	2,673.50	481,230,000
フジクラ	180,000	5,770.00	1,038,600,000
しずおかフィナンシャルグループ	180,000	1,294.50	233,010,000
リクルートホールディングス	540,000	9,321.00	5,033,340,000
オークマ	72,000	3,340.00	240,480,000
アマダ	180,000	1,550.00	279,000,000
ディスコ	36,000	46,750.00	1,683,000,000
日本郵政	180,000	1,437.50	258,750,000
SMC	18,000	68,720.00	1,236,960,000
小松製作所	180,000	4,217.00	759,060,000
住友重機械工業	36,000	3,385.00	121,860,000
日立建機	180,000	3,520.00	633,600,000
クボタ	180,000	2,010.00	361,800,000
荏原製作所	180,000	2,399.00	431,820,000
ダイキン工業	180,000	18,790.00	3,382,200,000
日本精工	180,000	688.60	123,948,000
NTN	180,000	252.80	45,504,000
ジェイテクト	180,000	1,080.00	194,400,000
ミネベアミツミ	180,000	2,858.00	514,440,000
日立製作所	180,000	3,791.00	682,380,000
三菱電機	180,000	2,729.50	491,310,000
富士電機	36,000	8,639.00	311,004,000
安川電機	180,000	4,603.00	828,540,000
ソシオネクスト	180,000	2,602.00	468,360,000
ニデック	288,000	2,993.00	861,984,000
オムロン	180,000	5,928.00	1,067,040,000
ジーエス・ユアサ コーポレーション	36,000	2,835.00	102,060,000
日本電気	18,000	13,160.00	236,880,000
富士通	180,000	2,801.50	504,270,000

ルネサスエレクトロニクス	180,000	2,040.50	367,290,000
セイコーエプソン	360,000	2,825.50	1,017,180,000
パナソニック ホールディングス	180,000	1,348.50	242,730,000
シャープ	180,000	901.00	162,180,000
ソニーグループ	900,000	2,774.50	2,497,050,000
TDK	2,700,000	2,075.50	5,603,850,000
アルプスアルパイン	180,000	1,614.00	290,520,000
横河電機	180,000	3,598.00	647,640,000
アドバンテスト	1,440,000	9,625.00	13,860,000,000
キーエンス	18,000	69,360.00	1,248,480,000
デンソー	720,000	2,241.50	1,613,880,000
レーザーテック	72,000	20,730.00	1,492,560,000
カシオ計算機	180,000	1,109.50	199,710,000
ファナック	900,000	4,337.00	3,903,300,000
京セラ	1,440,000	1,585.00	2,282,400,000
太陽誘電	180,000	2,739.50	493,110,000
村田製作所	432,000	2,759.00	1,191,888,000
日東電工	900,000	2,580.50	2,322,450,000
カナデビア	36,000	1,081.00	38,916,000
三菱重工業	180,000	2,263.00	407,340,000
川崎重工業	18,000	6,285.00	113,130,000
IHI	18,000	9,280.00	167,040,000
コンコルディア・フィナンシャルグループ	180,000	824.40	148,392,000
日産自動車	180,000	401.20	72,216,000
いすゞ自動車	90,000	1,920.50	172,845,000
トヨタ自動車	900,000	2,684.50	2,416,050,000
日野自動車	180,000	368.60	66,348,000
三菱自動車工業	18,000	454.20	8,175,600
マツダ	36,000	1,062.50	38,250,000
本田技研工業	1,080,000	1,418.00	1,531,440,000
スズキ	720,000	1,504.00	1,082,880,000
SUBARU	180,000	2,465.00	443,700,000
ヤマハ発動機	540,000	1,336.50	721,710,000
良品計画	180,000	2,634.00	474,120,000
ニコン	180,000	1,882.50	338,850,000
オリンパス	720,000	2,701.00	1,944,720,000
SCREENホールディングス	72,000	10,440.00	751,680,000
HOYA	90,000	21,695.00	1,952,550,000
キヤノン	270,000	5,003.00	1,350,810,000
リコー	180,000	1,673.00	301,140,000
シチズン時計	180,000	923.00	166,140,000
バンダイナムコホールディングス	540,000	3,348.00	1,807,920,000
TOPPANホールディングス	90,000	4,550.00	409,500,000
大日本印刷	180,000	2,665.00	479,700,000
ヤマハ	540,000	1,147.00	619,380,000
任天堂	180,000	8,100.00	1,458,000,000
伊藤忠商事	180,000	7,938.00	1,428,840,000
丸紅	180,000	2,420.50	435,690,000
豊田通商	540,000	2,710.50	1,463,670,000

三井物産	360,000	3,270.00	1,177,200,000
東京エレクトロン	540,000	23,460.00	12,668,400,000
住友商事	180,000	3,306.00	595,080,000
三菱商事	540,000	2,783.50	1,503,090,000
高島屋	180,000	1,225.50	220,590,000
丸井グループ	180,000	2,404.50	432,810,000
クレディセゾン	180,000	3,530.00	635,400,000
イオン	180,000	3,795.00	683,100,000
あおぞら銀行	18,000	2,710.50	48,789,000
三菱UFJフィナンシャル・グループ	180,000	1,715.50	308,790,000
りそなホールディングス	18,000	1,098.00	19,764,000
三井住友トラストグループ	36,000	3,533.00	127,188,000
三井住友フィナンシャルグループ	54,000	3,473.00	187,542,000
千葉銀行	180,000	1,218.50	219,330,000
ふくおかフィナンシャルグループ	36,000	3,705.00	133,380,000
みずほフィナンシャルグループ	18,000	3,452.00	62,136,000
オリックス	180,000	3,315.00	596,700,000
大和証券グループ本社	180,000	1,059.00	190,620,000
野村ホールディングス	180,000	871.30	156,834,000
SOMPOホールディングス	108,000	3,394.00	366,552,000
日本取引所グループ	360,000	1,887.50	679,500,000
MS&ADインシュアランスグループ ホールディングス	162,000	3,528.00	571,536,000
第一生命ホールディングス	18,000	3,981.00	71,658,000
東京海上ホールディングス	270,000	5,743.00	1,550,610,000
T&Dホールディングス	36,000	2,510.00	90,360,000
三井不動産	540,000	1,353.50	730,890,000
三菱地所	180,000	2,302.50	414,450,000
東京建物	90,000	2,583.50	232,515,000
住友不動産	180,000	4,808.00	865,440,000
東武鉄道	36,000	2,454.50	88,362,000
東急	90,000	1,899.00	170,910,000
小田急電鉄	90,000	1,579.50	142,155,000
京王電鉄	36,000	3,356.00	120,816,000
京成電鉄	90,000	4,044.00	363,960,000
東日本旅客鉄道	54,000	3,058.00	165,132,000
西日本旅客鉄道	36,000	2,688.00	96,768,000
東海旅客鉄道	90,000	3,190.00	287,100,000
ヤマトホールディングス	180,000	1,600.00	288,000,000
日本郵船	54,000	4,837.00	261,198,000
商船三井	54,000	5,140.00	277,560,000
川崎汽船	162,000	2,116.00	342,792,000
NIPPON EXPRESSホール ディングス	18,000	7,400.00	133,200,000
日本航空	180,000	2,420.00	435,600,000
ANAホールディングス	18,000	2,855.00	51,390,000
三菱倉庫	450,000	1,007.50	453,375,000
日本電信電話	1,800,000	146.70	264,060,000
KDDI	1,080,000	4,827.00	5,213,160,000
ソフトバンク	1,800,000	191.10	343,980,000

東京電力ホールディングス	18,000	629.30	11,327,400	
中部電力	18,000	1,710.00	30,780,000	
関西電力	18,000	2,401.50	43,227,000	
東京瓦斯	36,000	3,680.00	132,480,000	
大阪瓦斯	36,000	3,252.00	117,072,000	
東宝	18,000	5,901.00	106,218,000	
NTTデータグループ	900,000	2,628.00	2,365,200,000	
セコム	360,000	5,416.00	1,949,760,000	
コナミグループ	180,000	14,190.00	2,554,200,000	
ニトリホールディングス	90,000	18,685.00	1,681,650,000	
ファーストリテイリング	486,000	50,350.00	24,470,100,000	
ソフトバンクグループ	1,080,000	9,405.00	10,157,400,000	
合計	56,610,000		216,126,178,200	

(2) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「(デリバティブ取引等に関する注記)」にて記載しております。

外国リート・パッシブ・ファンド・マザーファンド
貸借対照表

(単位：円)

2024年11月6日現在

資産の部	
流動資産	
預金	721,904,362
コール・ローン	1,677,172,834
投資信託受益証券	9,891,172,990
投資証券	87,500,045,745
派生商品評価勘定	1,454,353
未収入金	124,268,219
未収配当金	73,314,628
差入委託証拠金	404,475,439
流動資産合計	100,393,808,570
資産合計	100,393,808,570
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	10,181,768
未払金	2,741,576,691
未払解約金	2,148,991,000
流動負債合計	4,900,749,459
負債合計	4,900,749,459
純資産の部	
元本等	
元本	42,583,843,022
剰余金	
剰余金又は欠損金 (△)	52,909,216,089
元本等合計	95,493,059,111
純資産合計	95,493,059,111
負債純資産合計	100,393,808,570

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	自 2024年5月8日 至 2024年11月6日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p> <p>投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p>
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	<p>先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所等の発表する清算値段又は最終相場によっております。</p> <p>為替予約取引 原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。</p>
3. 収益及び費用の計上基準	<p>受取配当金 原則として、配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。</p>
4. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	<p>外貨建取引等の処理基準 外貨建資産及び負債は、計算日の対顧客電信売買相場の仲値により円貨に換算するほか、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条及び同第61条にしたがって換算しております。</p>

(貸借対照表に関する注記)

項目	2024年11月6日現在
1. 本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	42,188,158,136円
同期中追加設定元本額	12,479,076,540円
同期中一部解約元本額	12,083,391,654円
元本の内訳	
ファンド名	
たわらノーロード 先進国リート（為替ヘッジなし）＜ラップ専用＞	4,927,750,538円
MITO ラップ型ファンド（安定型）	2,599,457円
MITO ラップ型ファンド（中立型）	13,099,992円
MITO ラップ型ファンド（積極型）	31,388,382円
グローバル8資産ラップファンド（安定型）	33,885,631円
グローバル8資産ラップファンド（中立型）	37,394,480円
グローバル8資産ラップファンド（積極型）	19,155,287円
たわらノーロード 先進国リート	16,064,082,243円
たわらノーロード 先進国リート＜為替ヘッジあり＞	300,964,087円
たわらノーロード バランス（8資産均等型）	4,333,895,340円

たわらノーロード バランス (堅実型)	26,294,462円
たわらノーロード バランス (標準型)	615,225,177円
たわらノーロード バランス (積極型)	1,484,806,210円
たわらノーロード スマートグローバルバランス (安定型)	1,255,966円
たわらノーロード スマートグローバルバランス (安定成長型)	516,309,498円
たわらノーロード スマートグローバルバランス (成長型)	661,673,247円
たわらノーロード スマートグローバルバランス (積極型)	1,185,039,883円
たわらノーロード 最適化バランス (安定型)	8,688円
たわらノーロード 最適化バランス (安定成長型)	37,365,640円
たわらノーロード 最適化バランス (成長型)	12,908,850円
たわらノーロード 最適化バランス (積極型)	37,863,881円
One DC 先進国リートインデックスファンド	2,884,588,368円
マネックス資産設計ファンド<隔月分配型>	15,502,839円
マネックス資産設計ファンド<育成型>	593,141,268円
マネックス資産設計ファンド エボリューション	79,425,412円
D I A M DC 8資産バランスファンド (新興国10)	175,989,685円
D I A M DC 8資産バランスファンド (新興国20)	302,675,299円
D I A M DC 8資産バランスファンド (新興国30)	589,286,578円
投資のソムリエ	2,899,440,407円
投資のソムリエ<DC年金>	349,821,764円
D I A M 8資産バランスファンドN<DC年金>	257,028,279円
投資のソムリエ<DC年金>リスク抑制型	267,952,984円
リスク抑制世界8資産バランスファンド	731,940,332円
ワールドアセットバランス (基本コース)	217,042,386円
ワールドアセットバランス (リスク抑制コース)	631,754,955円
投資のソムリエ (ターゲット・イヤー2045)	56,719,458円
投資のソムリエ (ターゲット・イヤー2055)	29,652,248円
リスク抑制世界8資産バランスファンド (DC)	2,729,187円
投資のソムリエ (ターゲット・イヤー2035)	88,835,330円
リスクコントロール世界資産分散ファンド	298,601,965円
9資産分散投資・スタンダード<DC年金>	151,755,450円
投資のソムリエ (ターゲット・イヤー2040)	32,690,966円
投資のソムリエ (ターゲット・イヤー2050)	32,232,904円
投資のソムリエ (ターゲット・イヤー2060)	19,552,300円
投資のソムリエ (ターゲット・イヤー2065)	5,213,374円
One グローバル最適化バランス (成長型) <ラップ向け>	67,757,170円
投資のソムリエ (ターゲット・イヤー2070)	36,858円
D I A Mパッシブ資産分散ファンド	250,172,861円
D I A M外国リートインデックスファンド<DC年金>	410,344,956円
インカム重視マルチアセット運用ファンド2019-12 (適格機関投資家限定)	217,802円
インカム重視マルチアセット運用ファンド2020-06 (適格機関投資家限定)	647,540円
インカム重視マルチアセット運用ファンド2020-09 (適格機関投資家限定)	125,270円
インカム重視マルチアセット運用ファンド2021-03 (適格機関投資家限定)	42,289,143円
インカム重視マルチアセット運用ファンドII 2021-04 (適格機関投資家限定)	711,941円
インカム重視マルチアセット運用ファンド2021-09 (適格機関投資家限定)	501,108円
予兆モデル活用型戦略ファンド2024-01 (適格機関投資家限定)	5,202円

投資のソムリエ・私募（適格機関投資家限定）	51,367,345円
AMOn e マルチアセット・インカム戦略ファンド（シグナルヘッジ付き）（適格機関投資家限定）	1,438,085円
インカム重視マルチアセット運用ファンド（適格機関投資家限定）	572,716円
リスクコントロール世界8資産バランスファンド（FOF s 用）（適格機関投資家専用）	1,463,931円
D I A M世界アセットバランスファンドV A（適格機関投資家向け）	33,582,323円
D I A M世界アセットバランスファンド2 V A（適格機関投資家限定）	70,661,238円
D I A Mグローバル・リスクファクター・パリティ戦略ファンド（適格機関投資家限定）	595,406,856円
計	42,583,843,022円
2. 受益権の総数	42,583,843,022口

（金融商品に関する注記）

1. 金融商品の状況に関する事項

項目	自 2024年5月8日 至 2024年11月6日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「附属明細表」に記載しております。これらは、市場リスク（価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク）、信用リスク、及び流動性リスクを有しております。 また、当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、不動産投信指数先物取引及び為替予約取引であります。当該デリバティブ取引は、信託財産が運用対象とする資産の価格変動リスクの低減及び信託財産に属する資産の効率的な運用に資する事を目的とし行っており、不動産投資信託証券の価格及び為替相場の変動によるリスクを有しております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。運用評価委員会等はこれらの運用リスク管理状況の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理を行います。

2. 金融商品の時価等に関する事項

項目	2024年11月6日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」にて記載しております。 (2)デリバティブ取引 「（デリバティブ取引等に関する注記）」にて記載しております。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務）は短時間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。
----------------------------	--

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	2024年11月6日現在	
	当期の損益に含まれた評価差額 (円)	
投資信託受益証券	516,272,166	
投資証券	8,090,462,841	
合計	8,606,735,007	

(注) 「当期の損益に含まれた評価差額」は、当該親投資信託の計算期間開始日から開示対象ファンドの期末日までの期間（2024年6月25日から2024年11月6日まで）に対応する金額であります。

(デリバティブ取引等に関する注記)

通貨関連

種類	2024年11月6日現在			
	契約額等 (円)	うち		評価損益 (円)
		1年超		
市場取引以外の取引 為替予約取引				
売建				
アメリカ・ドル	578,140,090	—	579,831,040	△1,690,950
イギリス・ポンド	426,664,000	—	427,924,000	△1,260,000
オーストラリア・ドル	29,615,850	—	29,730,600	△114,750
オーストラリア・ドル	48,156,960	—	48,411,504	△254,544
カナダ・ドル	33,030,300	—	33,032,700	△2,400
シンガポール・ドル	20,785,500	—	20,829,600	△44,100
ユーロ	19,887,480	—	19,902,636	△15,156
買建	3,157,349,505	—	3,157,558,130	208,625
アメリカ・ドル	2,521,546,500	—	2,521,695,000	148,500
イギリス・ポンド	148,644,375	—	148,653,000	8,625
オーストラリア・ドル	247,070,250	—	247,100,385	30,135
シンガポール・ドル	100,665,960	—	100,676,400	10,440
ユーロ	107,801,070	—	107,805,945	4,875
韓国・ウォン	6,065,950	—	6,072,000	6,050
香港・ドル	25,555,400	—	25,555,400	—
合計	3,735,489,595	—	3,737,389,170	△1,482,325

(注) 時価の算定方法

為替予約取引

1. 計算日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

①計算日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

②計算日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

・計算日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算しております。

- ・計算日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。
 - 2. 計算日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。
 - 3. 換算において円未満の端数は切捨てております。
- ※上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものではありません。

不動産投信関連

種類	2024年11月6日現在			
	契約額等 (円)	うち	時価 (円)	評価損益 (円)
		1年超		
市場取引 先物取引 買建	1,252,877,823	—	1,245,632,733	△7,245,090
合計	1,252,877,823	—	1,245,632,733	△7,245,090

(注) 時価の算定方法

不動産投信指数先物取引

1. 原則として計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。
2. 先物取引の残高表示は、契約額によっております。
3. 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

※上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものではありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

2024年11月6日現在	
1口当たり純資産額	2,2425円
(1万口当たり純資産額)	(22,425円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

2024年11月6日現在

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益 証券	アメリカ・ドル	DIGITAL CORE REIT MANAGEMENT PTE LTD	364,600.000	218,760.000	
		EAGLE HOSPITALITY TRUST	72,700.000	0.000	
		KEPPEL PACIFIC OAK US REIT	291,800.000	74,409.000	
		MANULIFE US REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	839,000.000	91,451.000	
		PRIME US REIT	349,360.000	60,439.280	
	アメリカ・ドル	小計		1,917,460.000	445,059.280 (68,027,311)
オーストラリ		ABACUS GROUP	168,642.000	198,997.560	

ア・ドル

	ABACUS STORAGE KING	224,215.000	270,179.070	
	ARENA REIT	161,827.000	648,926.270	
	BWP TRUST	226,363.000	774,161.460	
	CENTURIA CAPITAL GROUP	341,038.000	624,099.540	
	CENTURIA INDUSTRIAL REIT	214,926.000	657,673.560	
	CENTURIA OFFICE REIT	185,985.000	225,971.770	
	CHARTER HALL GROUP	200,836.000	3,080,824.240	
	CHARTER HALL LONG WALE REIT	281,790.000	1,098,981.000	
	CHARTER HALL RETAIL REIT	215,555.000	732,887.000	
	CHARTER HALL SOCIAL INFRASTRUCTURE REIT	151,479.000	395,360.190	
	CROMWELL PROPERTY GROUP	520,520.000	210,810.600	
	DEXUS	456,417.000	3,258,817.380	
	DEXUS INDUSTRIA REIT	93,159.000	245,939.760	
	GOODMAN GROUP	735,935.000	26,714,440.500	
	GPT GROUP	812,019.000	3,824,609.490	
	GROWTHPOINT PROPERTIES AUSTRALIA	107,536.000	278,518.240	
	HEALTHCO REIT	202,023.000	228,285.990	
	HOMECO DAILY NEEDS REIT	750,532.000	923,154.360	
	HOTEL PROPERTY INVESTMENTS LTD	85,857.000	304,792.350	
	INGENIA COMMUNITIES GROUP	147,499.000	693,245.300	
	MIRVAC GROUP	1,630,591.000	3,522,076.560	
	NATIONAL STORAGE REIT	569,943.000	1,424,857.500	
	REGION RE LTD	483,443.000	1,053,905.740	
	RURAL FUNDS GROUP	167,254.000	310,256.170	
	SCENTRE GROUP	2,193,319.000	7,610,816.930	
	STOCKLAND	1,010,002.000	5,201,510.300	
	VICINITY CENTRES	1,641,507.000	3,529,240.050	
	WAYPOINT REIT LTD	280,044.000	694,509.120	
	オーストラリア・ドル 小計	14,260,256.000	68,737,848.000 (6,933,586,726)	
シンガポール・ドル	AIMS APAC REIT MANAGEMENT LTD	271,895.000	348,025.600	
	CAPITALAND ASCOTT TRUST	1,056,916.000	961,793.560	
	CAPITALAND CHINA TRUST	484,280.000	368,052.800	
	CAPITALAND INTEGRATED COMMERCIAL TRUST	2,285,909.000	4,617,536.180	
	CAPLAND ASCENDAS REIT	1,489,260.000	4,006,109.400	
	CDL HOSPITALITY TRUSTS	295,200.000	270,108.000	
	EC WORLD REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	112,400.000	0.000	
	ESR LOGOS REIT	2,579,440.000	722,243.200	
	FAR EAST HOSPITALITY TRUST	464,500.000	285,667.500	
	FRASERS CENTREPOINT	471,400.000	1,027,652.000	

		TRUST			
		FRASERS LOGISTICS & COMMERCIAL TRUST	1,241,164.000	1,315,633.840	
		KEPPEL DC REIT	576,600.000	1,303,116.000	
		KEPPEL REIT	946,900.000	852,210.000	
		LENDLEASE GLOBAL COMMERCIAL REIT	716,600.000	422,794.000	
		MAPLETREE INDUSTRIAL TRUST	881,420.000	2,133,036.400	
		MAPLETREE LOGISTICS TRUST	1,436,720.000	1,910,837.600	
		MAPLETREE PAN ASIA COMMERCIAL	970,700.000	1,252,203.000	
		OUE REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	965,900.000	280,111.000	
		PARKWAY LIFE REIT	163,900.000	609,708.000	
		SASSEUR REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	242,300.000	167,187.000	
		STARHILL GLOBAL REIT	589,000.000	300,390.000	
		SUNTEC REAL ESTATE INVEST TR	877,490.000	1,035,438.200	
		シンガポール・ドル 小計	19,119,894.000	24,189,853.280 (2,799,491,720)	
	ユーロ	CROMWELL REIT EUR	143,340.000	235,077.600	
	ユーロ 小計		143,340.000	235,077.600 (38,992,322)	
	香港・ドル	FORTUNE REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	623,000.000	2,597,910.000	
	香港・ドル 小計		623,000.000	2,597,910.000 (51,074,911)	
投資信託受益証券 合計			36,063,950	9,891,172,990 (9,891,172,990)	
投資証券	アメリカ・ドル	ACADIA REALTY TRUST	42,311.000	1,052,274.570	
		AGREE REALTY CORP	42,490.000	3,146,809.400	
		ALEXANDER & BALDWIN INC	29,467.000	566,355.740	
		ALEXANDER'S INC.	860.000	197,800.000	
		ALEXANDRIA REAL ESTATE EQUIT	65,661.000	7,474,848.240	
		ALPINE INCOME PROPERTY TRUST INC	4,384.000	78,912.000	
		AMERICAN ASSETS TRUST INC	20,299.000	554,568.680	
		AMERICAN HEALTHCARE REIT INC	60,253.000	1,555,129.930	
		AMERICAN HOMES 4 RENT	132,901.000	4,704,695.400	
		AMERICOLD REALTY TRUST	110,710.000	2,899,494.900	
		APARTMENT INVT & MGMT CO-A	55,529.000	475,883.530	
		APPLE HOSPITALITY REIT INC	93,638.000	1,382,096.880	
		ARMADA HOFFLER	28,050.000	310,513.500	

PROPERTIES INC			
AVALONBAY COMMUNITIES INC	59,835.000	13,545,447.300	
BRAEMAR HOTELS & RESORTS INC	22,683.000	63,966.060	
BRANDYWINE REALTY TRUST	71,263.000	375,556.010	
BRIXMOR PROPERTY GROUP INC	127,446.000	3,610,545.180	
BROADSTONE NET LEASE INC	77,202.000	1,361,843.280	
BRT APARTMENTS CORP	3,973.000	65,991.530	
BXP INC	61,360.000	4,993,476.800	
CAMDEN PROPERTY TRUST	45,022.000	5,312,596.000	
CARETRUST REIT INC	68,688.000	2,119,024.800	
CBL & ASSOCIATES PROPERTIES INC	7,096.000	194,075.600	
CENTERSPACE	6,824.000	473,039.680	
CHATHAM LODGING TRUST	19,711.000	155,716.900	
CITY OFFICE REIT INC	17,231.000	90,979.680	
COMMUNICATIONS SALES & LEASING INC	99,470.000	554,047.900	
COMMUNITY HEALTHCARE TRUST INC	9,794.000	183,931.320	
COPT DEFENCE PROPERTIES	45,409.000	1,475,338.410	
COUSINS PROPERTIES INC	64,616.000	2,006,972.960	
CTO REALTY GROUTH INC	9,457.000	188,856.290	
CUBESMART	95,131.000	4,668,078.170	
CURLINE PROPERTIES CORP	37,738.000	891,371.560	
DIAMONDROCK HOSPITALITY CO	87,415.000	764,881.250	
DIGITAL REALTY TRUST INC	129,578.000	23,456,209.560	
DIVERSIFIED HEALTHCARE TRUST	91,922.000	260,139.260	
DOUGLAS EMMETT INC	67,443.000	1,246,346.640	
EAST GROUP	20,577.000	3,555,705.600	
EASTERLY GOVERNMENT PROPERTIES INC	42,440.000	567,847.200	
ELME COMMUNITIES	36,740.000	620,906.000	
EMPIRE STATE REALTY TRUST INC	59,385.000	643,139.550	
EPR PROPERTIES	30,597.000	1,394,611.260	
EQUINIX INC	39,962.000	36,325,058.380	
EQUITY COMMONWEALTH	44,613.000	890,475.480	
EQUITY LIFESTYLE PROPERTIES	78,737.000	5,518,676.330	
EQUITY RESIDENTIAL	143,798.000	10,357,769.940	
ESSENTIAL PROPERTIES REALTY TRUST INC	74,355.000	2,364,489.000	
ESSEX PROPERTY TRUST INC	27,080.000	7,880,280.000	
EXTRA SPACE STORAGE INC	89,272.000	15,045,902.880	
FARMLAND PARTNERS INC	16,653.000	205,997.610	

FEDERAL REALTY INVS TRUST	31,818.000	3,618,661.140	
FIRST INDUSTRIAL RT	56,033.000	2,972,550.650	
FOUR CORNERS PROPERTY TRUST INC	37,336.000	1,040,554.320	
FRANKLIN STREET PROPERTIES C	46,375.000	86,721.250	
GAMING AND LEISURE PROPERTIES INC	115,804.000	5,880,527.120	
GETTY REALTY CORP	20,740.000	653,517.400	
GLADSTONE COMMERCIAL CORP	17,424.000	296,904.960	
GLADSTONE LAND CORP	13,328.000	181,127.520	
GLOBAL MEDICAL REIT INC	26,662.000	245,823.640	
GLOBAL NET LEASE INC	81,327.000	630,284.250	
HEALTHCARE REALTY TRUST INC	153,814.000	2,702,511.980	
HEALTHPEAK PROPERTIES INC	296,929.000	6,683,871.790	
HIGHWOODS PROPERTIES INC	42,818.000	1,424,554.860	
HOST HOTELS & RESORTS INC	296,589.000	5,234,795.850	
HUDSON PACIFIC PROPERTIES INC	54,055.000	238,382.550	
INDEPENDENCE REALTY TRUST INC	94,258.000	1,876,676.780	
INDUSTRIAL LOGISTICS PROPERTIES TRUST	26,881.000	97,846.840	
INNOVATIVE INDUSTRIAL PROPERTIES INC	11,453.000	1,515,690.020	
INVENTRUST PROPERTIES CORP	31,460.000	940,024.800	
INVITATION HOMES INC	240,263.000	7,750,884.380	
IRON MOUNTAIN INC	123,555.000	15,534,570.150	
JBG SMITH PROPERTIES	35,927.000	614,351.700	
KILROY REALTY CORP	44,363.000	1,756,774.800	
KIMCO REALTY	284,368.000	7,009,671.200	
KITE REALTY GROUP TRUST	93,118.000	2,502,080.660	
LAMAR ADVERTISING CO	37,113.000	4,908,194.250	
LINEAGE INC	24,063.000	1,760,930.340	
LTC PROPERTIES INC	18,096.000	686,562.240	
LXP INDUSTRIAL TRUST	123,573.000	1,147,993.170	
MEDICAL PROPERTIES TRUST	242,285.000	1,104,819.600	
MID AMERICA	49,292.000	7,641,738.760	
MODIV INC	3,617.000	60,837.940	
NATIONAL HEALTH INVS INC	17,521.000	1,344,386.330	
NATIONAL STORAGE AFFILIATES TRUST	28,192.000	1,226,915.840	
NET LEASE OFFICE PROPERTIES	5,763.000	177,039.360	

NETSTREIT CORP	34,333.000	545,551.370	
NEXPOINT DIVERSIFIED REAL ESTATE TRUST	15,887.000	92,462.340	
NEXPOINT RESIDENTIAL TRUST INC	9,412.000	398,315.840	
NNN REIT INC	77,699.000	3,327,848.170	
OFFICE PROPERTIES INCOME TRUST	23,664.000	33,602.880	
OMEGA HEALTHCARE INVS INC	108,940.000	4,424,053.400	
ONE LIBERTY PROPERTIES INC	7,397.000	203,713.380	
ORION OFFICE REIT INC	20,368.000	77,602.080	
OUTFRONT MEDIA INC	57,676.000	1,042,205.320	
PARAMOUNT GROUP INC	82,249.000	407,955.040	
PARK HOTELS & RESORTS INC	87,506.000	1,248,710.620	
PEAKSTONE REALTY TRUST	16,612.000	226,587.680	
PEBBLEBROOK HOTEL TRUST	50,167.000	612,037.400	
PHILLIPS EDISON & CO INC	52,030.000	2,013,561.000	
PIEDMONT OFFICE REALTY TRUST INC	51,068.000	513,233.400	
PLYMOUTH INDUSTRIAL REIT INC	17,802.000	361,380.600	
POSTAL REALTY TRUST INC	9,772.000	142,182.600	
PROLOGIS INC	389,675.000	44,590,510.250	
PUBLIC STORAGE	66,321.000	22,588,932.600	
REALTY INCOME CORP	366,674.000	21,567,764.680	
REGENCY CENTERS CORP	68,978.000	5,046,430.480	
RETAIL OPPORTUNITY INVESTMENTS CORP	53,013.000	879,485.670	
REXFORD INDUSTRIAL REALTY INC	92,592.000	4,049,974.080	
RLJ LODGING TRUST	65,887.000	585,735.430	
RYMAN HOSPITALITY PROPERTIES	25,373.000	2,747,895.900	
SABRA HEALTH CARE REIT INC	99,563.000	1,868,797.510	
SAFEHOLD INC	18,489.000	382,167.630	
SAUL CENTERS INC	5,700.000	227,373.000	
SERVICE PROPERTIES TRUST	69,326.000	205,204.960	
SIMON PROPERTY GROUP INC	129,037.000	22,502,762.430	
SITE CENTERS CORP	19,291.000	307,305.630	
SL GREEN	27,513.000	2,145,738.870	
STAG INDUSTRIAL INC	77,124.000	2,865,927.840	
SUMMIT HOTEL PROPERTIES INC	45,247.000	274,196.820	
SUN COMMUNITIES INC	49,445.000	6,587,062.900	
SUNSTONE HOTEL INVESTORS INC	84,708.000	880,963.200	

	TANGER INC	44,181.000	1,479,621.690	
	TERRENO REALTY CORP	41,076.000	2,492,902.440	
	THE MACERICH COMPANY	87,325.000	1,653,935.500	
	UDR INC	126,712.000	5,476,492.640	
	UMH PROPERTIES INC	28,778.000	537,573.040	
	UNIVERSAL HEALTH RLTY INCOME	5,726.000	235,281.340	
	URBAN EDGE PROPERTIES	48,778.000	1,108,723.940	
	VENTAS INC	174,101.000	11,224,291.470	
	VERIS RESIDENTIAL INC	33,532.000	565,014.200	
	VICI PROPERTIES INC	441,120.000	14,133,484.800	
	VORNADO REALTY TRUST	70,166.000	2,999,596.500	
	WELLTOWER INC	243,584.000	32,913,070.080	
	WHITESTONE REIT	18,939.000	267,039.900	
	WP CAREY INC	92,405.000	5,154,350.900	
	XENIA HOTELS & RESORTS INC	42,470.000	615,390.300	
	アメリカ・ドル 小計	9,518,713.000	506,209,454.320 (77,374,115,091)	
イギリス・ポンド	ABRDN PROPERTY INCOME TRUST LI	175,713.000	107,536.350	
	AEW UK REIT PLC	76,762.000	73,845.040	
	ASSURA PLC	1,244,174.000	485,227.860	
	BALANCED COMMERCIAL PROPERTY TRUST LTD	293,891.000	281,253.680	
	BIG YELLOW GROUP PLC	79,236.000	941,323.680	
	BRITISH LAND CO PLC	423,260.000	1,678,649.160	
	CARE REIT PLC	169,602.000	146,196.920	
	CLS HOLDINGS PLC	80,477.000	74,199.790	
	CUSTODIAN REIT PLC	186,443.000	145,052.650	
	DERWENT LONDON PLC	47,511.000	1,012,934.520	
	EMPIRIC STUDENT PROPERTY PLC	244,328.000	223,315.790	
	GREAT PORTLAND ESTATES PLC	162,117.000	496,078.020	
	HAMMERSON PLC	183,538.000	532,627.270	
	HELICAL PLC	38,338.000	74,759.100	
	HOME REIT PLC	286,621.000	0.000	
	INTU PROPERTIES PLC	231,040.000	0.000	
	LAND SECURITIES GROUP PLC	315,782.000	1,878,902.900	
	LIFE SCIENCE REIT PLC	147,597.000	61,990.740	
	LONDONMETRIC PROPERTY PLC	866,651.000	1,670,036.470	
	NEWRIVER REIT PLC	153,885.000	121,107.490	
	PICTON PROPERTY INCOME LTD	233,467.000	161,325.690	
	PRIMARY HEALTH PROPERTIES PLC	556,175.000	528,366.250	
PRS REIT PLC/THE	210,972.000	225,740.040		

	REGIONAL REIT LTD	80,094.000	100,277.680	
	SAFESTORE HOLDINGS LTD	87,780.000	700,923.300	
	SCHRODER REAL ESTATE INVESTMENT TRUST LTD	203,492.000	99,100.600	
	SEGRO PLC	570,773.000	4,479,426.500	
	SHAFTESBURY CAPITAL PLC	832,488.000	1,113,868.940	
	SUPERMARKET INCOME REIT PLC	519,308.000	361,957.670	
	TARGET HEALTHCARE REIT PLC	252,776.000	221,684.550	
	TRIPLE POINT SOCIAL HOUSING REIT PLC	156,311.000	100,351.660	
	TRITAX BIG BOX REIT PLC	1,054,077.000	1,459,896.640	
	UNITE GROUP PLC	176,420.000	1,529,561.400	
	URBAN LOGISTICS REIT PLC	190,244.000	219,541.570	
	WAREHOUSE REIT PLC	182,285.000	154,395.390	
	WORKSPACE GROUP PLC	56,252.000	308,260.960	
	イギリス・ポンド 小計	10,769,880.000	21,769,716.270 (4,315,410,856)	
イスラエル・ シュケル	MENIVIM- THE NEW REIT LTD	253,300.000	488,109.100	
	REIT 1 LTD	86,702.000	1,499,077.580	
	SELLA CAPITAL REAL ESTATE LTD	95,498.000	760,164.080	
	イスラエル・シュケル 小計	435,500.000	2,747,350.760 (112,014,436)	
カナダ・ドル	ALLIED PROPERTIES REIT	26,298.000	487,827.900	
	ARTIS REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	21,895.000	173,627.350	
	BOARDWALK REAL ESTATE INVEST	10,548.000	758,506.680	
	CANADIAN APT PPTYS REIT	34,317.000	1,577,209.320	
	CHOICE PROPERTIES REIT	69,441.000	986,756.610	
	CROMBIE REAL ESTATE INV	21,726.000	325,890.000	
	CT REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	22,105.000	335,332.850	
	DREAM INDUSTRIAL REIT	54,408.000	726,890.880	
	DREAM OFFICE REAL ESTATE INV TRUST	2,585.000	53,974.800	
	FIRST CAPITAL REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	43,580.000	778,338.800	
	GRANITE REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	13,285.000	999,961.950	
	H & R REAL ESTATE INVESTMENT	53,557.000	569,846.480	
	INTERRENT REAL ESTATE INVEST	30,077.000	338,065.480	
	KILLAM APARTMENT REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	22,642.000	416,839.220	
	MINTO APARTMENT REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	7,386.000	103,921.020	

	MORGUARD NORTH AMERICAN RESIDENTIAL REIT	8,000.000	145,120.000	
	NEXUS INDUSTRIAL REIT	14,455.000	121,566.550	
	NORTHWEST HEALTHCARE PROPERTIES REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	51,343.000	261,849.300	
	PRIMARIS REIT	20,442.000	324,618.960	
	RIOCAN REAL ESTATE INVEST TRUST	63,218.000	1,202,406.360	
	SLATE GROCERY REIT	12,169.000	166,715.300	
	SMARTCENTRES REIT	29,583.000	739,575.000	
カナダ・ドル 小計		633,060.000	11,594,840.810 (1,276,823,870)	
ニュージーランド・ドル	GOODMAN PROPERTY TRUST	428,289.000	899,406.900	
ニュージーランド・ドル 小計		428,289.000	899,406.900 (82,097,862)	
ユーロ	AEDIFICA	20,302.000	1,179,546.200	
	ALTAREA	2,270.000	224,503.000	
	CARE PROPERTY INVEST NV	15,092.000	183,518.720	
	CARMILA SA	21,686.000	368,228.280	
	COFINIMMO SA	16,260.000	943,080.000	
	COVIVIO	21,613.000	1,131,440.550	
	EUROCOMMERCIAL PROPERTIES NV	18,431.000	426,677.650	
	GECINA SA	22,111.000	2,145,872.550	
	HAMBORNER REIT AG	30,630.000	198,482.400	
	ICADE	13,300.000	308,560.000	
	IMMOBILIARE GRANDE DISTRIBUZIONE	20,555.000	50,462.520	
	INMOBILIARIA COLONIAL SOCIMI SA	140,462.000	772,541.000	
	IRISH RESIDENTIAL PROPERTIES REIT PLC	222,735.000	193,111.240	
	KLEPIERRE	93,517.000	2,697,030.280	
	LAR ESPANA REAL ESTATE SOCIMI SA	20,964.000	172,533.720	
	MERCIALYS	36,398.000	378,903.180	
	MERLIN PROPERTIES SOCIMI SA	166,954.000	1,702,930.800	
	MONTEA SCA	8,243.000	543,213.700	
	NSI NV	7,519.000	146,770.880	
	RETAIL ESTATES	5,100.000	311,610.000	
	SHURGARD SELF STORAGE LTD	12,972.000	518,880.000	
	UNIBAIL-RODAMCO- WESTFIELD	42,444.000	3,154,438.080	
	WAREHOUSES DE PAUW	75,185.000	1,611,966.400	
WERELDHAVE NV	14,819.000	209,837.040		
XIOR STUDENT HOUSING NV	14,100.000	428,640.000		

	ユーロ 小計		1,063,662.000	20,002,778.190 (3,317,860,818)	
	韓国・ウォン	ESR KENDALL SQUARE REIT CO LTD	71,792.000	345,678,480.000	
		IGIS VALUE PLUS REIT CO LTD	21,537.000	109,838,700.000	
		JR REIT XXVII	87,309.000	267,165,540.000	
		KORAMCO LIFE INFRA REIT	13,776.000	62,680,800.000	
		LOTTE REIT CO LTD	60,665.000	197,767,900.000	
		SHINHAN ALPHA REIT CO LTD	45,243.000	264,219,120.000	
		SHINHAN ALPHA REIT CO LTD-RTS	16,132.000	1,129,240.000	
		SK REITS CO LTD	59,052.000	275,477,580.000	
	韓国・ウォン 小計		375,506.000	1,523,957,360.000 (168,244,893)	
	香港・ドル	CHAMPION REIT	748,070.000	1,391,410.200	
		LINK REIT	1,087,520.000	40,401,368.000	
		SUNLIGHT REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	342,000.000	656,640.000	
		YUEXIU REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	908,000.000	962,480.000	
	香港・ドル 小計		3,085,590.000	43,411,898.200 (853,477,919)	
投資証券 合計		26,310,200	87,500,045,745 (87,500,045,745)		
合計			97,391,218,735 (97,391,218,735)		

(注) 投資信託受益証券及び投資証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

(注)

1. 各種通貨毎の小計の欄における () 内の金額は、邦貨換算額であります。
2. 合計欄における () 内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。
3. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入 投資信託受益証券 時価比率 (%)	組入 投資証券 時価比率 (%)	有価証券の合計金額に 対する比率 (%)
アメリカ・ドル	投資信託受益証券 5銘柄	0.07	—	79.52
	投資証券 136銘柄	—	81.03	
イギリス・ポンド	投資証券 36銘柄	—	4.52	4.43
イスラエル・シケル	投資証券 3銘柄	—	0.12	0.12
オーストラリア・ドル	投資信託受益証券 29銘柄	7.26	—	7.12
カナダ・ドル	投資証券 22銘柄	—	1.34	1.31
シンガポール・ドル	投資信託受益証券 22銘柄	2.93	—	2.87
ニュージーランド・ドル	投資証券 1銘柄	—	0.09	0.08
ユーロ	投資信託受益証券 1銘柄	0.04	—	3.45
	投資証券 25銘柄	—	3.47	
韓国・ウォン	投資証券 8銘柄	—	0.18	0.17
香港・ドル	投資信託受益証券 1銘柄	0.05	—	0.93
	投資証券 4銘柄	—	0.89	

(注) 「組入時価比率」は、純資産に対する比率であります。

第2 信用取引契約残高明細表
該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
「(デリバティブ取引等に関する注記)」にて記載しております。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

2024年11月29日現在

I 資産総額	3,409,093,390円
II 負債総額	9,263,481円
III 純資産総額 (I - II)	3,399,829,909円
IV 発行済数量	2,706,753,964口
V 1口当たり純資産額 (III/IV)	1.2561円

(参考)

外国債券パッシブ・ファンド・マザーファンド

2024年11月29日現在

I 資産総額	269,519,394,577円
II 負債総額	511,040,246円
III 純資産総額 (I - II)	269,008,354,331円
IV 発行済数量	112,054,728,900口
V 1口当たり純資産額 (III/IV)	2.4007円

インデックス225 マザーファンド

2024年11月29日現在

I 資産総額	218,973,721,974円
II 負債総額	32,969,360円
III 純資産総額 (I - II)	218,940,752,614円
IV 発行済数量	66,514,372,615口
V 1口当たり純資産額 (III/IV)	3.2916円

外国リート・パッシブ・ファンド・マザーファンド

2024年11月29日現在

I 資産総額	113,746,948,464円
II 負債総額	296,994,886円
III 純資産総額 (I - II)	113,449,953,578円
IV 発行済数量	50,013,741,811口
V 1口当たり純資産額 (III/IV)	2.2684円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 受益証券の名義書換

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2) 受益者等名簿

該当事項はありません。

(3) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

(4) 受益権の譲渡制限

譲渡制限はありません。

① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③ 上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(5) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(6) 受益権の再分割

委託会社は、社振法に定めるところにしたがい、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(7) 質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額（2024年11月29日現在）

資本金の額	20億円
発行する株式総数※	100,000株 (普通株式 上限100,000株、A種種類株式 上限30,000株)
発行済株式総数	40,000株 (普通株式24,490株、A種種類株式15,510株)

※種類株式の発行が可能

直近5カ年の資本金の増減：該当事項はありません。

(2) 会社の機構（2024年11月29日現在）

① 会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。

取締役は株主総会で選任されます。取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、その選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、任期の満了前に退任した取締役（監査等委員である取締役を除く。）の補欠として選任された取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、現任取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期の満了の時までとします。

また、監査等委員である取締役の任期は、その選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了の時までとします。

取締役会は、決議によって代表取締役を選定します。代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議にしたがい業務を執行します。

また、取締役会の決議によって、取締役社長を定めることができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、原則として取締役社長が招集します。取締役会の議長は、原則として取締役社長があたります。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもって行います。

② 投資運用の意思決定機構

1. 投資環境見直しおよび運用方針の策定

経済環境見直し、資産別市場見直し、資産配分方針および資産別運用方針は月次で開催する「投資環境会議」および「投資方針会議」にて協議、策定致します。これらの会議は運用本部長・副本部長、運用グループ長等で構成されます。

2. 運用計画、売買計画の決定

各ファンドの運用は「投資環境会議」および「投資方針会議」における協議の内容を踏まえて、ファンド毎に個別に任命された運用担当者が行います。運用担当者は月次で運用計画書

を作成し、運用本部長の承認を受けます。運用担当者は承認を受けた運用計画に基づき、運用を行います。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）ならびにその受益証券（受益権）の募集又は私募（第二種金融商品取引業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行っています。

2024年11月29日現在、委託会社の運用する投資信託は以下の通りです。（親投資信託を除く）

基本的性格	本数	純資産総額（単位：円）
追加型公社債投資信託	26	1,516,988,622,283
追加型株式投資信託	758	17,219,132,752,149
単位型公社債投資信託	22	35,192,723,676
単位型株式投資信託	194	1,045,153,503,499
合計	1,000	19,816,467,601,607

3【委託会社等の経理状況】

1. 委託会社であるアセットマネジメントOne株式会社（以下「委託会社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。
また、中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第282条及び第306条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。
2. 財務諸表及び中間財務諸表の金額は、百万円未満の端数を切り捨てて記載しております。
3. 委託会社は、第39期事業年度（自2023年4月1日至2024年3月31日）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の監査を受け、第40期中間会計期間（自2024年4月1日至2024年9月30日）の中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の中間監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2024年5月23日

アセットマネジメントOne株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 森 重 俊 寛

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 長 谷 川 敬

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 稲 葉 宏 和

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているアセットマネジメントOne株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第39期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アセットマネジメントOne株式会社の2024年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注1) 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

(注2) X B R L データは監査の対象には含まれておりません。

(1) 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	第38期 (2023年3月31日現在)	第39期 (2024年3月31日現在)
(資産の部)		
流動資産		
現金・預金	33,770	41,183
金銭の信託	29,184	28,143
未収委託者報酬	16,279	19,018
未収運用受託報酬	3,307	3,577
未収投資助言報酬	283	315
未収収益	15	6
前払費用	1,129	1,510
その他	2,377	2,088
流動資産計	86,346	95,843
固定資産		
有形固定資産		
建物	※1 1,001	※1 918
器具備品	※1 118	※1 130
リース資産	※1 7	※1 5
建設仮勘定	-	39
無形固定資産		
ソフトウェア	3,367	2,951
ソフトウェア仮勘定	1,651	1,543
電話加入権	2	0
投資その他の資産		
投資有価証券	182	184
関係会社株式	5,810	4,447
長期差入保証金	775	768
繰延税金資産	2,895	3,406
その他	104	128
固定資産計	15,918	14,524
資産合計	102,265	110,368

(単位：百万円)

	第38期 (2023年3月31日現在)	第39期 (2024年3月31日現在)
(負債の部)		
流動負債		
預り金	1,481	1,982
リース債務	1	1
未払金	7,246	8,970
未払収益分配金	0	1
未払償還金	-	0
未払手数料	7,005	8,246
その他未払金	240	721
未払費用	7,716	8,616
未払法人税等	1,958	3,676
未払消費税等	277	1,497
賞与引当金	1,730	1,927
役員賞与引当金	48	52
流動負債計	20,460	26,725
固定負債		
リース債務	6	4
退職給付引当金	2,654	2,719
時効後支払損引当金	108	73
固定負債計	2,769	2,796
負債合計	23,230	29,521
(純資産の部)		
株主資本		
資本金	2,000	2,000
資本剰余金	19,552	19,552
資本準備金	2,428	2,428
その他資本剰余金	17,124	17,124
利益剰余金	57,481	59,294
利益準備金	123	123
その他利益剰余金	57,358	59,170
別途積立金	31,680	31,680
繰越利益剰余金	25,678	27,490
株主資本計	79,034	80,846
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△0	△0
評価・換算差額等計	△0	△0
純資産合計	79,034	80,846
負債・純資産合計	102,265	110,368

(2) 【損益計算書】

(単位：百万円)

	第38期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)		第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	
	営業収益			
委託者報酬	95,739		102,113	
運用受託報酬	16,150		17,155	
投資助言報酬	2,048		2,211	
その他営業収益	23		26	
営業収益計		113,962		121,507
営業費用				
支払手数料	41,073		44,366	
広告宣伝費	216		329	
公告費	0		0	
調査費	33,177		35,468	
調査費	12,294		13,277	
委託調査費	20,882		22,190	
委託計算費	548		558	
営業雑経費	733		823	
通信費	36		36	
印刷費	504		598	
協会費	69		65	
諸会費	29		44	
支払販売手数料	92		78	
営業費用計		75,749		81,545
一般管理費				
給料	10,484		10,763	
役員報酬	168		164	
給料・手当	9,199		9,425	
賞与	1,115		1,173	
交際費	17		34	
寄付金	11		15	
旅費交通費	128		162	
租税公課	330		489	
不動産賃借料	1,006		1,030	
退職給付費用	437		412	
固定資産減価償却費	1,388		1,567	
福利厚生費	47		46	
修繕費	1		1	
賞与引当金繰入額	1,730		1,927	
役員賞与引当金繰入額	48		52	
機器リース料	0		0	
事務委託費	4,074		3,379	
事務用消耗品費	37		46	
器具備品費	1		3	
諸経費	334		240	
一般管理費計		20,078		20,172
営業利益		18,135		19,788

(単位：百万円)

	第38期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)		第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	
営業外収益				
受取利息		10		4
受取配当金	※1	2,400	※1	899
時効成立分配金・償還金		0		0
雑収入		10		18
時効後支払損引当金戻入額		24		35
営業外収益計		2,446		959
営業外費用				
為替差損		3		19
金銭の信託運用損		1,003		1,008
早期割増退職金		24		6
雑損失		47		0
営業外費用計		1,079		1,034
経常利益		19,502		19,712
特別利益				
投資有価証券売却益		4		—
特別利益計		4		—
特別損失				
固定資産除却損		12		6
投資有価証券売却損		9		—
関係会社株式評価損		584		1,362
減損損失		—	※2	231
特別損失計		606		1,601
税引前当期純利益		18,900		18,111
法人税、住民税及び事業税		4,881		5,769
法人税等調整額		197		△510
法人税等合計		5,078		5,258
当期純利益		13,821		12,852

(3) 【株主資本等変動計算書】

第38期（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

(単位：百万円)

	株主資本								株主資本 合計
	資本金	資本剰余金			利益 準備金	利益剰余金		利益剰余金 合計	
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余 金合計		別途 積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	2,000	2,428	17,124	19,552	123	31,680	24,216	56,020	77,573
当期変動額									
剰余金の配当							△12,360	△12,360	△12,360
当期純利益							13,821	13,821	13,821
株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額)									
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	1,461	1,461	1,461
当期末残高	2,000	2,428	17,124	19,552	123	31,680	25,678	57,481	79,034

	評価・換算差額等		純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△0	△0	77,573
当期変動額			
剰余金の配当			△12,360
当期純利益			13,821
株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額)	△0	△0	△0
当期変動額合計	△0	△0	1,461
当期末残高	△0	△0	79,034

第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本								株主資本 合計
	資本金	資本剰余金			利益 準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計	
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余 金合計		別途 積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	2,000	2,428	17,124	19,552	123	31,680	25,678	57,481	79,034
当期変動額									
剰余金の配当							△11,040	△11,040	△11,040
当期純利益							12,852	12,852	12,852
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）									
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	1,812	1,812	1,812
当期末残高	2,000	2,428	17,124	19,552	123	31,680	27,490	59,294	80,846

	評価・換算差額等		純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△0	△0	79,034
当期変動額			
剰余金の配当			△11,040
当期純利益			12,852
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）	△0	△0	△0
当期変動額合計	△0	△0	1,812
当期末残高	△0	△0	80,846

重要な会計方針

<p>1. 有価証券の評価基準及び評価方法</p>	<p>(1) 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法</p> <p>(2) その他有価証券 市場価格のない株式等以外のもの 決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) 市場価格のない株式等 移動平均法による原価法</p>
<p>2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法</p>	<p>時価法</p>
<p>3. 固定資産の減価償却の方法</p>	<p>(1) 有形固定資産(リース資産を除く) 定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 … 8～18年 器具備品 … 2～20年</p> <p>(2) 無形固定資産(リース資産を除く) 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。</p> <p>(3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法を採用しております。</p>
<p>4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準</p>	<p>外貨建金銭債権債務は、期末日の直物等為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。</p>
<p>5. 引当金の計上基準</p>	<p>(1) 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。</p> <p>(2) 役員賞与引当金 役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職一時金制度について、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。</p> <p>①退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。</p> <p>②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額を費用処理しております。 数理計算上の差異については、各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年または10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。</p> <p>(4) 時効後支払損引当金 時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。</p>
<p>6. 収益及び費用の計上基準</p>	<p>当社は、資産運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬及び投資助言報酬を稼得しております。これらには成功報酬が含まれる場合があります。</p>

(1) 委託者報酬

委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき、日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を投資信託によって主に年2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

(2) 運用受託報酬

運用受託報酬は、投資顧問契約で定められた報酬に基づき、確定した報酬を顧問口座によって主に年1回又は2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

(3) 投資助言報酬

投資助言報酬は、投資助言契約で定められた報酬に基づき、確定した報酬を顧問口座によって主に年2回又は4回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

(4) 成功報酬

成功報酬は、対象となる投資信託または顧問口座の特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識しております。

注記事項

(貸借対照表関係)

※1. 有形固定資産の減価償却累計額

(百万円)

	第38期 (2023年3月31日現在)	第39期 (2024年3月31日現在)
建物	523	630
器具備品	934	769
リース資産	1	3

(損益計算書関係)

※1. 各科目に含まれている関係会社に対する営業外収益は、次のとおりであります。

(百万円)

	第38期 (自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日)	第39期 (自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日)
受取配当金	2,393	895

※2. 減損損失

当事業年度において、以下の資産について減損損失を計上しました。

(百万円)

場所	用途	種類	減損損失
本社	事業用資産	ソフトウェア仮勘定	231

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、主として事業別に資産をグルーピングしております。当社の資産運用業に係るソフトウェア開発計画の大幅な延期に伴い、当該計画に係るソフトウェア仮勘定について、回収可能額まで減額し、当該減少額231百万円を減損損失として特別損失に計上いたしました。なお、当該資産の回収可能額は使用価値により測定しており、使用価値については、将来キャッシュ・フローが見込まれないため、備忘価額の1円として評価しております。

(株主資本等変動計算書関係)

第38期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

発行済株式の種類	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
普通株式	24,490	—	—	24,490
A種種類株式	15,510	—	—	15,510
合計	40,000	—	—	40,000

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の 種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配 当額 (円)	基準日	効力発生日
2022年6月16日 定時株主総会	普通株式	12,360	309,000	2022年3月31日	2022年6月17日
	A種種類 株式				

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生(予定)日
2023年6月16日 定時株主総会	普通株式	利益 剰余金	11,040	276,000	2023年3月31日	2023年6月19日
	A種種類株式					

第39期(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

発行済株式の種類	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
普通株式	24,490	—	—	24,490
A種種類株式	15,510	—	—	15,510
合計	40,000	—	—	40,000

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2023年6月16日 定時株主総会	普通株式	11,040	276,000	2023年3月31日	2023年6月19日
	A種種類株式				

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2024年6月17日開催予定の定時株主総会において、以下のとおり決議を予定しております。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生(予定)日
2024年6月17日 定時株主総会	普通株式	利益 剰余金	10,280	257,000	2024年3月31日	2024年6月18日
	A種種類株式					

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業を営んでおります。資金運用については、短期的な預金等に限定しております。

当社が運用を行う投資信託の商品性を適正に維持するため、当該投資信託を特定金外信託を通じて、または直接保有しております。なお、特定金外信託を通じて行っているデリバティブ取引は後述するリスクを低減する目的で行っております。当該デリバティブ取引は、実需の範囲内でのみ利用することとしており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

金銭の信託の主な内容は、当社運用ファンドの安定運用を主な目的として資金投入した投資信託及びデリバティブ取引であります。金銭の信託に含まれる投資信託は為替及び市場価格の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引（為替予約取引、株価指数先物取引及び債券先物取引）を利用して一部リスクを低減しております。

営業債権である未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、相手先の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、主にその他有価証券（投資信託）、業務上の関係を有する企業の株式であり、発行体の信用リスクや市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である未払手数料は、1年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

預金の預入先については、余資運用規程に従い、格付けの高い預入先に限定することにより、リスクの軽減を図っております。

営業債権の相手先の信用リスクに関しては、当社の信用リスク管理の基本方針に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な相手先の信用状況を把握する体制としております。

投資有価証券の発行体の信用リスクに関しては、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

組織規程における分掌業務の定めに基づき、リスク管理担当所管にて、取引残高、損益及びリスク量等の実績管理を行い、定期的に社内委員会での報告を実施しております。

③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

取引実行担当所管からの報告に基づき、資金管理担当所管が資金繰りを確認するとともに、十分な手許流動性を維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

第38期（2023年3月31日現在）

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 金銭の信託	29,184	29,184	—
(2) 投資有価証券 その他有価証券	1	1	—
資産計	29,186	29,186	—

第39期（2024年3月31日現在）

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 金銭の信託	28,143	28,143	—
(2) 投資有価証券 その他有価証券	1	1	—
資産計	28,145	28,145	—

(注1) 現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未払手数料は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

(注2) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第38期（2023年3月31日現在）

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
(1) 現金・預金	33,770	—	—	—
(2) 金銭の信託	29,184	—	—	—
(3) 未収委託者報酬	16,279	—	—	—
(4) 未収運用受託報酬	3,307	—	—	—
(5) 投資有価証券 その他有価証券(投資信託)	—	1	—	—
合計	82,540	1	—	—

第39期（2024年3月31日現在）

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
(1) 現金・預金	41,183	—	—	—
(2) 金銭の信託	28,143	—	—	—
(3) 未収委託者報酬	19,018	—	—	—
(4) 未収運用受託報酬	3,577	—	—	—
(5) 投資有価証券 その他有価証券(投資信託)	—	1	—	—
合計	91,923	1	—	—

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で貸借対照表に計上している金融商品

第38期（2023年3月31日現在）

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
(1) 金銭の信託	—	29,184	—	29,184
(2) 投資有価証券 其他有価証券	—	1	—	1
資産計	—	29,186	—	29,186

第39期（2024年3月31日現在）

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
(1) 金銭の信託	—	28,143	—	28,143
(2) 投資有価証券 其他有価証券	—	1	—	1
資産計	—	28,145	—	28,145

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（預金・委託証拠金等）で構成されております。

信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引は、取引相手先金融機関より提示された価格によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

投資有価証券

投資有価証券は市場における取引価格が存在しない投資信託であり、基準価額を時価としております。

(注2) 市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次の通りであります。

これらについては、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日）第5項に従い、2. 金融商品の時価等に関する事項及び3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項で開示している表中には含めておりません。

(百万円)

	第38期 (2023年3月31日現在)	第39期 (2024年3月31日現在)
投資有価証券（其他有価証券）		
非上場株式	180	182
関係会社株式		
非上場株式	5,810	4,447

(有価証券関係)

1. 子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式（第38期の貸借対照表計上額5,810百万円、第39期の貸借対照表計上額4,447百万円）については市場価格がないことから、貸借対照表日における時価及び貸借対照表計上額と当該時価との差額の記載は省略しております。

2. その他有価証券

第38期（2023年3月31日現在）

(百万円)

区分	貸借対照表日における 貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの 投資信託	—	—	—
小計	—	—	—
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの 投資信託	1	2	△0
小計	1	2	△0
合計	1	2	△0

(注) 非上場株式（貸借対照表計上額180百万円）については、市場価格がないことから、上表に含めておりません。

第39期（2024年3月31日現在）

(百万円)

区分	貸借対照表日における 貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの 投資信託	—	—	—
小計	—	—	—
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの 投資信託	1	2	△0
小計	1	2	△0
合計	1	2	△0

(注) 非上場株式（貸借対照表計上額182百万円）については、市場価格がないことから、上表に含めておりません。

3. 事業年度中に売却したその他有価証券

第38期（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

区分	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	54	4	9

第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

該当はありません。

4. 減損処理を行った有価証券

前事業年度において、有価証券について584百万円（関係会社株式584百万円）減損処理を行っております。

当事業年度において、有価証券について1,362百万円（関係会社株式1,362百万円）減損処理を行っております。

（退職給付関係）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度（非積立型制度であります）を採用しております。確定拠出型の制度としては確定拠出年金制度を採用しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	(百万円)	
	第38期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
退職給付債務の期首残高	2,576	2,698
勤務費用	279	296
利息費用	2	2
数理計算上の差異の発生額	31	9
退職給付の支払額	△191	△246
退職給付債務の期末残高	2,698	2,760

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

	(百万円)	
	第38期 (2023年3月31日現在)	第39期 (2024年3月31日現在)
非積立型制度の退職給付債務	2,698	2,760
未積立退職給付債務	2,698	2,760
未認識数理計算上の差異	△44	△40
未認識過去勤務費用	0	0
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	2,654	2,719
退職給付引当金	2,654	2,719
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	2,654	2,719

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(百万円)

	第38期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
勤務費用	279	296
利息費用	2	2
数理計算上の差異の費用処理額	22	13
過去勤務費用の費用処理額	34	△0
その他	△4	△4
確定給付制度に係る退職給付費用	334	307

(注) 上記退職給付費用以外に早期割増退職金として、前事業年度において24百万円、当事業年度において6百万円を営業外費用に計上しております。

(4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	第38期 (2023年3月31日現在)	第39期 (2024年3月31日現在)
割引率	0.09%	0.09%
予想昇給率	1.00%～3.56%	1.00%～3.56%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度103百万円、当事業年度104百万円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	<u>第38期</u>	<u>第39期</u>
	<u>(2023年3月31日現在)</u>	<u>(2024年3月31日現在)</u>
	(百万円)	(百万円)
繰延税金資産		
未払事業税	121	195
未払事業所税	9	9
賞与引当金	529	590
未払法定福利費	94	98
運用受託報酬	390	351
資産除去債務	15	17
減価償却超過額 (一括償却資産)	21	12
減価償却超過額	198	91
繰延資産償却超過額 (税法上)	297	331
退職給付引当金	812	832
時効後支払損引当金	33	22
ゴルフ会員権評価損	7	6
関係会社株式評価損	345	761
投資有価証券評価損	4	4
減損損失	—	70
その他	13	8
その他有価証券評価差額金	0	0
繰延税金資産合計	<u>2,895</u>	<u>3,406</u>
繰延税金負債	<u>—</u>	<u>—</u>
繰延税金負債合計	<u>—</u>	<u>—</u>
繰延税金資産の純額	<u>2,895</u>	<u>3,406</u>

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

	<u>第38期</u>	<u>第39期</u>
	<u>(2023年3月31日現在)</u>	<u>(2024年3月31日現在)</u>
法定実効税率	30.62 %	30.62 %
(調整)		
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△3.69 %	△1.44 %
その他	△0.06 %	△0.14 %
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>26.87 %</u>	<u>29.04 %</u>

(企業結合等関係)

当社（以下「AMOne」という）は、2016年7月13日付で締結した、DIAMアセットマネジメント株式会社（以下「DIAM」という）、みずほ投信投資顧問株式会社（以下「MHAM」という）、みずほ信託銀行株式会社（以下「TB」という）及び新光投信株式会社（以下「新光投信」という）（以下総称して「統合4社」という）間の「統合契約書」に基づき、2016年10月1日付で統合いたしました。

1. 結合当事企業

結合当事企業	DIAM	MHAM	TB	新光投信
事業の内容	投資運用業務、投資助言・代理業務	投資運用業務、投資助言・代理業務	信託業務、銀行業務、投資運用業務	投資運用業務、投資助言・代理業務

2. 企業結合日

2016年10月1日

3. 企業結合の方法

①MHAMを吸収合併存続会社、新光投信を吸収合併消滅会社とする吸収合併、②TBを吸収分割会社、吸収合併後のMHAMを吸収分割承継会社とし、同社がTB資産運用部門に係る権利義務を承継する吸収分割、③DIAMを吸収合併存続会社、MHAMを吸収合併消滅会社とする吸収合併の順に実施しております。

4. 結合後企業の名称

アセットマネジメントOne株式会社

5. 企業結合の主な目的

当社は、株式会社みずほフィナンシャルグループ（以下「MHFG」という）及び第一生命ホールディングス株式会社（以下「第一生命」という）の資産運用ビジネス強化・発展に対する強力なコミットメントのもと、統合4社が長年にわたって培ってきた資産運用に係わる英知を結集し、MHFGと第一生命両社グループとの連携も最大限活用して、お客さまに最高水準のソリューションを提供するグローバルな運用会社としての飛躍を目指してまいります。

6. 合併比率

「3. 企業結合の方法」③の吸収合併における合併比率は以下の通りであります。

会社名	DIAM (存続会社)	MHAM (消滅会社)
合併比率(*)	1	0.0154

(*) 普通株式と種類株式を合算して算定しております。

7. 交付した株式数

「3. 企業結合の方法」③の吸収合併において、DIAMは、MHAMの親会社であるMHFGに対して、その所有するMHAMの普通株式103万8,408株につき、DIAMの普通株式490株及び議決権を有しないA種類株式15,510株を交付しました。

8. 経済的持分比率（議決権比率）

MHFGが企業結合直前に所有していた当社に対する経済的持分比率 50.00%

MHFGが企業結合日に追加取得した当社に対する経済的持分比率 20.00%

MHFGの追加取得後の当社に対する経済的持分比率 70.00%

なお、MHFGが所有する議決権比率については50.00%から51.00%に異動しております。

9. 取得企業を決定するに至った主な根拠

「3. 企業結合の方法」③の吸収合併において、法的に消滅会社となるMHAMの親会社であるMHFGが、結合後企業の議決権の過半数を保有することになるため、企業結合の会計上はMHAMが取得企業に該当し、DIAMが被取得企業となるものです。

10. 会計処理

「企業結合に関する会計基準」（企業結合会計基準第21号 平成25年9月13日公表分）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日公表分）に基づき、「3. 企業結合の方法」①の吸収合併及び②の吸収分割については共通支配下の取引として処理し、③の吸収合併については逆取得として処理しております。

11. 被取得企業に対してパーチェス法を適用した場合に関する事項

(1) 被取得企業の取得原価及びその内訳

取得の対価	MHAMの普通株式	144,212百万円
取得原価		144,212百万円

(2) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

a. 発生したのれん	金額	76,224百万円
b. 発生原因		被取得企業から受け入れた資産及び引き受けた負債の純額と取得原価との差額によります。
c. のれんの償却方法及び償却期間		20年間の均等償却

(3) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

a. 資産の額	資産合計	40,451百万円
	うち現金・預金	11,605百万円
	うち金銭の信託	11,792百万円
b. 負債の額	負債合計	9,256百万円
	うち未払手数料及び未払費用	4,539百万円

(注) 顧客関連資産に配分された金額及びそれに係る繰延税金負債は、資産の額及び負債の額には含まれておりません。

(4) のれん以外の無形固定資産に配分された金額及び主要な種類別の内訳並びに全体及び主要な種類別の加重平均償却期間

a. 無形固定資産に配分された金額	53,030百万円
b. 主要な種類別の内訳	
顧客関連資産	53,030百万円
c. 全体及び主要な種類別の加重平均償却期間	
顧客関連資産	16.9年

12. 被取得企業に対してパーチェス法を適用した場合の差額

(1) 貸借対照表項目

	第38期 (2023年3月31日現在)	第39期 (2024年3月31日現在)
流動資産	－百万円	－百万円
固定資産	68,921百万円	60,761百万円
資産合計	68,921百万円	60,761百万円
流動負債	－百万円	－百万円
固定負債	3,643百万円	1,957百万円
負債合計	3,643百万円	1,957百万円
純資産	65,278百万円	58,804百万円

(注) 固定資産及び資産合計には、のれん及び顧客関連資産の金額が含まれております。

のれん	51,451百万円	47,640百万円
顧客関連資産	20,947百万円	17,109百万円

(2) 損益計算書項目

	第38期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
営業収益	－百万円	－百万円
営業利益	△8,039百万円	△7,649百万円
経常利益	△8,039百万円	△7,649百万円
税引前当期純利益	△8,039百万円	△7,649百万円
当期純利益	△6,744百万円	△6,474百万円
1株当たり当期純利益	△168,617円97銭	△161,850円28銭

(注) 営業利益には、のれん及び顧客関連資産の償却額が含まれております。

のれんの償却額	3,811百万円	3,811百万円
顧客関連資産の償却額	4,228百万円	3,837百万円

(資産除去債務関係)

当社は建物所有者との間で不動産賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約及び法令上の資産除去債務を認識しております。

なお、当該賃貸借契約に関連する長期差入保証金(敷金)が計上されているため、資産除去債務の負債計上に代えて、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用計上し、直接減額しております。

(収益認識関係)

1. 収益の分解情報

収益の構成は次の通りです。

	第38期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
委託者報酬	95,739百万円	102,113百万円
運用受託報酬	14,651百万円	15,156百万円
投資助言報酬	2,048百万円	2,211百万円
成功報酬(注)	1,499百万円	1,999百万円
その他営業収益	23百万円	26百万円
合計	113,962百万円	121,507百万円

(注) 成功報酬は、前事業年度においては損益計算書の運用受託報酬、当事業年度においては損益計算書の委託者報酬及び運用受託報酬に含めて表示しております。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「重要な会計方針 6. 収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

(セグメント情報等)

1. セグメント情報

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

第38期(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日) 及び第39期(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(1) サービスごとの情報

サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

① 営業収益

本邦の外部顧客に対する営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する営業収益で損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

(持分法損益等)

当社はPayPayアセットマネジメント株式会社の株式を取得し持分法適用関連会社としておりますが、重要性が乏しいため、関連会社に対する投資の金額等の記載を省略しております。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

(1) 親会社及び法人主要株主等

第38期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

該当はありません。

第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

該当はありません。

(2) 子会社及び関連会社等

第38期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

該当はありません。

第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

該当はありません。

(3) 兄弟会社等

第38期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

属性	会社等の名称	住所	資本金 又は 出資金	事業の 内容又は 職業	議決権 等の所有(被 所有) 割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員 の兼任等	事業上 の関係				
親 会 社 の 子 会 社	株式会社 みずほ銀行	東京都 千代田 区	14,040 億円	銀行業	—	—	当社設定 投資信託 の販売	投資信託 の販売代 行手数料	7,474	未払 手数料	1,579
	みずほ証 券株式会 社	東京都 千代田 区	1,251 億円	証券業	—	—	当社設定 投資信託 の販売	投資信託 の販売代 行手数料	13,932	未払 手数料	2,404

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 投資信託の販売代行手数料は、一般的取引条件を勘案した個別契約により決定しております。

(注2) 上記の取引金額には消費税等が含まれておりません。期末残高には、消費税等が含まれております。

第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

属性	会社等の名称	住所	資本金 又は 出資金	事業の 内容又は 職業	議決権 等の所有(被 所有) 割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員 の兼任等	事業上 の関係				
親 会 社 の 子 会 社	株式会社 みずほ銀行	東京都 千代田 区	14,040 億円	銀行業	—	—	当社設定 投資信託 の販売	投資信託 の販売代 行手数料	8,140	未払 手数料	1,870
	みずほ証 券株式会 社	東京都 千代田 区	1,251 億円	証券業	—	—	当社設定 投資信託 の販売	投資信託 の販売代 行手数料	16,655	未払 手数料	3,137

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 投資信託の販売代行手数料は、一般的取引条件を勘案した個別契約により決定しております。

(注2) 上記の取引金額には消費税等が含まれておりません。期末残高には、消費税等が含まれております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

株式会社みずほフィナンシャルグループ

(東京証券取引所及びニューヨーク証券取引所に上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当はありません

(1株当たり情報)

	第38期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
1株当たり純資産額	1,975,862円96銭	2,021,173円74銭
1株当たり当期純利益金額	345,535円19銭	321,310円79銭

(注1) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在していないため記載しておりません。

(注2) 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第38期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
当期純利益金額	13,821百万円	12,852百万円
普通株主及び普通株主と同等の株主に帰属しない金額	—	—
普通株式及び普通株式と同等の株式に係る当期純利益金額	13,821百万円	12,852百万円
普通株式及び普通株式と同等の株式の期中平均株式数	40,000株	40,000株
（うち普通株式）	(24,490株)	(24,490株)
（うちA種種類株式）	(15,510株)	(15,510株)

(注1) A種種類株式は、剰余金の配当請求権及び残余財産分配請求権について普通株式と同等の権利を有しているため、1株当たり情報の算定上、普通株式に含めて計算しています。

独立監査人の中間監査報告書

2024年11月22日

アセットマネジメントOne株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 森重 俊寛

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 稲葉 宏和

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているアセットマネジメントOne株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第40期事業年度の中間会計期間（2024年4月1日から2024年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、アセットマネジメントOne株式会社の2024年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2024年4月1日から2024年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められる。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注1) 上記の中間監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

(注2) XBR Lデータは監査の対象には含まれておりません。

(1) 中間貸借対照表

(単位：百万円)

	第40期中間会計期間末 (2024年9月30日現在)	
(資産の部)		
流動資産		
現金・預金		30,451
有価証券		0
金銭の信託		31,850
未収委託者報酬		19,361
未収運用受託報酬		3,548
未収投資助言報酬		315
未収収益		9
前払費用		1,538
その他		2,282
	流動資産計	89,360
固定資産		
有形固定資産		1,040
建物	※1	888
器具備品	※1	146
リース資産	※1	4
建設仮勘定		0
無形固定資産		4,122
ソフトウェア		3,011
ソフトウェア仮勘定		1,111
電話加入権		0
投資その他の資産		8,024
投資有価証券		183
関係会社株式		3,840
長期差入保証金		764
繰延税金資産		3,085
その他		150
	固定資産計	13,188
	資産合計	102,548

(単位：百万円)

	第40期中間会計期間末 (2024年9月30日現在)
(負債の部)	
流動負債	
預り金	552
リース債務	1
未払金	8,577
未払収益分配金	0
未払償還金	0
未払手数料	8,466
その他未払金	108
未払費用	7,321
未払法人税等	3,650
未払消費税等	※2 1,191
契約負債	7
賞与引当金	916
役員賞与引当金	28
流動負債計	22,247
固定負債	
リース債務	3
退職給付引当金	2,720
時効後支払損引当金	64
固定負債計	2,787
負債合計	25,035
(純資産の部)	
株主資本	
資本金	2,000
資本剰余金	19,552
資本準備金	2,428
その他資本剰余金	17,124
利益剰余金	55,960
利益準備金	123
その他利益剰余金	55,837
別途積立金	31,680
繰越利益剰余金	24,157
株主資本計	77,513
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	△0
評価・換算差額等計	△0
純資産合計	77,513
負債・純資産合計	102,548

(2) 中間損益計算書

(単位：百万円)

		第40期中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	
営業収益			
委託者報酬		55,266	
運用受託報酬		8,186	
投資助言報酬		1,200	
その他営業収益		13	
	営業収益計		64,667
営業費用			
支払手数料		24,284	
広告宣伝費		157	
公告費		0	
調査費		18,581	
調査費		6,728	
委託調査費		11,853	
委託計算費		278	
営業雑経費		355	
通信費		19	
印刷費		234	
協会費		33	
諸会費		29	
支払販売手数料		39	
	営業費用計		43,658
一般管理費			
給料		5,154	
役員報酬		89	
給料・手当		5,002	
賞与		63	
交際費		27	
寄付金		5	
旅費交通費		105	
租税公課		298	
不動産賃借料		583	
退職給付費用		210	
固定資産減価償却費	※1	790	
福利厚生費		29	
修繕費		0	
賞与引当金繰入額		916	
役員賞与引当金繰入額		28	
機器リース料		0	
事務委託費		1,607	
事務用消耗品費		19	
器具備品費		0	
諸経費		154	
	一般管理費計		9,933
営業利益			11,075

(単位：百万円)

	第40期中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	
営業外収益		
受取利息	2	
受取配当金	448	
時効成立分配金・償還金	0	
為替差益	26	
金銭の信託運用益	2	
雑収入	6	
時効後支払損引当金戻入額	7	
	営業外収益計	494
営業外費用		
早期割増退職金	6	
	営業外費用計	6
経常利益		11,563
特別損失		
固定資産除却損	3	
関係会社株式評価損	31	
	特別損失計	35
税引前中間純利益		11,528
法人税、住民税及び事業税		3,685
法人税等調整額		320
法人税等合計		4,006
中間純利益		7,522

(3) 中間株主資本等変動計算書

第40期中間会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

（単位：百万円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金	
						別途 積立金	繰越利益 剰余金
当期首残高	2,000	2,428	17,124	19,552	123	31,680	27,490
当中間期変動額							
剰余金の配当							△10,855
中間純利益							7,522
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)							
当中間期変動額 合計	—	—	—	—	—	—	△3,333
当中間期末残高	2,000	2,428	17,124	19,552	123	31,680	24,157

	株主資本		評価・換算差額等		純資産 合計
	利益剰余金	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
	利益剰余金 合計				
当期首残高	59,294	80,846	△0	△0	80,846
当中間期変動額					
剰余金の配当	△10,855	△10,855			△10,855
中間純利益	7,522	7,522			7,522
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)			0	0	0
当中間期変動額 合計	△3,333	△3,333	0	0	△3,333
当中間期末残高	55,960	77,513	△0	△0	77,513

重要な会計方針

<p>1. 有価証券の評価基準及び評価方法</p>	<p>(1) 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法</p> <p>(2) その他有価証券 市場価格のない株式等以外のもの 中間決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)</p> <p>市場価格のない株式等 移動平均法による原価法</p>
<p>2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法</p>	<p>時価法</p>
<p>3. 固定資産の減価償却の方法</p>	<p>(1) 有形固定資産(リース資産を除く) 定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建物 … 8～18年 器具備品 … 3～20年</p> <p>(2) 無形固定資産(リース資産を除く) 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。</p> <p>(3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。</p>
<p>4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準</p>	<p>外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物等為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。</p>
<p>5. 引当金の計上基準</p>	<p>(1) 賞与引当金は、従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額に基づき当中間会計期間に見合う分を計上しております。</p> <p>(2) 役員賞与引当金は、役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額に基づき当中間会計期間に見合う分を計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、退職一時金制度について、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。</p> <p>①退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。</p> <p>②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額を費用処理しております。 数理計算上の差異については、各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年または10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日翌事業年度から費用処理しております。</p> <p>(4) 時効後支払損引当金は、時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。</p>
<p>6. 収益及び費用の計上基準</p>	<p>当社は、資産運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬及び投資助言報酬を稼得しております。これらには成功報酬が含まれる</p>

場合があります。

(1) 委託者報酬

委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき、日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を投資信託によって主に年2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

(2) 運用受託報酬

運用受託報酬は、投資顧問契約で定められた報酬に基づき、確定した報酬を顧問口座によって主に年1回又は2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

(3) 投資助言報酬

投資助言報酬は、投資助言契約で定められた報酬に基づき、確定した報酬を顧問口座によって主に年2回又は4回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

(4) 成功報酬

成功報酬は、対象となる投資信託または顧問口座の特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識しております。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

項目	第40期中間会計期間末 (2024年9月30日現在)									
※1. 有形固定資産の減価償却累計額	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 150px;">建物</td> <td style="text-align: center;">…</td> <td style="text-align: right;">685百万円</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td style="text-align: center;">…</td> <td style="text-align: right;">609百万円</td> </tr> <tr> <td>リース資産</td> <td style="text-align: center;">…</td> <td style="text-align: right;">4百万円</td> </tr> </table>	建物	…	685百万円	器具備品	…	609百万円	リース資産	…	4百万円
建物	…	685百万円								
器具備品	…	609百万円								
リース資産	…	4百万円								
※2. 消費税等の取扱い	仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、「未払消費税等」として表示しております。									

(中間損益計算書関係)

項目	第40期中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)						
※1. 減価償却実施額	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 150px;">有形固定資産</td> <td style="text-align: center;">…</td> <td style="text-align: right;">76百万円</td> </tr> <tr> <td>無形固定資産</td> <td style="text-align: center;">…</td> <td style="text-align: right;">713百万円</td> </tr> </table>	有形固定資産	…	76百万円	無形固定資産	…	713百万円
有形固定資産	…	76百万円					
無形固定資産	…	713百万円					

(中間株主資本等変動計算書関係)

第40期中間会計期間(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

発行済株式の種類	当事業年度期首 株式数(株)	当中間会計期間 増加株式数(株)	当中間会計期間 減少株式数(株)	当中間会計期間末 株式数(株)
普通株式	24,490	—	—	24,490
A種種類株式	15,510	—	—	15,510
合計	40,000	—	—	40,000

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の 種類	配当金(財 産)の 総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年3月15日 みなし株主総会	普通株式	575	14,390	2024年4月1日	2024年4月1日
	A種種類 株式				
2024年6月17日 定時株主総会	普通株式	10,280	257,000	2024年3月31日	2024年6月18日
	A種種類 株式				

会社法第319条第1項に基づき、2024年3月15日に決議があったものとみなされた株主総会での配当決議は当社の子会社であったAsset Management One USA Inc. (以下「AM-One USA」という)の全株式の現物配当であります。

本現物配当は、株式会社みずほフィナンシャルグループ(以下「MHFG」という)の子会社である米州みずほLLC(以下「米州みずほ」という)が、2024年10月1日に米国外国銀行規制上の中間持株会社へ移行することに伴う規制上の対応として実施したものです。

当社が100%保有していたAM-One USAの議決権は、本現物配当後、米州みずほが議決権の51%を、第一生命ホールディングス株式会社(以下「DL」という)が議決権の49%をそれぞれ保有します。当社を通じてMHFGとDLが間接的に保有していたAM-One USA株式の議決権比率と同等となります。

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間後となるもの
該当事項はありません。

(金融商品関係)

第40期中間会計期間末 (2024年9月30日現在)

1. 金融商品の時価等に関する事項

2024年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	中間貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 有価証券	0	0	—
(2) 金銭の信託	31,850	31,850	—
(3) 投資有価証券 其他有価証券	0	0	—
資産計	31,852	31,852	—

(注) 現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未払手数料は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で中間貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価 (百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券	—	0	—	0
金銭の信託	—	31,850	—	31,850
投資有価証券				
其他有価証券	—	0	—	0
資産計	—	31,852	—	31,852

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券

有価証券は市場における取引価格が存在しない投資信託であり、基準価額を時価としております。

金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（銀行預金・委託証拠金等）で構成されております。

信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引は、取引相手先金融機関より提示された価格によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

投資有価証券

投資有価証券は市場における取引価格が存在しない投資信託であり、基準価額を時価としております。

(注2) 市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次の通りであります。これらについては、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号2020年3月31日)第5項に従い、金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項で開示している表中には含めておりません。

区分	中間貸借対照表計上額 (百万円)
投資有価証券(その他有価証券)	
非上場株式	182
関係会社株式	
非上場株式	3,840

(有価証券関係)

第40期中間会計期間末
(2024年9月30日現在)

1. 子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式(中間貸借対照表計上額3,840百万円)については市場価格がないことから、貸借対照表日における時価及び貸借対照表計上額と当該時価との差額の記載は省略しております。

2. その他有価証券

区 分	中間貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの 投資信託	-	-	-
小計	-	-	-
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの 投資信託	1	2	△0
小計	1	2	△0
合計	1	2	△0

(注) 非上場株式(中間貸借対照表計上額182百万円)については、市場価格がないことから、上表に含めておりません。

(持分法損益等)

当社はPayPayアセットマネジメント株式会社の株式を取得し持分法適用関連会社としておりますが、重要性が乏しいため、関連会社に対する投資の金額等の記載を省略しております。

(企業結合等関係)

当社（以下「AMOne」という）は、2016年7月13日付で締結した、DIAMアセットマネジメント株式会社（以下「DIAM」という）、みずほ投信投資顧問株式会社（以下「MHAM」という）、みずほ信託銀行株式会社（以下「TB」という）及び新光投信株式会社（以下「新光投信」という）（以下総称して「統合4社」という）間の「統合契約書」に基づき、2016年10月1日付で統合いたしました。

1. 結合当事企業

結合当事企業	DIAM	MHAM	TB	新光投信
事業の内容	投資運用業務、投資助言・代理業務	投資運用業務、投資助言・代理業務	信託業務、銀行業務、投資運用業務	投資運用業務、投資助言・代理業務

2. 企業結合日

2016年10月1日

3. 企業結合の方法

①MHAMを吸収合併存続会社、新光投信を吸収合併消滅会社とする吸収合併、②TBを吸収分割会社、吸収合併後のMHAMを吸収分割承継会社とし、同社がTB資産運用部門に係る権利義務を承継する吸収分割、③DIAMを吸収合併存続会社、MHAMを吸収合併消滅会社とする吸収合併の順に実施しております。

4. 結合後企業の名称

アセットマネジメントOne株式会社

5. 企業結合の主な目的

当社は、株式会社みずほフィナンシャルグループ（以下「MHFG」という）及び第一生命ホールディングス株式会社（以下「第一生命」という）の資産運用ビジネス強化・発展に対する強力なコミットメントのもと、統合4社が長年にわたって培ってきた資産運用に係わる英知を結集し、MHFGと第一生命両社グループとの連携も最大限活用して、お客さまに最高水準のソリューションを提供するグローバルな運用会社としての飛躍を目指してまいります。

6. 合併比率

「3. 企業結合の方法」③の吸収合併における合併比率は以下の通りであります。

会社名	DIAM (存続会社)	MHAM (消滅会社)
合併比率(*)	1	0.0154

(*) 普通株式と種類株式を合算して算定しております。

7. 交付した株式数

「3. 企業結合の方法」③の吸収合併において、DIAMは、MHAMの親会社であるMHFGに対して、その所有するMHAMの普通株式103万8,408株につき、DIAMの普通株式490株及び議決権を有しないA種種類株式15,510株を交付しました。

8. 経済的持分比率（議決権比率）

MHFGが企業結合直前に所有していた当社に対する経済的持分比率 50.00%

MHFGが企業結合日に追加取得した当社に対する経済的持分比率 20.00%

MHFGの追加取得後の当社に対する経済的持分比率 70.00%

なお、MHFGが所有する議決権比率については50.00%から51.00%に異動しております。

9. 取得企業を決定するに至った主な根拠

「3. 企業結合の方法」③の吸収合併において、法的に消滅会社となるMHAMの親会社であるMHFGが、結合後企業の議決権の過半数を保有することになるため、企業結合の会計上はMHAMが取得企業に該当し、DIAMが被取得企業となるものです。

10. 会計処理

「企業結合に関する会計基準」（企業結合会計基準第21号 平成25年9月13日公表分）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日公表分）に基づき、「3. 企業結合の方法」①の吸収合併及び②の吸収分割については共通支配下の取引として処理し、③の吸収合併については逆取得として処理しております。

11. 被取得企業に対してパーチェス法を適用した場合に関する事項

(1) 中間財務諸表に含まれる被取得企業の業績の期間

2024年4月1日から2024年9月30日まで

(2) 被取得企業の取得原価及びその内訳

取得の対価	MHAMの普通株式	144,212百万円
取得原価		144,212百万円

(3) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

a. 発生したのれん	金額	76,224百万円
b. 発生原因	被取得企業から受け入れた資産及び引き受けた負債の純額と取得原価との差額によります。	
c. のれんの償却方法及び償却期間	20年間の均等償却	

(4) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

a. 資産の額	資産合計	40,451百万円
	うち現金・預金	11,605百万円
	うち金銭の信託	11,792百万円
b. 負債の額	負債合計	9,256百万円
	うち未払手数料及び未払費用	4,539百万円

(注) 顧客関連資産に配分された金額及びそれに係る繰延税金負債は、資産の額及び負債の額には含まれておりません。

(5) のれん以外の無形固定資産に配分された金額及び主要な種類別の内訳並びに全体及び主要な種類別の加重平均償却期間

a. 無形固定資産に配分された金額	53,030百万円
b. 主要な種類別の内訳	
顧客関連資産	53,030百万円
c. 全体及び主要な種類別の加重平均償却期間	
顧客関連資産	16.9年

12. 被取得企業に対してパーチェス法を適用した場合の差額

(1) 貸借対照表項目

流動資産	－百万円
固定資産	57,453百万円
資産合計	57,453百万円
流動負債	－百万円
固定負債	1,750百万円
負債合計	1,750百万円
純資産	55,702百万円

(注) 固定資産及び資産合計には、のれんの金額45,734百万円及び顧客関連資産の金額15,385百万円が含まれております。

(2) 損益計算書項目

営業収益	－百万円
営業利益	△3,629百万円
経常利益	△3,629百万円
税引前中間純利益	△3,629百万円
中間純利益	△3,101百万円
1株当たり中間純利益	△77,541円29銭

(注) 営業利益には、のれんの償却額1,905百万円及び顧客関連資産の償却額1,723百万円が含まれております。

(資産除去債務関係)

当社は建物所有者との間で不動産賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約及び法令上の資産除去債務を認識しております。

なお、当該賃貸借契約に関連する長期差入保証金（敷金）が計上されているため、資産除去債務の負債計上に代えて、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用計上し、直接減額しております。

(収益認識関係)

1. 収益の分解情報

当中間会計期間の収益の構成は次の通りです。

第40期中間会計期間
(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

委託者報酬	55,266百万円
運用受託報酬	8,186百万円
投資助言報酬	1,200百万円
成功報酬	－百万円
その他営業収益	13百万円
合計	64,667百万円

2. 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「重要な会計方針 6. 収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

(セグメント情報等)

第40期中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

1. セグメント情報

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) サービスごとの情報

サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

① 営業収益

本邦の外部顧客に対する営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する営業収益で損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

第40期中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	
1株当たり純資産額	1,937,834円09銭
1株当たり中間純利益金額	188,050円89銭

(注) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第40期中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
中間純利益金額	7,522百万円
普通株主及び普通株主と同等の株主に帰属しない金額	—
普通株式及び普通株式と同等の株式に係る中間純利益金額	7,522百万円
普通株式及び普通株式と同等の株式の期中平均株式数	40,000株
（うち普通株式）	(24,490株)
（うちA種種類株式）	(15,510株)

(注) A種種類株式は、剰余金の配当請求権及び残余財産分配請求権について普通株式と同等の権利を有しているため、1株当たり情報の算定上、普通株式に含めて計算しています。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常の見積りの条件と異なる条件であって見積りの公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（4）（5）において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記（3）（4）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

- (1) 定款の変更、事業譲渡又は事業譲受、出資の状況その他の重要事項

委託会社は2024年12月25日付でPayPayアセットマネジメント株式会社が実施した第三者割当増資を引き受け、同社への出資比率が23.4%から49.9%に引き上がりました。

- (2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

約 款

追加型証券投資信託
D I AMパッシブ資産分散ファンド
(愛称：三本の矢)
約款

運用の基本方針

約款第18条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、安定的なインカムゲインの確保に加え、キャピタルゲインの獲得を目指します。

2. 運用方法

(1) 投資対象

外国債券パッシブ・ファンド・マザーファンド受益証券、インデックス225 マザーファンド受益証券および外国リート・パッシブ・ファンド・マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ①外国債券パッシブ・ファンド・マザーファンド、インデックス225 マザーファンドおよび外国リート・パッシブ・ファンド・マザーファンド（以下、総称して「マザーファンド」といいます。）の各受益証券を通じて主に外国債券、国内株式および外国不動産投資信託証券に投資し、安定的なインカムゲインの確保に加え、キャピタルゲインの獲得を目指します。
- ②各マザーファンドへの投資に当たっては、各資産の信託財産におけるリスク量が均等となる比率（以下、「基本リスクウェイト」といいます。）に基づき算出された投資比率に従い、配分します。
- ③基本リスクウェイトは、各資産の時価およびボラティリティをもとに、みずほ第一フィナンシャルテクノロジー株式会社が定期的に計測します。計測の結果、原則として、基本リスクウェイトから信託財産におけるいずれかの資産のリスクウェイトが5%以上乖離した場合にはリバランスを行います。
- ④上記規定にかかわらず、信託財産の純資産総額の水準や市場環境等によって、各資産の投資割合を見直す場合があります。
- ⑤実質組入外貨建資産については、為替ヘッジは行いません。
- ⑥市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等、やむを得ない事情が発生した場合には上記のような運用が出来ない場合があります。

(3) 投資制限

- ①マザーファンドへの投資割合には制限を設けません。
- ②株式への直接投資は行いません。
- ③外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- ④一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

(4) 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

①分配対象額の範囲

分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

②分配対象額についての分配方針

収益分配は、分配対象額の範囲のうち、原則として利子・配当等収益の範囲内で行います。また、毎年

5月および11月の決算時には、原則として利子・配当等収益に売買益（評価益を含みます。）等を加えた額から分配を行います。但し、分配対象額が少額の場合には、分配を行わない場合があります。

③留保益の運用方針

留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託
D I AMパッシブ資産分散ファンド（愛称：三本の矢）
約款

<信託の種類、委託者および受託者>

第1条 この信託は、証券投資信託であり、アセットマネジメントOne株式会社を委託者とし、みずほ信託銀行株式会社を受託者とします。

②この投資信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法(大正11年法律第62号)(以下「信託法」といいます。)の適用を受けます。

<信託事務の委託>

第2条 受託者は信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。)を含みます。)と信託契約を締結し、これを委託することができます。

②前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

<信託の目的、金額および限度額>

第3条 委託者は、金26,771,686,026円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引受けます。

②委託者は、受託者と合意の上、金4,000億円を限度として信託金を追加することができるものとし、追加信託を行った時は、受託者はその引受けを証する書面を委託者に交付します。

③委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

<信託期間>

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から第37条第8項、第39条、第40条第1項、第41条第1項および第43条第2項の規定による信託終了の日までとします。

<受益権の分割および再分割>

第5条 委託者は、第3条第1項による受益権については26,771,686,026口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

②委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

<受益権の取得申込みの勧誘>

第6条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

<当初の受益者>

第7条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第5条第1項の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

<追加信託の価額、口数および基準価額の計算方法>

第8条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

②この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、信託財産に属する外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。))、預金、その他の資産をいいます。以下同じ。)の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

<信託日時異なる受益権の内容>

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

<受益権の帰属と受益証券の不発行>

第10条 この信託の受益権は、平成19年1月4日より、社債等の振替に関する法律(政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。)の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関(社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。)及び当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)

②委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③委託者は、第5条第1項の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

④委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてこの信託の平成18年12月29日現在の全ての受益権(受益権につき、既に信託契約の一部解約が行われたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成19年1月4日以降となるものを含みます。)を受益者を代理して平成19年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預かりではない受益証券に係る受益権については、信託期間中において委託者が受益証券を確認した後当該申請を行うものとします。振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券(当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日にかかる収益分配金交付票を含みます。)は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、委託者の指定する証券会社(委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。以下同じ。)および登録金融機関(委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。)に当該申請の手続きを委任することができます。

<受益権の設定に係る受託者の通知>

第11条 受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

<受益権の申込み単位および取得価額等>

- 第12条 委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、第5条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し1口単位をもって取得の申込みに応ずることができます。また、委託者の指定する証券会社および登録金融機関と別に定める「自動けいぞく投資約款」にしたがって契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ取得申込者に対し、1口単位をもって取得申込みに応ずることができるものとします。
- ②前1項にかかわらず、取得申込日がニューヨーク証券取引所の休業日、英国証券取引所の休業日、オーストラリア証券取引所の休業日、ニューヨークの銀行休業日、ロンドンの銀行の休業日、オランダの銀行の休業日またはフランスの銀行の休業日（「海外休業日」といいます。以下同じ。）に該当する場合は、受益権の取得申込みに応じません。
- ③第1項の取得申込者は、委託者の指定する証券会社または登録金融機関に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、当該取得申込の代金（第4項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。
- ④受益権の取得価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、委託者の指定する証券会社および登録金融機関がそれぞれ別に定める手数料および当該手数料にかかる消費税ならびに地方消費税（以下「消費税等」といいます。以下同じ。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる取得価額は、1口につき1円に、委託者の指定する証券会社および登録金融機関がそれぞれ別に定める手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ⑤前項の規定にかかわらず、証券投資信託の受益権を信託終了時まで保有した受益者（信託期間を延長した証券投資信託（追加型証券投資信託にあつては、延長前の信託終了日（以下「当初の信託終了日」といいます。）以降、収益分配金の再投資以外の追加信託を行わないものをいいます。以下本項において同じ。）にあつては、当初の信託終了日まで当該信託の受益権を保有した受益者をいいます。以下本項において同じ。）が、その償還金（信託期間を延長した証券投資信託にあつては、当初の信託終了日以降における当該信託の受益権の買取請求にかかる売却代金または一部解約金を含みます。以下本項において同じ。）をもって、当該信託終了日（信託期間を延長した証券投資信託にあつては、当初の信託終了日以降における当該信託の受益権の買取約定日または一部解約請求日を含みます。以下本項において同じ。）の属する月の翌月の初日から起算して3ヵ月以内に、当該償還金の支払いを受けた委託者の指定する証券会社および登録金融機関でこの信託にかかる受益権の取得申込をする場合の1口当りの受益権の価額は、当該償還金額の範囲内（単位型証券投資信託にあつては、当該償還金額とその元本額とのいずれか大きい額）で取得する口数について、取得申込日の翌営業日の基準価額に、委託者の指定する証券会社および登録金融機関が独自に定める手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。なお、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、当該受益者に対し、償還金の支払いを受けたことを証する書類の提示を求めることができます。
- ⑥前4項および前5項の規定にかかわらず、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、追加型証券投資信託の受益権を保有する受益者が、当該受益権の申込みを行った委託者の指定する証券会社または登録金融機関において、当該信託の信託終了日の1年前以内で当該証券会社または登録金融機関がそれぞれ別に定める期間以降、当該信託の受益権の買取請求に係る売却代金または一部解約金ををもって、当該証券会社または登録金融機関がそれぞれ別に定める期間以内に、当該証券会社または登録金融機関でこの信託に係る受益権の取得申込みを行う場合の手数料率を独自の料率に定めることができます。
- ⑦前4項から前6項までの規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の取得価額は、第29条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑧前各項の規定にかかわらず、委託者は、証券取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の

取引を行う市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。以下同じ。)における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受け付けを中止することおよびすでに受付けた取得申込みを取り消すことができます。

<受益権の譲渡に係る記載または記録>

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

②前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

<受益権の譲渡の対抗要件>

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

<投資の対象とする資産の種類>

第15条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）とします。

1. 有価証券
2. 金銭債権
3. 約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除く。）

<運用の指図範囲等>

第16条 委託者は、信託金を、主としてアセットマネジメントOne株式会社を委託者とし、みずほ信託銀行株式会社を受託者として締結された、外国債券パッシブ・ファンド・マザーファンド、外国リート・パッシブ・ファンド・マザーファンドおよびインデックス225 マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の各受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの。
3. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

②前項の規定に係らず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認める場合、委託者は、信託金を、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

<受託者の自己または利害関係人との取引>

第17条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託および投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、受託者および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼業等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条および第20条において同じ。）、第20条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者におけるほかの信託財産との間で第15条および第16条第1項および第2項に定める資産への投資を、信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない限り行うことができます。

②前項の取扱いは、第24条および第25条における委託者の指図による取引についても同様とします。

<運用の基本方針>

第18条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

<信用リスク集中回避のための投資制限>

第18条の2 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

<特別の場合の外貨建資産への投資制限>

第19条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

<信託業務の委託等>

第20条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みません。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ②受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務（裁量性のないものに限りません。）を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
1. 信託財産の保存に係る業務
 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
 4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

第21条 （削除）

<混蔵寄託>

第22条 金融機関または証券会社（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者

および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。)から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または証券会社が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または証券会社の名義で混蔵寄託できるものとします。

<信託財産の登記等および記載等の留保等>

- 第23条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。
- ②前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
 - ③信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
 - ④動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

<一部解約の請求および有価証券売却等の指図>

- 第24条 委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券に係る信託契約の一部解約の請求ならびに信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

<再投資の指図>

- 第25条 委託者は、前条の規定による一部解約代金、売却代金、有価証券に係る償還金等および有価証券等に係る利子等ならびにその他の収入金を再投資することの指図ができます。

<資金の借入れ>

- 第26条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- ②一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は、借入れ指図を行う日の信託財産の純資産総額の10%以内における、当該有価証券等の売却代金または解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。
 - ③収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
 - ④借入金の利息は信託財産中より支弁します。

<損益の帰属>

- 第27条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

<受託者による資金の立替え>

- 第28条 信託財産に属する有価証券について、借替えがある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。
- ②信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、

信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

- ③前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

<信託の計算期間>

第29条 この信託の計算期間は、原則として1月7日から3月6日まで、3月7日から5月6日まで、5月7日から7月6日まで、7月7日から9月6日まで、9月7日から11月6日まで、11月7日から翌年1月6日までとします。ただし、第1計算期間は平成17年12月28日から平成18年3月6日までとします。

- ②前項にかかわらず、前項の原則により計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

<信託財産に関する報告>

第30条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ②受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

<信託事務の諸費用>

第31条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

- ②信託財産の財務諸表の監査に要する費用（消費税等に相当する金額を含みます。）は受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

<信託報酬等の総額および支弁の方法>

第32条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第29条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の100の率を乗じて得た金額とし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

- ②前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。
- ③第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。
- ④委託者は、グローバルリート・パッシブ・ファンド・マザーファンド受益証券の運用の指図に関する権限の委託を受けたものが受ける報酬を、第1項に基づいて委託者が受ける報酬から支弁するものとします。その報酬額は、第29条に規定する計算期間を通じて毎日、グローバルリート・パッシブ・ファンド・マザーファンドの信託財産の純資産総額に以下の率を乗じて得た金額の合計に、マザーファンドの受益権総口数に占める信託財産に属する当該マザーファンドの受益権口数の割合を乗じて得た額とします。
1. 25億円以下の部分に対しては、年10,000分の20の率
 2. 25億円を超えて75億円以下の部分に対しては、年10,000分の18の率
 3. 75億円を超えた部分に対しては、年10,000分の15の率
- ⑤平成28年4月13日以降、この信託がグローバルリート・パッシブ・ファンド・マザーファンド受益証券へ投資を行わないこととなった場合には、前項の規定は適用しません。

<収益の分配方式>

第33条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 信託財産に属する配当等収益（利子およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額をいいます。以下同じ。）から、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額、監査報酬および当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益

者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」と言います。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額、監査報酬および当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のある時はその全額を売買益をもって補填した後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

②毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

<収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責>

第34条 受託者は、収益分配金については第35条第1項に規定する支払開始日ならびに第35条第2項に規定する交付までに、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第35条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第35条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ②受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

<収益分配金、償還金および一部解約金の支払い>

第35条 収益分配金は、毎計算期間終了後1ヶ月以内の委託者の指定する日から毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため、委託者の指定する証券会社または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。なお、平成19年1月4日以降においても、第36条に規定する時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引き換えに受益者に支払います。

- ②前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が委託者の指定する証券会社および登録金融機関に交付されます。この場合、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、受益者に遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、第12条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

- ③償還金は、信託終了後1ヶ月以内の委託者の指定する日から信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため、委託者の指定する証券会社または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引き換えに当該受益者に支払います。

- ④一部解約金は、第37条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として5営業日目から当該受益者に支払います。

- ⑤前各項（第2項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する証券会社および登録金融機関の営業所等において行うものとし、

- ⑥収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金（所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとし、）は、原則として、各受

益者毎の信託時の受益権の価額等（原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。）に応じて計算されるものとします。

<収益分配金および償還金の時効>

第36条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第3項に規定する支払い開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

<信託契約の一部解約>

第37条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

- ②平成19年1月4日以降の信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者の指定する証券会社または登録金融機関に対し、振替受益権をもって行うものとします。ただし、平成19年1月4日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求で、平成19年1月4日に行われる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行うものとします。
- ③第1項の規定にかかわらず、委託者は、一部解約の実行の請求日が海外休業日に該当する場合には、一部解約の実行の請求を受け付けないものとします。
- ④委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、第1項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ⑤前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額から、当該基準価額に0.3%を信託財産留保額として乗じて得た額を控除した額とします。
- ⑥委託者は、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付けを中止することおよびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受付けを取消することができます。
- ⑦前項により一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付け中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、第5項の規定に準じて算出した価額とします。
- ⑧委託者は、信託契約の一部を解約することにより、信託財産の純資産総額が50億円を下回ることとなった場合には、受託者と合意の上、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、第39条の規定を準用するものとします。

<質権口記載又は記録の受益権の取り扱い>

第38条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

<信託契約の解約>

第39条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ②委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ③前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ④前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。
- ⑤委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ⑥第3項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には、適用しません。

<信託契約に関する監督官庁の命令>

- 第40条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- ②委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第44条の規定にしたがいます。

<委託者の登録取消等に伴う取扱い>

- 第41条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
- ②前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第44条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

<委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い>

- 第42条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
- ②委託者は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

<受託者の辞任および解任に伴う取扱い>

- 第43条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第44条の規定にしたがい、新受託者を選任します。
- ②委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

<信託約款の変更>

- 第44条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
- ②委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
 - ③前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べ

るべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

- ④前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。
- ⑤委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

<反対者の買取請求権>

第45条 第39条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第39条第3項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、投資信託及び投資法人に関する法律第30条の2の規定に基づき、受益権の買取を請求することができます。

<公告>

第46条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。
<https://www.am-one.co.jp/>

- ②前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

<運用報告書に記載すべき事項の提供>

第47条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供します。

- ②前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付します。

<信託約款に関する疑義の取扱い>

第48条 この信託約款の解釈について疑義が生じたときは、委託者と受託者の協議により定めます。

(附則)

第1条 平成18年12月29日現在の信託約款第10条、第11条、第13条から第18条の規定および受益権と読み替えられた受益証券に関する規定は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、なおその効力を有するものとします。

平成17年12月28日

(信託契約締結日)

委託者	興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社
受託者	みずほ信託銀行株式会社

親投資信託
外国債券パッシブ・ファンド・マザーファンド

約款

運用の基本方針

約款第15条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の中長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

海外の公社債を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- 1) 主に日本を除く世界主要国の公社債に投資し、「FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース、為替ヘッジなし）」に連動する投資成果を目指して運用を行います。
- 2) 外国債券への投資は原則として高位を維持します。ただし、市況動向等により弾力的に変更を行う場合があります。
- 3) 外貨建資産については原則為替ヘッジは行いませんが、金利・為替状況によってはヘッジを実施する可能性があります。
- 4) 有価証券等の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係る選択権取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係るオプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。
- 5) 信託財産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことができます。
- 6) 信託財産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。

(3) 投資制限

- 1) 株式への投資は、転換社債の転換、新株予約権の行使および社債権者割当等により取得するものに限ります。
株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- 2) 同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- 3) 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- 4) 外貨建資産への投資には、制限を設けません。
- 5) 有価証券先物取引等は約款第19条の範囲で行います。
- 6) スワップ取引は約款第20条の範囲で行います。
- 7) 金利先渡取引および為替先渡取引は、約款第21条の範囲で行います。

- 8) 外国為替予約取引は約款24条の範囲で行ないます。
- 9) デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動、金利変動および為替変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
- 10) 外国為替予約取引は、為替相場の変動により生じるリスクを減じる目的以外には利用しません。
- 11) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

親投資信託
[インデックス225 マザーファンド] 約 款

運用の基本方針

約款第16条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は、次のとおりとします。

1. 基本方針

この投資信託は、日経平均トータルリターン・インデックスの動きに連動する投資成果をめざした運用を行いません。

2. 運用方法

(1) 投資対象

わが国の金融商品取引所上場株式のうち、日経平均トータルリターン・インデックスに採用されている（または採用予定の）銘柄を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

①主としてわが国の金融商品取引所上場株式のうち、原則として、日経平均トータルリターン・インデックスに採用された銘柄の中から200銘柄以上に同指数における個別銘柄の比率と同程度となるように投資を行いません。

②株式の組入比率は原則として高位を保ちます。

③株価指数先物取引等を利用する場合があります。

④株式以外の資産への投資は、原則として投資信託財産総額の50%以下とします。

⑤当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、日経平均トータルリターン・インデックスが改廃されたとき、償還の準備に入ったとき等ならびに残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

①株式への投資割合には制限を設けません。

②外貨建資産への投資は行いません。

③デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動および金利変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

④一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

3. 収益分配方針

運用による収益は、信託終了時まで投資信託財産中に留保し、期中には分配を行いません。

親投資信託
外国リート・パッシブ・ファンド・マザーファンド
約款

運用の基本方針

約款第18条に基づき委託者の定める運用の基本方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、S & P 先進国 REIT インデックス（除く日本、円換算ベース、配当込み、為替ヘッジなし）に連動する投資成果を目指して運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

日本を除く世界各国の不動産投資信託証券[※]を主要投資対象とします。

※海外の証券取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されている不動産投資信託証券（一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託の受益証券（振替投資信託受益権を含みます。）および不動産投資法人の投資証券。以下同じ。）とします。

(2) 投資態度

- ①主に日本を除く世界各国の不動産投資信託証券を主要投資対象とし、S & P 先進国 REIT インデックス（除く日本、円換算ベース、配当込み、為替ヘッジなし）に連動する投資成果を目指して運用を行います。
- ②不動産投資信託証券への投資割合は、原則として高位を維持します。ただし、市況動向等により弾力的に変更を行う場合があります。
- ③外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。ただし、金利・為替状況によってはヘッジを行う場合があります。
- ④市況動向等に急激な変化が生じたとき、残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等、やむを得ない事情が発生したときは、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 運用制限

- ①投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- ②外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- ③株式への直接投資は行いません。
- ④同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、原則として信託財産の純資産総額の30%以内とします。ただし、S & P 先進国 REIT インデックス（除く日本、円換算ベース、配当込み、為替ヘッジなし）における時価の構成割合が30%を超える不動産投資信託証券がある場合には、指数との連動性を維持するために当該不動産投資信託証券をS & P 先進国 REIT インデックス（除く日本、円換算ベース、配当込み、為替ヘッジなし）の構成割合の範囲で組入れることができるものとします。
- ⑤デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動、金利変動および為替変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
- ⑥外国為替予約取引は、為替相場の変動により生じるリスクを減じる目的以外には利用しません。
- ⑦一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。